

資料 6－2

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	DB35-9 r. 8.0
提出年月日	令和5年6月6日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(設計基準対象施設等)
比較表

第35条 通信連絡設備

令和 5 年 6 月
北海道電力株式会社

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

比較結果等をとりまとめた資料

1. 最新審査実績を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：あり（4件）
 - ・中央制御室に保管する衛星電話設備（固定型）の電源構成を以下のとおり変更。
変更前：充電式電池
変更後：非常用電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計。
 - ・電力保安通信用電話設備のうち保安電話（FAX）を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。
 - ・無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。
 - ・無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）の保管場所を屋外（車両内）及び緊急時対策所待機所内から、中央制御室及び緊急時対策所待機所内に変更しました。
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの：なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った事項

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：あり
 - ・全体を女川2号炉まとめ資料と同じ構成に合わせた。
 - ・2.19通信連絡設備【62条】添付資料を追加。
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの：なし

2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要

2-1) 設備名称・用語等の相違（以下については、相違理由欄に相違理由を記載しない。）

No.	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
1	運転指令設備（警報装置を含む） ・送受話器・スピーカー	送受話設備（ペーディング）（警報装置を含む。） ・ハンドセット・スピーカー	運転指令設備（警報装置を含む。） ・ハンドセット・スピーカー	設備名称の相違
2	電力保安通信用電話設備 ・保安電話（固定） ・保安電話（携帯） ・（記載なし） ・（記載なし） ・衛星保安電話	電力保安通信用電話設備 ・固定電話機 ・PHS端末 ・FAX ・（記載なし） ・衛星保安電話（固定型）	電力保安通信用電話設備 ・保安電話（固定） ・保安電話（携帯） ・保安電話（FAX） ・専用電話 ・衛星保安電話	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違①及び②参照
3	（記載なし）	（記載なし）	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違③参照
4	インターフォン	（記載なし）	インターフォン	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違③参照
5	無線通話装置 ・固定 ・車載	移動無線設備 ・移動無線設備（固定型） ・移動無線設備（車載型）	移動無線設備 ・移動無線設備（固定型） ・移動無線設備（車載型）	設備名称の相違
6	トランシーバー	無線連絡設備 ・無線連絡設備（固定型） ・無線連絡設備（携帯型）	無線連絡設備 ・無線連絡設備（固定型） ・無線連絡設備（携帯型）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違④参照
7	携帯電話	（記載なし）	携帯電話	設備の相違参照 赤字部は、設備の相違⑤参照
8	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ・TV会議システム ・IP電話 ・IP-FAX	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システム ・IP電話 ・IP-FAX	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システム ・IP電話 ・IP-FAX	設備名称の相違
9	（記載なし）	専用電話設備 ・専用電話設備（地方公共団体向けホットライン） ・（記載なし）	専用電話設備 ・専用電話設備（固定型） ・専用電話設備（FAX）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑩参照
10	加入電話設備 ・固定電話 ・FAX	局線加入電話設備 ・加入電話機 ・加入FAX	加入電話設備 ・加入電話機 ・加入FAX	設備名称の相違
11	・（記載なし） ・衛星電話（固定） ・衛星電話（携帯）	衛星電話設備 ・（記載なし） ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型）	衛星電話設備 ・衛星電話設備（FAX） ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型）	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑥参照
12	データ伝送設備（発電所内） ・安全パラメータ表示システム（SPDS） ・（記載なし） ・SPDS表示装置	安全パラメータ表示システム（SPDS） ・データ収集装置 ・SPDS伝送装置 ・SPDS表示装置	データ伝送設備（発電所内） ・データ収集計算機 ・（記載なし） ・データ表示端末	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑪参照
13	データ伝送設備（発電所外） ・安全パラメータ伝送システム ・安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ伝送設備 ・SPDS伝送装置 ・（記載なし）	データ伝送設備（発電所外） ・ERSS伝送サーバ ・データ収集計算機	設備名称の相違 赤字部は、設備の相違⑫参照
14	通信設備（発電所内）	通信連絡設備（発電所内）	通信連絡設備（発電所内）	総称の相違
15	通信設備（発電所外）	通信連絡設備（発電所外）	通信連絡設備（発電所内）	総称の相違
16	非常用所内電源 ・ディーゼル発電機	非常用交流電源設備（非常用所内電源設備） ・非常用ディーゼル発電機	非常用電源設備 ・ディーゼル発電機	設備名称の相違
17	空冷式非常用発電装置	常設代替交流電源設備 ・ガスタービン発電機	常設代替交流電源設備 ・代替非常用発電機	設備名称の相違

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

2-1) 設備名称・用語等の相違（以下については、相違理由欄に相違理由を記載しない。）

No.	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
18	電源車	可搬型代替交流電源設備 ・電源車	可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替電源車	設備名称の相違
19	電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用代替交流電源設備 ・電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用代替交流電源設備 ・緊急時対策所用発電機	設備名称の相違
20	充電池	充電式電池	充電式電池	設備名称の相違
21	基準地震動	基準地震動 Ss	基準地震動	呼称の相違（他条文との整合）
22	事故一斉放送装置	(記載なし)	(記載なし)	赤字部は、設備の相違①参照
23	緊急時対策所	緊急時対策所 緊急時対策建屋	緊急時対策所 緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機所	建屋名称の相違

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違N o. を記載する）

項目	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
① 電力保安通信用電話設備のうちFAXの有無	記載なし	電力保安通信用電話設備のうちFAX 設置場所：中央制御室及び緊急時対策所	電力保安通信用電話設備のうち 保安電話(FAX) 設置場所：中央制御室及び 緊急時対策所指揮所	・大飯3／4号炉では電力保安通信用電話設備のうちFAXを中央制御室及び緊急時対策所に設置していない。
② 電力保安通信用電話設備のうち専用電話の有無	記載なし	記載なし	電力保安通信用電話設備のうち 専用電話 設置場所：中央制御室	・泊3号炉では、地元消防と中央制御室との連絡用にホットラインとなる専用電話を設置している（島根2号炉と同様）。
③ テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの有無	インターフォン 設置場所： 緊急時対策所	記載なし	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォン 設置場所： 緊急時対策所指揮所 及び 緊急時対策所待機所	・泊3号炉では、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を、指揮所、待機所間を往来することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置している。（インターフォンは、高浜3／4号炉及び大飯3／4号炉と同様）
④ 無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）の有無	記載なし	無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型） 設置場所： 中央制御室 及び 緊急時対策所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型） 設置場所： 中央制御室 及び 緊急時対策所指揮所	・大飯3／4号炉では無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）を設置していない。
⑤ 携帯電話の有無	携帯電話	記載なし	携帯電話	・緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて利用可能としている。
⑥ 衛星電話設備のうち衛星電話設備（FAX）の有無	記載なし	記載なし	衛星電話設備のうち 衛星電話設備（FAX） 設置場所： 緊急時対策所指揮所	・緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて利用可能としている（柏崎6／7号炉と同様）。
⑦ 衛星電話設備（携帯型）の保管場所の相違	衛星電話（携帯） 保管場所： 緊急時対策所	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型） 保管場所： 緊急時対策所	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型） 保管場所： 中央制御室 及び 緊急時対策所指揮所	・泊3号炉では、災害対策要員が初動で中央制御室に集合することから、動線を考慮し衛星電話設備（携帯型）を中央制御室にも保管している。なお、その利用目的は、給水準備作業などにおける現場の発電所対策要員と発電所災害対策本部または中央制御室間の連絡である。
⑧ 無線連絡設備（携帯型）の保管場所の相違	トランシーバー 保管場所： 緊急時対策所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び 緊急時対策所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型） 保管場所： 中央制御室 及び 緊急時対策所待機所	・大飯3／4号炉ではトランシーバーを中央制御室に保管していない。
⑨ 携行型通話装置の保管場所の相違	携行型通話装置 保管場所： 原子炉補助建屋 及び 緊急時対策所	携行型通話装置 保管場所：中央制御室	携行型通話装置 保管場所：中央制御室及び 原子炉補助建屋	・泊3号炉では、中央制御室内の保管スペースの関係から、中央制御室内及び原子炉補助建屋（中央制御室付近）に携行型通話装置を保管している（島根2号炉と同様）。

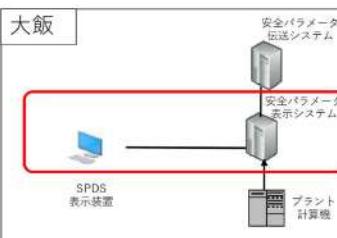
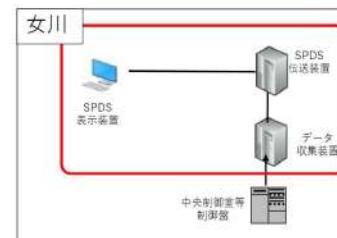
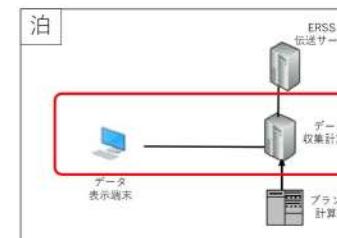
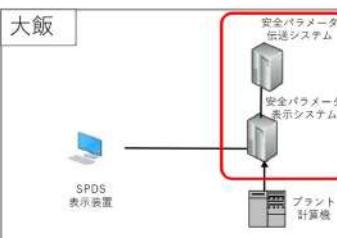
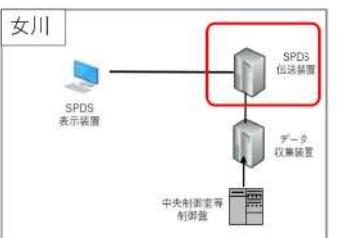
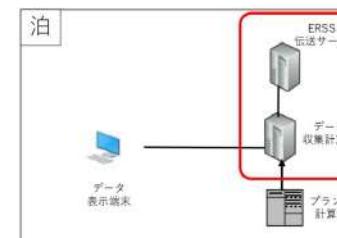
上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違N o. を記載する）

項目	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑩ データ伝送設備（発電所内）の構成の相違	<p>■発電所内のデータ伝送設備 (データ伝送設備（発電所内）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全パラメータ表示システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内 ・SPDS 表示装置 設置場所：緊急時対策所内 	<p>■発電所内のデータ伝送設備 (安全パラメータ表示システム (SPDS))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ収集装置 設置場所：制御建屋内 ・SPDS 伝送装置 設置場所：緊急時対策所内 ・SPDS 表示装置 設置場所：緊急時対策所内 	<p>■発電所内のデータ伝送設備 (データ伝送設備（発電所内）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ収集計算機 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内 ・データ表示端末 設置場所：緊急時対策所指揮所内 	<ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、表示端末が収集部に当たる「データ収集計算機」と接続されているが、女川2号炉では、表示端末がサーバ部に当たる「SPDS 伝送装置」と接続されている。そのため、女川2号炉ではSPDS 伝送装置を「発電所内のデータ伝送設備」「発電所外のデータ伝送設備」で共有している。 ・泊3号炉では、データ収集計算機を「発電所内のデータ伝送設備」「発電所外のデータ伝送設備」で共有している。 ・女川2号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、電源構成、設備の役割に相違があるが、緊急時対策所におけるデータ表示の機能に相違はない。 ・なお、大飯3/4号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。
⑪ データ伝送設備（発電所外）の構成の相違	<p>■発電所外のデータ伝送設備 (データ伝送設備（発電所外）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全パラメータ伝送システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内 ・安全パラメータ表示システム 設置場所：3号及び4号炉原子炉補助建屋内 	<p>■発電所外のデータ伝送設備 (データ伝送設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SPDS 伝送装置 設置場所：緊急時対策所内 	<p>■発電所外のデータ伝送設備 (データ伝送設備（発電所外）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ERSS 伝送サーバ 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内 ・データ収集計算機 設置場所：3号炉原子炉補助建屋内 	<ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備として、ERSS 伝送サーバに加え、データの収集部にあたるデータ収集計算機を含め、「データ伝送設備（発電所外）」と呼称している。 ・女川2号炉では、発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置のみで「データ伝送設備」と呼称している。 ・女川2号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、電源構成、設備の役割に相違があるが、ERSSへの伝送機能に相違はない。 ・なお、大飯3/4号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。
⑫ 中央制御室待避所の有無	記載なし	中央制御室待避所	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・女川ではフィルタベント操作によるブルーム発生に備え設置している。泊では当該操作ではなく、中央制御室待避所及び、その内部で活動を行うための設備はない。

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違No.を記載する）

項目	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑬ 通信連絡設備の電源構成の相違	ディーゼル発電機又は電源車(緊急時対策所用) (DB)	非常用交流電源設備	非常用電源設備	・大飯3／4号炉では、設計基準事故時において緊急時対策所に設置する通信連絡設備への電源は多様性を確保している。（泊3号炉は女川同様非常用電源設備のみ）
⑭ インターフォンの電源の相違	インターフォンの電源 乾電池	記載なし	インターフォンの電源 緊急時対策所用代替交流電源設備	・インターフォン機種の相違による。
⑮ 緊急時衛星通報システムの有無	緊急時衛星通報システム	記載なし	記載なし	・大飯3／4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、緊急時対策所に設置しているPCから地方公共団体等へ通報できる緊急時衛星通報システムを設置している。 ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備（固定型）により通報できる（伊方3号炉および川内1／2号炉と同様）。また、泊3号炉は衛星電話設備（FAX）を設置しており、これによる通報も可能。
⑯ 衛星電話（可搬）の有無	衛星電話（可搬）	記載なし	記載なし	・大飯3／4号炉は、重大事故等が発生した場合における地方公共団体等への原子力災害特別措置法に基づく通報等を実施できるよう、衛星アンテナが可搬できる衛星電話設備を設置又は保管している。 ・女川2号炉および泊3号炉は、緊急時対策所に設置している衛星電話設備（固定型）により通報できる（伊方3号炉および川内1／2号炉と同様）。また、泊3号炉は衛星電話設備（FAX）を設置しており、これによる通報も可能。
⑰ 事故一斉放送装置の有無	事故一斉放送装置の有無	記載なし	記載なし	・大飯3／4号炉は、設計基準事故時にスピーカーにて一斉放送をする警報装置を準備している。 ・泊発電所3号炉は、警報機能の機能を有する運転指令設備（警報装置を含む。）のスピーカーにて一斉放送する機能を有している。（伊方3号炉、女川2号炉、柏崎6／7号炉、東海第二、島根2号炉と同様）
⑱ 専用電話装置のうちFAXの有無	記載なし	専用電話設備 記載なし	専用電話設備 専用電話設備（FAX）	・泊発電所3号炉は、地方公共団体へのFAX送付の多様性を確保する目的で専用電話設備のうち専用電話装置（FAX）を設置している。（伊方3号炉と同様）

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

2-2) 設備又は設計方針の相違（以下については相違理由欄に相違N o. を記載する）

項目	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑩ 緊急時対策所の構成の相違	<p>緊急時対策所は、1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内に指揮所及び待機場所を設ける。</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉の記載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)から構成される設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は5号炉原子炉建屋に設置する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、緊急対策室及びSPDS室から構成される設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策建屋に設置する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、それぞれ独立した建屋を敷地高さ T.P. 39mに設置する設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 泊発電所3号炉の緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所の2棟から構成し、緊急時対策所指揮所に指示を行う要員を収容し、緊急時対策所待機所には現場作業を行う要員を収容する。 <p>(緊急時対策所を指揮所と待機所に分割し、要員の収容所として待機所を運用している点は、柏崎6／7号炉の緊急時対策所(対策本部)および緊急事対策所(待機場所)と同様)</p>

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

2-3) 記載方針の相違（以下については相違理由欄に相違No.を記載する）

項目	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
①泊発電所3号炉が <u>緊急時対策所</u> と記載する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所 <p>【柏崎刈羽6／7号炉の記載】</p> <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所 ・<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所 	<p>柏崎刈羽発電所は、複数の緊急時対策所を設置しているため、柏崎刈羽6／7号炉の緊急時対策所として申請する対象を「<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>」と記載し、対象を明確化している。</p> <p>泊発電所3号炉は、設置する緊急時対策所はひとつのみであるため、「<u>緊急時対策所</u>」と記載し、号炉と建物を区別しないで記載する。（女川発電所2号炉と同様）</p> <p>また、条文要求事項に対する設計方針を示す場合や、手順の題名等を指す場合、「<u>緊急時対策所</u>」と記載する。</p> <p>なお、柏崎刈羽6／7号炉も条文要求事項に対する設計方針を示す場合や、手順の題名等を指す場合、「<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>」以外に「<u>緊急時対策所</u>」という記載を用いている場合がある。</p>
②泊発電所3号炉が <u>緊急時対策所指揮所</u> 又は <u>緊急事対策所待機所</u> と記載する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急時対策所</u> ・<u>緊急時対策所指揮所</u>及び<u>緊急時対策所待機場所</u> ・<u>緊急時対策所指揮所</u> ・<u>緊急時対策所待機場所</u> <p>【柏崎刈羽6／7号炉の記載】</p> <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>, <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>又は<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急時対策所指揮所</u>及び<u>緊急時対策所待機所</u> ・<u>緊急時対策所指揮所</u> ・<u>緊急時対策所待機所</u> 	<p>泊発電所3号炉は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2棟から構成する設計であり、具体的に設置、保管、通信又は操作がいずれの棟が該当するのか示す場合、「<u>緊急時対策所指揮所</u>」、「<u>緊急時対策所待機所</u>」又は「<u>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</u>」と、その棟を区別して記載する。</p> <p>なお、柏崎刈羽6／7号炉も対策本部又は待機場所について具体的に示す必要がある場合、「<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>」又は「<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u>」という記載を用いている。</p>

上記表は、35条、62条、1.19共通で使用している。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第35条：通信連絡設備 ＜目次＞	第35条：通信連絡設備 ＜目次＞	第35条：通信連絡設備 ＜目次＞	
1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等（手順等含む）	1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合方針 1.3 気象等 1.4 設備等（手順等含む）	1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等（手順等含む）	【女川】記載方針の相違 ・記載の充実
2. 通信連絡設備 2.1 通信連絡設備の概要 2.1.1 通信連絡設備（発電所内用）の概要 2.1.2 通信連絡設備（発電所外用）の概要	2. 通信連絡設備 2.1 通信連絡設備の概要 2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内） 2.3 通信連絡設備（発電所外） 2.4 安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備	2. 通信連絡設備 2.1 通信連絡設備の概要 2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内） 2.3 通信連絡設備（発電所外） 2.4 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）	【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯では、当章にて警報装置の概要も説明している。
2.2 多様性を確保した専用通信回線	2.5 多様性を確保した通信回線	2.5 多様性を確保した通信回線	【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・泊は、大飯同様、外部との通信回線について記載している。(女川同様)
2.3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備	2.6 通信連絡設備の電源設備	2.6 通信連絡設備の電源設備	【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

第35条 通信連絡設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>2.4 緊急時対策所の通信連絡設備及び S P D S データ 表示に係る耐震性</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>3. 技術的能力説明資料 (別添資料) 通信連絡設備</p> <p>(参考資料) 参考 1. 通信連絡設備の一覧 参考 2. 機能毎に必要な通信連絡設備 参考 3. 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考 7. 加入電話システムの構成</p>	<p>2.7 緊急時対策所の通信連絡設備及び S P D S パラメータ 表示に係る耐震性</p> <p>3. 別添 別添 女川原子力発電所 2 号炉 運用、手順説明資料 通信連絡設備</p> <p>4. 参考 参考 1 通信連絡設備の一覧 参考 2 機能ごとに必要な通信連絡設備 参考 3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>参考 4 加入電話システムの構成</p>	<p>3. 運用、手順説明資料 別添 泊発電所 3 号炉 運用、手順説明資料 通信連絡設備</p> <p>4. 参考 参考 1 通信連絡設備の一覧 参考 2 機能ごとに必要な通信連絡設備 参考 3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>参考 4 加入電話システムの構成</p>	<p>【女川】記載方針の相違 (大飯審査実績の反映) ・女川は参考資料の参考 8 に耐震措置について記載している。泊は、大飯審査実績を踏まえ、本項を記載しつつ、女川審査実績を踏まえ参考 8 にも耐震措置について記載している。 なお、メーカ設計が同様である大飯の耐震性確保の範囲は泊と同様である。</p> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違 他条文との記載の横並び</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯：技術的能力、女川・泊：運用、手順 実質的な相違なし。以降同様の記載箇所については相違理由記載を省略する。</p> <p>【大飯】【女川】 記載表現の相違 ・申請プラント名称の相違。以降、同様の記載箇所については、相違理由記載を省略する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯では参考 7 に記載</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
参考4. 緊急時対策所のSPDS表示装置 【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 参考4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDS表示装置	参考5 緊急時対策所におけるSPDS表示装置	参考5 緊急時対策所におけるデータ表示端末	【女川】記載表現の相違 ・データ伝送に関する参考資料のため、泊はデータ伝送設備（発電所内）とデータ伝送設備（発電所外）を合わせて説明している。 【拍崎】記載方針の相違 2-3①のとおり
参考5. SPDSバックアップラインで確認できるパラメータリスト 【比較のため順番を変更して記載】 参考8. 緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る耐震性 参考9. 緊急時対策所の通信連絡設備の耐震性 【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 参考7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について	参考6 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ 参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について	参考6 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）のデータ伝送概要と確認できるパラメータ 参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について	【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・記載内容に合わせた資料名の相違 ・記載箇所の相違。大飯では参考5に記載 【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)
参考6. 緊急時対策所の通信連絡設備電源 【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 参考8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源について	参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について	参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について 参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について	【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊の参考8に大飯の参考8及び参考9の内容を記載 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【拍崎】記載方針の相違 2-3①のとおり
			【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・記載箇所の相違。大飯では参考6に記載 【拍崎】記載方針の相違 2-3①のとおり

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較のため再掲】 参考6. 緊急時対策所の通信連絡設備電源	参考10 緊急時対策所の充電器及び通信用電源装置（蓄電池）の仕様について	参考10 緊急時対策所の通信連絡設備用無停電電源の仕様について	【女川】 設計方針の相違 ・女川は緊急時対策所の電源として無停電電源装置を設置しているが、泊は通信機器個別に無停電電源を設置している。 【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・記載箇所の相違。大飯では参考6に記載
【泊崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 参考8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源について			【泊崎】 記載方針の相違 2-3①のとおり
【比較のため順番を変更して記載】 参考12. 多様性を確保した通信連絡設備	参考11 多様性を確保した通信回線の容量について	参考11 多様性を確保した通信回線の容量について	【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊は、発電所外との通信回線の容量の説明をしている（女川同様） ・大飯では参考12に記載
	参考12 主要な通信連絡設備の配置について	参考12 主要な通信連絡設備の配置について	【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯では該当参考なし
【比較のため再掲】 参考2. 機能毎に必要な通信連絡設備	参考13 協力会社との通信連絡	参考13 協力会社との通信連絡	【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯では参考2に記載
	参考14 公的機関等の情報を入手するための設備	参考14 公的機関等の情報を入手するための設備	【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯では該当参考なし
参考10. 設計基準事故対処設備における点検頻度			【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・技術的能力説明資料にて記載。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
参考11. データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類		参考15 データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類	【女川】記載方針の相違 ・記載の充実
参考13. トランシーバーの仕様		参考16 無線連絡設備（携帯型）の仕様 参考17 可搬型重大事故対処設備としている通信連絡設備の予備機 保有台数と考え方	【女川】記載方針の相違 ・記載の充実 【大飯】【女川】記載方針の相違 ・2016年度ヒアリングコメントの反映（記載の充実）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>＜概要＞</p> <p>1.において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それらの要求に対する大飯発電所3号及び4号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p>＜概要＞</p> <p>1.において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する女川原子力発電所における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる対策等を整理する。</p>	<p>＜概要＞</p> <p>1.において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策を整理する。</p>	<p>【大飯】【女川】女川及び泊の他条文との整合（記載統一）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>通信連絡設備について、設置許可基準規則第35条及び第62条並びに技術基準規則第47条及び第77条において、追加要求事項を明確化する。(表1)</p> <p>表1 設置許可基準規則第35条及び第62条、技術基準規則第47条及び第77条 要求事項</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>通信連絡設備について、設置許可基準規則第35条及び技術基準規則第47条において、追加要求事項を明確化する。(第1.1-1表)</p> <p>第1.1-1表 設置許可基準規則第35条及び技術基準規則第47条 要求事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第35条 (通信連絡設備)</th><th>技術基準規則 第47条 (警報装置等)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に對し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。</td><td>4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。</td><td>一部追加要求</td></tr> <tr> <td>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。</td><td>5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。</td><td>追加要求事項</td></tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に對し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。	追加要求事項	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>通信連絡設備について、設置許可基準規則第35条及び技術基準規則第47条において、追加要求事項を明確化する。(第1.1-1表)</p> <p>第1.1-1表 設置許可基準規則第35条、技術基準規則第47条 要求事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第35条 (通信連絡設備)</th><th>技術基準規則 第47条 (警報装置等)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に對し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。</td><td>4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。</td><td>一部追加要求事項</td></tr> <tr> <td>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。</td><td>5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。</td><td>追加要求事項</td></tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に對し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求事項	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。	追加要求事項	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績を反映) ・重大事故等対応設備の 条文(設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条)に係る記載については、設置許可基準62条側に記載。</p>
設置許可基準規則 第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考																			
工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に對し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求																			
2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。	追加要求事項																			
設置許可基準規則 第35条 (通信連絡設備)	技術基準規則 第47条 (警報装置等)	備考																			
工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に對し必要な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	4 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	一部追加要求事項																			
2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。	5 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設置しなければならない。	追加要求事項																			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第35条 通信連絡設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
設置許可基準規則 第62条（通信連絡を行うために必要な設備）	技術基準規則 第77条（通信連絡を行うために必要な設備）	備考			
<p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 第62条に規定する「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p>	<p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 第77条に規定する「当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p>	追加要求事項			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・重大事故等対応設備の条文(設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条)に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備</p> <p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ロ、発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造</p> <p>(ad) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）、及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から、人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）（安全施設に属するものに限る。）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合方針 (1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ、発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (ad) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ、発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (ad) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：原子炉施設、女川泊：発電用原子炉施設</p> <p>【大飯】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：操作、女川・泊必要な操作。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯では（安全施設に属するものに限る。）と記載しているが、それ以外の所もあることから記載していない（女川同様）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する設計とする。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）(安全施設に属するものに限る。)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>【拍崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯：原子炉施設、女川・泊：発電用原子炉施設</p> <p>【大飯】体制の相違 関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源(UPSの類)、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>【説明資料（2.1～2.3: P4-35-19～28）】</p> <p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ヌ、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 (vii) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置である事故一斉放送装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）である運転指令設備、電力保安通信用電話設備等を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内用）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置する設計とする。</p>	<p>【説明資料（2.1: P35 条-11, 12）（2.2: P35 条-13～15）（2.3: P35 条-16～20）（2.4: P35 条-21, 22）（2.5: P35 条-23, 24）（2.6: P35 条-25～32）】</p> <p>ヌ、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 (vii) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>【説明資料（2.1: P35 条-12）（2.2: P35 条-13～15）（2.3: P35 条-16～18）（2.4: P35 条-19）】</p> <p>ヌ、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 (vii) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：原子炉施設、女川・泊：発電用原子炉施設 <p>【大飯】【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。 <p>【大飯】設計方針の相違・2-2⑦参照</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>大飯：通信連絡設備を種類が多いことから、「〇〇等」と記載、女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所内）該当となる設備を網羅的に記載</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、加入電話、衛星電話（携帯）等の通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを設置する設計とする。</p>	<p>警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p>	<p>警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：原子炉施設、女川泊：発電用原子炉施設 【大飯】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。 【女川】設計方針の相違 ・2-2⑤参照</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 大飯：通信連絡設備を種類が多いことから、「〇〇等」と記載、女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所外）該当となる設備を網羅的に記載</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）、トランシーバー及びインターフォンは、緊急時対策所に保管し、携行型通話装置は、原子炉補助建屋及び緊急時対策所に保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）は、原子炉補助建屋に設置し、S P D S表示装置を緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）の電源は、ディーゼル発電機又は電源車（緊急時対策所用）（D B）に加えて、全交流動力電源が喪失した場</p>	<p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第35条 通信連絡設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話（携帯）の電源は、充電池を使用しており、充電池の残量が少なくなった場合は別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>トランシーバーの電源は、充電池又は乾電池を使用しており、充電池を用いるものについては、充電池の残量が少なくなった場合は、別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>携行型通話装置及びインターフォンの電源は、乾電池を使用しており、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（S P D S）については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、S P D S表示装置については、電源車（緊急時対策所用）（D B）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所外）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、緊急時対策所に保管し、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システムは、原子炉補助建屋に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）及び緊急時衛星通報システムは、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）の電源は、ディーゼル発電機又は電源車（緊急時対策所用）（D B）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は</p>			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） • 女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話（携帯）の電源は、充電池を使用しており、充電池の残量が少なくなった場合は、別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>衛星電話（可搬）及び緊急時衛星通報システムの電源は、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システムについては、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（E R S S）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置については、「ヌ. (2) (v) 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）については、「ヌ. (3) (vi) 緊急時対策所」にて記載する。</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
事故一斉放送装置（3号及び4号炉共用） 一式	通信連絡設備の一覧を以下に示す。	通信連絡設備の一覧を以下に示す。	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）
運転指令設備（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式	送受話器（ペーディング）（警報装置を含む。） （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式	運転指令設備（警報装置を含む。） （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式	【大飯】設計方針の相違 ・2-2⑦記載のとおり。
【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 送受話器（警報装置を含む。）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式	加入電話（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式	加入電話設備 （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式	【大飯】設計方針の相違 ・大飯は3号及び4号炉で共用することから（3号及び4号炉共用）と記載
加入ファクシミリ（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式	局線加入電話設備 （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式	加入電話設備 （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、分類名で記載
携帯電話（3号及び4号炉共用） 一式	電力保安通信用電話設備（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式	携帯電話 一式	【女川】設計方針の相違 ・2-2⑦記載のとおり
【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 電力保安通信用電話設備（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式	社内T.V会議システム（3号及び4号炉共用）（又、(3)(vi)と兼用） 一式	電力保安通信用電話設備 （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式	【女川】設計方針の相違 ・2-2⑦記載のとおり
【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 テレビ会議システム（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式	社内テレビ会議システム （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式	社内テレビ会議システム （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式	【女川】設計方針の相違 ・2-2⑦記載のとおり
【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 専用電話設備（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式	専用電話設備 （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式	専用電話設備 （「又(3)(vi)緊急時対策所」と兼用） 一式	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>無線通話装置（3号及び4号炉共用）（ヌ. (3) (vi)と兼用） 一式</p>	移動無線設備 一式	移動無線設備 (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用) 一式	<p>【女川】運用の相違 ・泊では、緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから、「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用</p>
<p>【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用） (「緊急時対策所」と兼用) 一式</p>	<p>〔常設重大事故等対処設備〕</p> <p>無線連絡設備（固定型） (「ヘ(5)(vi) 中央制御室」及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用) 一式</p>	<p>〔常設重大事故等対処設備〕</p> <p>無線連絡設備（固定型） (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用) 一式</p>	<p>【大飯】設計方針の相違 ・2-2④記載のとおり 【女川】設計方針の相違 ・泊に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可59条）の無線連絡設備（固定型）を「ヘ(5)(vi) 中央制御室」と兼用しない。</p>
インターフォン（3号及び4号炉共用）（ヌ. (3) (vi)と兼用）			<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・女川審査実績を反映し、重大事故等対処設備の条文（設置許可基準第62条及び技術基準規則第77条）に係る記載については、設置許可基準62条側に記載</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>衛星電話（3号及び4号炉共用）（ヌ. (3) (vi)と兼用） 一式</p>	<p>衛星電話設備（固定型） (「ヘ(5)(vi) 中央制御室」及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用) 一式</p>	衛星電話設備（固定型） (「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用) 一式	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊に中央制御室待避所がないことから、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備として（設置許可59条）の衛星電話設備（固定型）を「ヘ(5)(vi) 中央制御室」と兼用しない（大飯と同様）</p>
<p>【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用） (「緊急時対策所」と兼用) 一式</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較のため順番を変更して記載】 緊急時衛星通報システム（3号及び4号炉共用）（ヌ. (3) (vi)と兼用） <small>一式</small>		衛星電話設備（FAX） <small>（「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）</small> <small>一式</small>	<small>【大飯】【女川】設計方針の相違</small> <small>・2-2④記載のとおり</small> <small>【大飯】設計方針の相違</small> <small>・2-2⑤記載のとおり</small>
安全パラメータ表示システム（SPDS）（3号及び4号炉共用） <small>（ヌ. (3) (vi)と兼用）</small> <small>一式</small>	安全パラメータ表示システム（SPDS） <small>（「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）</small> <small>一式</small>	データ収集計算機 <small>（「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）</small> <small>一式</small>	<small>【女川】記載方針の相違</small> <small>・記載の充実（大飯参照）</small> <small>女川はサーバ部に該当する「SPDS 伝送装置」を「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」と兼用させていることから、設備分類名（安全パラメータ表示システム（SPDS））のみの記載としている。</small>
【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用） <small>（「計測制御系統施設」及び「緊急時対策所」と兼用）</small> <small>一式</small>		データ表示端末 <small>（「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）</small> <small>一式</small>	<small>泊はサーバ部に該当する「ERSS 伝送サーバ」のみ「計測制御系統施設」と兼用しないため、設備分類名での記載ではなく、大飯審査実績を踏まえ個別の設備名を記載している。なお、兼用の考え方については大飯と同様である。</small>
SPDS表示装置（3号及び4号炉共用）（ヌ. (3) (vi)と兼用） <small>一式</small>			
【比較のため順番を変更して記載】 安全パラメータ伝送システム（3号及び4号炉共用）（ヌ. (3) (vi)と兼用） <small>一式</small>		ERSS 伝送サーバ <small>（「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）</small> <small>一式</small>	
【比較のため順番を変更して記載】 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用）（ヌ. (3) (vi)と兼用） <small>一式</small>	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） <small>（「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）</small> <small>一式</small>	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） <small>（「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）</small> <small>一式</small>	
【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用） <small>（「緊急時対策所」と兼用）</small> <small>一式</small>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>携行型通話装置（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)（vi）と兼用） 一式</p>	<p>データ伝送設備 一式</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 携行型通話装置 一式</p>	<p>[可搬型重大事故等対処設備] 携行型通話装置 一式</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・女川は設備分類名（データ伝送設備）のみ記載しているのに対し、泊は大飯審査実績を踏まえ、上記で設備内訳を記載している。</p>
<p>トランシーバー（3号及び4号炉共用） 一式</p> <p>【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>無線連絡設備（可搬型）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>無線連絡設備（携帯型） （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>無線連絡設備（携帯型） （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大飯】設計方針の相違 ・大飯では、携行型通話装置を緊急時対策所の機能として使用することから、「ヌ、(3)（vi）」（緊急時対策所）と兼用としている。女川・泊は、緊急時対策所で使用しないことから兼用としていない。</p>
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>衛星電話（3号及び4号炉共用）（ヌ、(3)（vi）と兼用） 一式</p> <p>【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】</p> <p>衛星電話設備（可搬型）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>衛星電話設備（携帯型） （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>衛星電話設備（携帯型） （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 大飯：衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）で構成する衛星電話として表現。 泊：衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）及び衛星電話設備（携帯型）で構成する衛星電話設備として表現 女川にあわせて、泊では個別の機器を記載していることから相違になっている。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>携行型通話装置、トランシーバー、衛星電話、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、インターフォン、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。</p> <p>【説明資料（2.1～2.3: P4-35-19～28）】</p>	<p>携行型通話装置、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>【説明資料（2.1:P35条-11,12）（2.2:P35条-13～15）（2.3:P35条-16～20）（2.4:P35条-21,22）（2.5:P35条-23,24）（2.6:P35条-25～32）】</p>	<p>携行型通話装置、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ収集計算機、データ表示端末及びERSS伝送サーバは、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>【説明資料（2.1:P35条-12）（2.2:P35条-13～15）（2.3:P35条-16～18）（2.4:P35条-19）】</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・泊では、DB事象時に使用しないことから、62条に記載</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・2-2◎記載のとおり</p> <p>【大飯】記載表現の相違 大飯：共に、女川・泊：ともに</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 安全設計方針 1.1.1 安全設計の基本方針 1.1.1.10 避難通路、照明、通信連絡設備 原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対策用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>(3) 合適性説明 (通信連絡設備) 第三十五条 通信連絡設備 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。 2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>適合のための方針 第1項について 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。 また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>(2) 安全設計方針 該当なし</p> <p>(3) 合適性説明 第三十五条 通信連絡設備 1 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。 2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。 また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>(2) 安全設計方針 1.1.1 基本的方針 1.1.1.11 避難通路、照明、通信連絡設備 発電用原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び設計基準事故対策用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>(3) 合適性説明 第三十五条 通信連絡設備 1 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。 2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。 また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 泊他条文との整合</p> <p>【大阪】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1～2.1.1: P4-35-19～20） (2.2～2.3:P4-35-24～28)】</p> <p>第2項について 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>	<p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>第2項について 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。 また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>	<p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P35 条-12）(2.2:P35 条-13～15) (2.4:P35 条-19)】</p> <p>第2項について 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。 また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>	<p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPS の類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、伝送先がERSS しかないことから「等」は記載していない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P4-35-19）（2.1.2～2.3：P4-35-21～28）】</p> <p>1.3 気象等 なし</p>	<p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1：P35条-12）（2.3：P35条-16～18）（2.4：P35条-19）】</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4 設備等（手順等含む） 10. その他発電用原子炉の附属施設 10.12 通信連絡設備 10.12.1 通常運転時等 10.12.1.1 概要 設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。 また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>【説明資料 (2.1～2.1.2: P4-35-19～23)】</p> <p>10.12.1.2 設計方針 (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から、人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。 また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>【拍崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1～2.1.1: P4-35-19～20) (2.3:P4-35-26～28)】</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む） 10. その他発電用原子炉の附属施設 10.12 通信連絡設備 10.12.1 通常運転時等 10.12.1.1 概要 設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。 また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>10.12.1.2 設計方針 (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。 また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1:P35 条-12) (2.2:P35 条-13～15) (2.3:P35 条-16～18)】</p>	<p>1.4 設備等（手順等含む） 10. その他発電用原子炉の附属施設 10.12 通信連絡設備 10.12.1 通常運転時等 10.12.1.1 概要 設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>【説明資料 (2.1:P35 条-12) (2.2:P35 条-13～15) (2.3:P35 条-16～18)】</p> <p>10.12.1.2 設計方針 (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）は、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1:P35 条-12) (2.2:P35 条-13～15) (2.4:P35 条-19)】</p>	<p>【大飯】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p>【拍崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源(UPSの類)、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、幅限等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1:P4-35-19) (2.1.2~2.3: P4-35-21~28)】</p>	<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、幅限等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、幅限等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）は、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1 : P35 条-12) (2.3 : P35 条-16~18) (2.4 : P35 条-19)】</p>	<p>に接続されている状況 から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源(UPS の類)、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設</p>

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p> <p>10.12.1.4 主要仕様 通信連絡設備の一覧を第10.12.1.1表から第10.12.1.5表に示す。</p> <p>【説明資料(2.2~2.3:P4-35~24~28)】</p> <p>10.12.1.3 主要設備 10.12.1.3.1 通信連絡設備（3号及び4号炉共用） (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置である事故一斉放送装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）である運転指令設備、電力保安通信用電話設備等を設置又は保管する。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置する。</p> <p>事故一斉放送装置及び運転指令設備については、発電所内のすべての人に対し通信連絡できる設計とする。</p>	<p>10.12.1.3 主要設備の仕様 通信連絡設備の一覧表を第10.12-1表に示す。</p> <p>10.12.1.4 主要設備 (1) 警報装置及び通信連絡設備（発電所内） 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、受話器（ベーリング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>10.12.1.3 主要設備の仕様 通信連絡設備の一覧表を第10.12-1表に示す。</p> <p>【説明資料(2.5:P35条-20~21)(2.6:P35条-22~27)】</p> <p>10.12.1.4 主要設備 (1) 警報装置及び通信連絡設備（発電所内） 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>運転指令設備については、発電所内のすべての人に対し通信連絡できる設計とする。</p>	<p>備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する代表建屋として原子炉建屋及び原子炉補助建屋を挙げた。 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 大飯：通信連絡設備を種類が多いことから、「○○等」と記載、女川・泊：「等」とはせずに通信連絡設備（発電所外）該当となる設備を網羅的に記載</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊では、女川審査実績を踏まえ、「(2)データ伝送設備（発電所内）」に、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備を記載している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実 【大飯】設計方針の相違 ・2-27記載のとおり。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1～2.1.1: P4-35-19～20）（2.3:P4-35-26～28）】</p> <p>【比較のため再掲】 また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置する。</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉設置変更許可申請書より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>【比較のため再掲】 なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>また、警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS） 緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>また、警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P35条-12）（2.2:P35条-13～15）（2.5:P35条-20～21）（2.6:P35条-22～27）】</p> <p>(2) データ伝送設備（発電所内） 緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で構成するデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）については、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P35条-12）（2.4:P35条-19）】</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・データ伝送設備の記載箇所の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【女川】設備の相違 ・2-2⑩記載のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、加入電話、衛星電話（携帯）等の通信設備（発電所外）を設置又は保管する。</p> <p>【比較のため再掲】 通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、幅員等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>【比較のため再掲】 なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを設置する。</p>	<p>(3) 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、幅員等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>(4) データ伝送設備 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p>	<p>(3) 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、幅員等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）は、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>【説明資料(2.1:P35条-12) (2.3:P35条-16~18) (2.5:P35条-20~21) (2.6:P35条-22~27】</p> <p>(4) データ伝送設備（発電所外） 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びERSS 伝送サーバで構成するデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】体制の相違 ・関西電力には美浜町に原子力事業本部がある。 【女川】設備の相違 ・2-2◎記載のとおり。 【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 大飯:通信連絡設備を種類が多いことから、「○○等」と記載 泊:「等」とはせずに通信連絡設備（発電所外）該当となる設備を網羅的に記載</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 大飯:有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊:有線系回線、無線系回線又は衛星系回線</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊では、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。 【女川】設備の相違 ・2-2◎記載のとおり 【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>さらに、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的に点検を行うとともに、専用通信回線及びデータ伝送設備（発電所外）の常時監視を行うことにより、常時使用できることを確認する。</p> <p>【説明資料 (2.1:P4-35-19) (2.1.2~2.3: P4-35-21~28)】</p>	<p>データ伝送設備は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p>	<p>データ伝送設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所外）は、非常用電源設備又は無停電電源等に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>【説明資料 (2.1:P35 条-12) (2.4:P35 条-19) (2.5:P35 条-20~21) (2.6:P35 条-22~27)】</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 大飯：有線系、無線系又は衛星系回線、女川・泊：有線系回線、無線系回線又は衛星系回線 【大飯】記載表現の相違 【大飯】【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPS の類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・記載箇所の相違。大飯：10.12.1.4、女川・泊：10.12.1.3。再掲して比較済み。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：通話通信の確認、女川・泊：機能・性能の確認。（同意）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、通信連絡設備とデータ伝送設備をまとめて記載している。</p>
<p>10.12.1.4 主要仕様</p> <p>通信連絡設備の一覧を第10.12.1.1表から第10.12.1.5表に示す。</p> <p>【説明資料 (2.2~2.3:P4-35-24~28)】</p>	<p>10.12.1.5 試験検査</p> <p>警報装置、通信設備（発電所内）及び通信設備（発電所外）は、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>10.12.1.5 試験検査</p> <p>警報装置、通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>10.12.1.5 試験検査</p> <p>警報装置、通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.12.1.6 手順等</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、常時監視を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。 また、異常時の対応手順に関する訓練を定期的に実施する。</p> <p>(3) 通信連絡設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(4) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的に実施する。</p>	<p>10.12.1.6 手順等</p> <p>通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS） 及びデータ伝送設備については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。</p> <p>(3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的に実施する。</p>	<p>10.12.1.6 手順等</p> <p>通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、データ伝送設備（発電所内） 及びデータ伝送設備（発電所外）については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。</p> <p>(3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的に実施する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・大飯：常時監視を行うとともに、女川・泊：通信が正常に行われていることを確認するため～</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 泊では、(2)にて機能維持に関する記載をしている。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

第 10.12.1.1 表 警報装置の仕様

通信種別	主要設備	電源	通信回線
警報装置	事故一斉放送装置	非常用市内電源 通信用無停電電源装置	-

第 10.12.1.2 表 通信設備（発電所内）の仕様

通信種別	主要設備		電源	通信回線	
通信設備 (発電所内) 所内	連続指令設備	1号及び2号炉送受話器	常用所内電源 通信用無停電電源装置	-	
		3号及び4号炉送受話器	非常用所内電源 通信用無停電電源装置	-	
	電力保安通信用電話設備	保安電話(固定) (注1)	常用所内電源 通信用無停電電源装置	-	
		保安電話(携帯) (注1)	常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電池	-	
	トランシーバー		充電池 乾電池		
	携行型電話装置		乾電池		
	衛星電話	固定 (注1)	非常用所内電源 電源車(緊急時対策用) (DB) 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 (通信事業者回線)	
			充電池		
	インターフォン		乾電池	-	
	無線通話装置 (注2)		固定: 常用所内電源 通信用無停電電源装置 電源車(緊急時対策用) (DB) 車載: 移動式放熱能固定装置 (ヒーター) の車用蓄電池	無線系回線	

第 10.12-1 表 通信連絡設備の一覧表

通信機別		主要設備		非常用電力電源設備 又は特殊用途電源装置等		適用範囲	
通信機器設備 (発電所内)	発電所内	済行型通話装置		乾電池		—	
		送受話器(バージング) (警報装置を含む)	ハンドセット・スピーカ	非常用ディーゼル発電機、 送信用電源装置(蓄電池)	蓄電池	—	
		移動無線設備	移動無線装置(固定型)	非常用ディーゼル発電機、 送信用電源装置(蓄電池)	蓄電池	—	
		無線通信設備	移動無線装置(車載型)	車載電池	—	—	
		無線通信設備	無線通信装置(携帯型)	充電式電池	本体(外側)	—	
通信機器設備 (発電所外)、 通信機器設備 (発電所外)	発電所外	固定電話機		非常用ディーゼル発電機、 送信用電源装置(蓄電池)	蓄電池	有線系回線、 無線系回線 (専用の電力供給 接続用回線)	
		FBB 機器	固定電話機(本体内部)	蓄電池	—	—	
		FAI	非常用ディーゼル発電機	—	蓄電池	蓄電系回線 (送信事業者回線)	
		衛星電話設備	衛星電話装置(固定型)	非常用ディーゼル発電機、 12V 充電器(12V 蓄電池)	蓄電池	—	
安全パラメータ 表示システム (SPS)	発電所外	衛星電話設備	衛星電話装置(携帯型)	充電式電池	本体(外側)	—	
		データ収集装置	データ収集機器	非常用ディーゼル発電機、 12V 充電器(12V 蓄電池)	蓄電池	—	
		SPTB 伝送装置	非常用ディーゼル発電機、 12V 充電器(12V 蓄電池)	蓄電池	—	—	
通信機器設備 (発電所外)	発電所外	SPTB 蓄電池	非常用ディーゼル発電機、 12V 充電器(12V 蓄電池)	蓄電池	—	—	
		被災者手当額及びネットワー クを用いた連絡看板装置	テレビ会議システム (有線系、無線系)	非常用ディーゼル発電機、 12V 充電器(12V 蓄電池)	蓄電池	有線系回線、 衛星系回線 (専用の連絡事業者 回線)	
		IP 電話	IP 電話	非常用ディーゼル発電機、 12V 充電器(12V 蓄電池)	蓄電池	—	
		IP-FAX (有線系、無線系)	IP-FAX (有線系、無線系)	非常用ディーゼル発電機、 12V 充電器(12V 蓄電池)	蓄電池	—	
		加入電話機	加入電話機	送信事業者回線からの回線	—	有線系回線 (送信事業者回線)	
通信機器設備 (発電所外)	発電所外	時間加入電話装置	時間加入電話装置	送信事業者回線からの回線、 固定電話機(本体内部)	—	—	
		加入 FAX	加入 FAX	送信事業者回線からの回線、 固定電話機(本体内部)	—	—	
		電力保安装置用回線	衛星公用電話(固定型)	非常用ディーゼル発電機、 12V 充電器(12V 蓄電池)	蓄電池	衛星公用回線 (専用の連絡事業者 回線)	
		社内テレビ会議システム	社内テレビ会議システム	非常用ディーゼル発電機	蓄電池	有線系回線 (専用の電力供給 接続用回線)	
データ伝送設備	発電所外	社内テレビ会議システム	社内テレビ会議システム	非常用ディーゼル発電機	蓄電池	有線系回線 (専用の連絡事業者 回線)	
		専用電話装置	専用電話装置 (地方公共団体用ホットライン)	非常用ディーゼル発電機	蓄電池	有線系回線 (専用の連絡事業者 回線)	
		データ伝送装置	SPTB 伝送装置	非常用ディーゼル発電機、 12V 充電器(12V 蓄電池)	蓄電池	有線系回線、 無線系回線 (専用の連絡事業者 回線)	

第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表

通信種別	主要設備	齐常用電源設備 又は単体電源装置等	通信回線
通信用電源設備 (送電用)	運転指令装置(警報装置を含む。)	非常用電源設備 運転指令合図装置(蓄電池)	-
通信用電源設備 (送電用)	無停電送信設備(固定型) 無停電送信設備(携帯型)	非常用電源設備 全体裏面板	-
通信用電源設備 (送電用)	携行型送信装置	非常用電源設備 蓄電池	-
通信用電源設備 (送電用)	移動無停電設備(固定型) 移動無停電設備(車載型)	非常用電源設備 通信機器電源(蓄電池) 車載電源	-
通信用電源設備 (送電用)	保安電話(固定) 保安電話(携帯)	非常用電源設備 通信機器電源(蓄電池) 充電式電池	有線系回線、無線系回線 (専用の電力保安回線用回線)
通信用電源設備 (送電用)	保安電話(FAX)	非常用電源設備 通信機器電源(蓄電池) 無停電装置	-
通信用電源設備 (送電用)	衛星電話設備	非常用電源設備 係外電源 充電式電池(機内蔵) 電気式電池	衛星系回線 (通信事業者回線)
通信用電源設備 (送電用)	衛星電話設備(携帯型)	非常用電源設備 蓄電池	-
通信用電源設備 (送電用)	電力保安用通信用電話設備	非常用電源設備 通信機器電源(蓄電池)	衛星系回線 (専用の通信事業者回線)
通信用電源設備 (送電用)	専用電話	非常用電源設備 通信機器電源(蓄電池)	有線系回線 (専用の通信事業者回線)
社内テレビ会議システム		非常用電源設備 無停電装置	有線系回線 (専用の通信事業者回線) 無線系回線 (専用の電力保安回線用回線)
通信用設備 (受電用)	統合原子力店次ネットワーク等を用いた通信送信設備	データ会議システム IP電話 IP-FAX	有線系回線、衛星系回線 (通信事業者回線)併せてする特定顧客用回線 用の統合原子力店次ネットワーク
通信用設備 (受電用)	加入電話機	加入電話機	有線系回線 通信事業者回線から他の回線
通信用設備 (受電用)	加入電話設備	通信事業者回線から他の回線 加入FAX	有線系回線 (通信事業者回線)
通信用設備 (受電用)	携帯電話	充電式電池	無線系回線 (通信事業者回線)
通信用設備 (受電用)	専用電話設備(固定型)	非常用電源設備 無停電装置	有線系回線 (専用の通信事業者回線)
通信用設備 (受電用)	専用電話設備(FAX)	非常用電源設備 無停電装置	有線系回線 (専用の通信事業者回線)
通信用設備 (受電用)	衛星電話設備	非常用電源設備 蓄電池電源	衛星系回線 (通信事業者回線)
データ表示端末 (受電用)	データ表示端末	非常用電源設備 充電式電池(機内蔵)	-
データ収集計算機 (受電用)	データ収集計算機	非常用電源設備 全体裏面板	有線系回線、衛星系回線 (専用の電力保安回線用回線)
データ伝送装置 (受電用)	ESS伝送装置	ESS伝送装置	有線系回線、衛星系回線 (専用の通信事業者回線)

(注1)：災害救助先回数を含む。

【大飯】
記載方針の相違
(女川審査実績の反映)
・表レイアウトの相違

DB/SA 設備（緑枠）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第10.12.1.3表 通信設備（発電所外）（社内）の仕様						
通信種別	主要設備	電源	通信回線			
【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・表レイアウトの相違						
通信設備（発電所外） 社内	加入電話（注2）（注4）	通信事業者から給電	有線系回線 (通信事業者回線)			
	携帯電話（注2）（注4）	充電池	無線系回線 (通信事業者回線)			
	加入ファクシミリ（注2）	電源車（緊急時対策用）（DB）	有線系回線 (通信事業者回線)			
	電力保安通信用 電話設備	保安電話（固定） (注1)	常用所内電源 通信用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線 (専用の電力保安通信用 回線)		
		保安電話（携帯） (注1)	常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電池	無線系回線 (通信事業者回線)		
		衛星保安電話	非常用所内電源 データ伝送設備電源切替盤用無 停電電源装置			
	統合原子力防災 ネットワークに 接続する 通信施設設備 (注2)	T V会議システム				
		I P電話	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、衛星系回線 (通信事業者回線)		
		I P-FAX				
	社内T V会議システム		電源車（緊急時対策用）（DB）	有線系回線 (専用の電力保安通信用 回線) 衛星系回線 (通信事業者回線)		
	衛星電話	固定（注1）	非常用所内電源 電源車（緊急時対策用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 充電池	衛星系回線 (通信事業者回線)		
		携帯（注1）	充電池			
		可搬	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置 衛星電話用無停電電源装置			
	無線通話装置（注3）		固定：常用所内電源、通信用無 停電電源装置 電源車（緊急時対策用）（DB） 車載：移動式効率測定装置（モ ニタ車）の車用蓄電池	無線系回線		

(注1)：発電所内用及び発電所外用（社外）と共に。

(注2)：発電所外用（社外）と共に。

(注3)：発電所内用と共に。

(注4)：災害時優先回線を含む。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第10.12.1.4表 通信設備（発電所外）（社外）の仕様						
通信 種別 社外 通信設備（発電所外）	主要設備	電源	通信回線			【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・表レイアウトの相違
	加入電話（注2）（注3）	通信事業者から給電	有線系回線 (通信事業者回線)			
	携帯電話（注2）（注3）	充電池	無線系回線 (通信事業者回線)			
	加入ファクシミリ（注2）	電源車（緊急時対策用）（DB）	有線系回線 (通信事業者回線)			
	電力保安通信用電話機	常用所内電源 通信用無停電電源装置 （注1）	有線系回線 (通信事業者回線)			
	保安電話（固定） （注1）	常用所内電源 通信用無停電電源装置 充電池	有線系回線 (通信事業者回線)			
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（注2）	TV会議システム IP電話 IP-FAX	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置 蓄電池	有線系回線、衛星系回線 (通信事業者回線)		
	衛星電話	固定（注1）	非常用所内電源 電源車（緊急時対策用）（DB） 衛星電話用無停電電源装置 蓄電池	衛星系回線 (通信事業者回線)		
		携帯（注1）	充電池			
	緊急時衛星通報システム		電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置 衛星電話用無停電電源装置	衛星系回線 (通信事業者回線)		
(注1)：発電所内用及び発電所外用（社内）と共用。 (注2)：発電所外用（社外）と共用。 (注3)：災害時優先回線を含む。						
第10.12.1.5表 データ伝送設備の仕様						
通信 種別 データ伝送設備 発電所内 発電所外	主要設備	電源	通信回線			
	SPDS表示装置	電源車（緊急時対策用）（DB） 端末設備用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線			
	安全パラメータ表示システム（SPDS）（注1）	非常用所内電源 データ伝送設備電源切替盤用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線 (専用の電力保安通信用回線)			
	安全パラメータ表示システム（SPDS）（注1） 安全パラメータ伝送システム	非常用所内電源 データ伝送設備電源切替盤用無停電電源装置	有線系回線、無線系回線 (専用の電力保安通信用回線)			
(注1)：発電所内用及び発電所外用と共用。						
【説明資料 (2.2～2.3:P4-35-24～28)】						

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

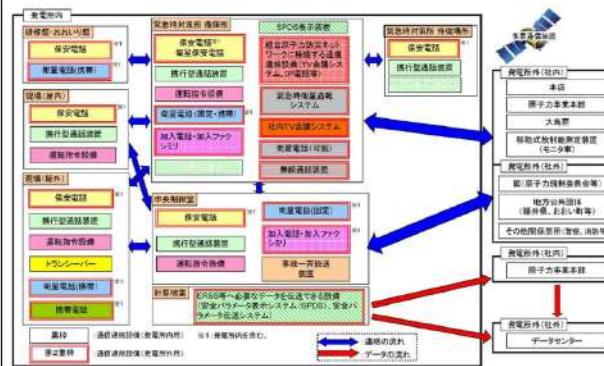
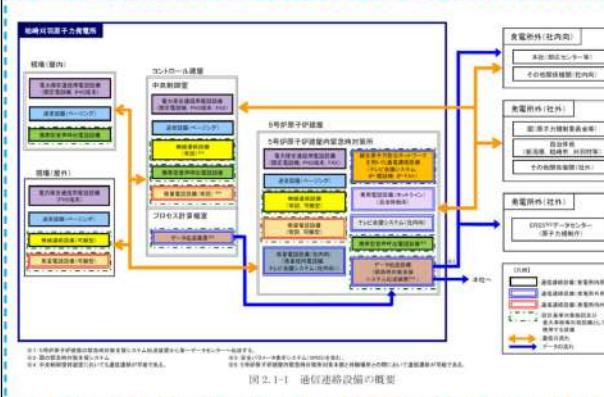
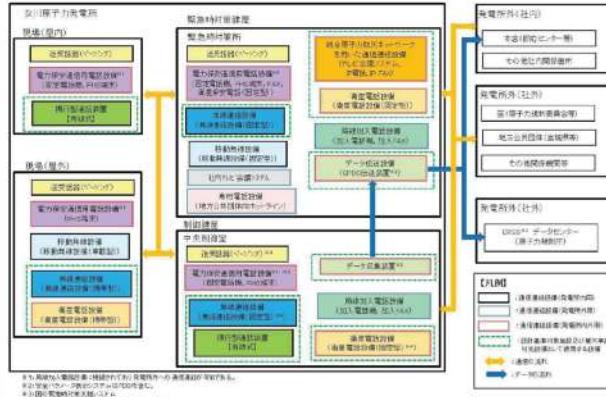
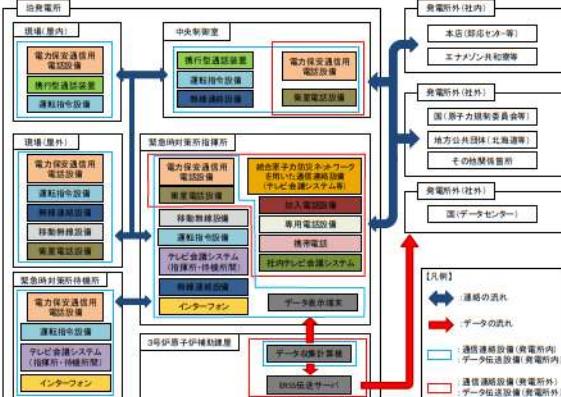
第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2. 通信連絡設備 2.1 通信連絡設備の概要 発電所内、外の通信連絡設備として、以下に記載する警報装置、通信設備及びデータ伝送設備を設置する。 概要を図1に示す。	2. 通信連絡設備 2.1 通信連絡設備の概要 発電所内及び発電所外との通信連絡設備として、以下の通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、 安全パラメータ表示システム（SPDS） 、通信連絡設備（発電所外）及び データ伝送設備 から構成される。 通信連絡設備の概要を第2.1-1図に示す。	2. 通信連絡設備 2.1 通信連絡設備の概要 発電所内及び発電所外との通信連絡設備として、以下の通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。通信連絡設備は、警報装置、通信連絡設備（発電所内）、 データ伝送設備（発電所内） 、通信連絡設備（発電所外）及び データ伝送設備（発電所外） から構成される。 通信連絡設備の概要を第2.1-1図に示す。	DBに係る内容（当ページ） 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・大飯は、通信連絡設備の内訳を記載していない 【大飯】記載表現の相違
警報装置 ：事故等が発生した場合に、建屋内外の者への退避の指示を行う。	(1) 警報装置 事故等が発生した場合に、建屋内外の者へ退避の指示を行う。	(1) 警報装置 事故等が発生した場合に、建屋内外の者へ退避の指示を行う。	【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映）
通信設備（発電所内） ：中央制御室、緊急時対策所指揮所から建屋内外の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。	(2) 通信連絡設備（発電所内） 中央制御室等から建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。	(2) 通信連絡設備（発電所内） 中央制御室等から建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行う。	【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映）
データ伝送設備（発電所内） ：緊急時対策所指揮所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送する。	(3) 安全パラメータ表示システム（SPDS） 事故状態等の把握に必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、緊急時対策所へデータを伝送する。	(3) データ伝送設備（発電所内） 事故状態等の把握に必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、 緊急時対策所 へデータを伝送する。	【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要な情報を伝送することは変わりない。 【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】 (2) 安全パラメータ表示システム（SPDS） 重大事故等に対処するために必要な情報（プラントパラメータ）を把握するため、 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 へデータを伝送する。	(4) 通信連絡設備（発電所外） 発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う。	(4) 通信連絡設備（発電所外） 発電所外の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行う。	【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・音声等による連絡は変わらない。
通信設備（発電所外） ：発電所外の必要箇所への事故の発生等に係る連絡を行う。	(5) データ伝送設備 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する。	(5) データ伝送設備（発電所外） 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する。	【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・泊は、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。
データ伝送設備（発電所外） ：所内から所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送する。			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図1 通信連絡設備の概要</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>図2.1-1 図 通信連絡設備の概要</p> <p>第2.1-1図 通信連絡設備の概要</p> <p>第2.1-1図 通信連絡設備の概要</p> <p>DB/SAに係る内容(当図)</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>	 <p>第2.1-1図 通信連絡設備の概要</p>	 <p>第2.1-1図 通信連絡設備の概要</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.1 通信連絡設備（発電所内用）の概要</p> <p>中央制御室等から人が立ち入る可能性のある建屋内外各所への操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる警報装置（事故一斉放送装置）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）（電力保安通信用電話設備（保安電話）、運転指令設備（送受話器）、トランシーバー、携行型通話装置、衛星電話、インターフォン及び無線通話装置）及びデータ伝送設備（発電所内）（安全パラメータ表示システム（S PDS）及びS PDS表示装置）を設置している。</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】 電力保安通信用電話設備における建屋間の有線系回線の構成は、6号及び7号炉に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>内に設置する固定電話機を接続する設計とする。</p>	<p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。概要を第2.2-1図に示す。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）の多様性を第2.2-1表に示す。 また、通信連絡設備（発電所内）のうち、設計基準対象施設である衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>電力保安通信用電話設備における建屋間の有線系回線の構成は、<u>2号炉</u>に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と緊急時対策所内に設置する固定電話機を接続する設計とする。</p>	<p>2.2 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。概要を第2.2-1図に示す。</p> <p>通信連絡設備（発電所内）の多様性を第2.2-1表に示す。 また、通信連絡設備（発電所内）のうち、設計基準対象施設である衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>電力保安通信用電話設備における建屋間の有線系回線の構成は、<u>管理事務所内</u>に設置する電力保安通信用電話設備（交換機）と<u>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内</u>に設置する<u>保安電話（固定）</u>を接続する設計とする。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績を反映） ・大飯も、当章にて警報装置の概要も説明している。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） 【女川】記載表現の相違 ・泊は列挙する建屋として原子炉補助建屋を挙げた。</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・2-2@記載のとおり</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の範囲）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・電力保安通信用電話設備（交換機）の設置場所の相違。女川は発電所建屋に設置されているが泊は事務所建屋に設置されている</p> <p>【大飯】【女川】設計方針の相違 ・2-2@記載のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

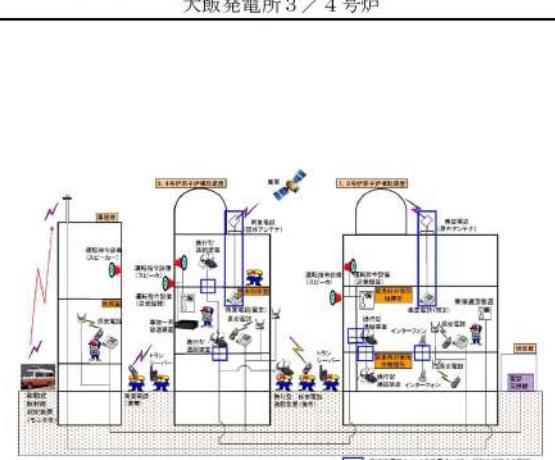
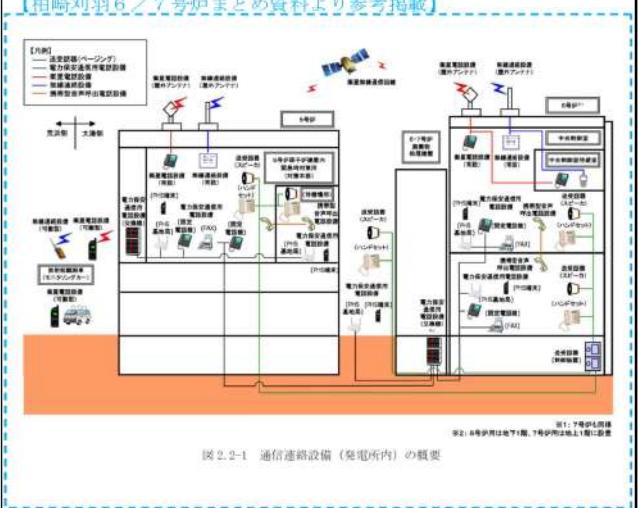
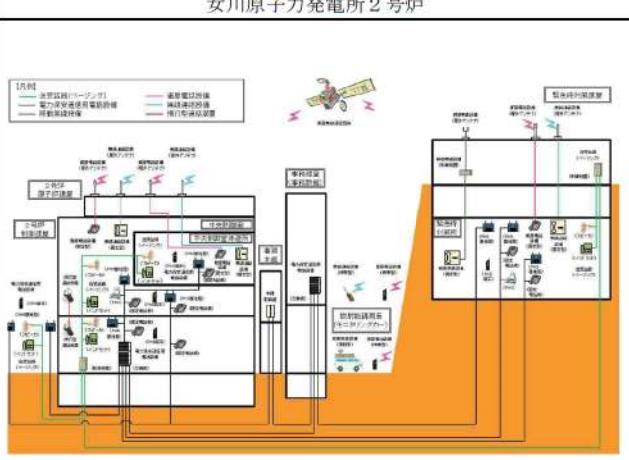
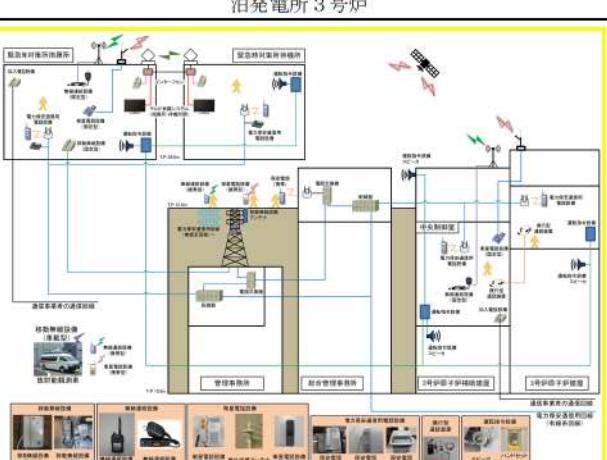
第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																								
<p>また、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、定期的な外観点検及び通話通信確認により適切な保守管理を行う。 概要を図2.1及び図2.2に示す。</p> <p>【拍崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>表2.2-1 通信連絡設備（発電所内）の多様性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th><th>機能</th><th>通信回線種別</th><th>通信路線の場所^{※1}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送受話器（警報装置を含む。）</td><td>ハンドセット・スピーカ</td><td>電話</td><td>有線系回線 ・緊急時対策室－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）</td></tr> <tr> <td>固定電話機</td><td>電話</td><td>有線系回線</td><td>・緊急時対策室－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内）</td></tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備</td><td>PHS端末</td><td>電話 /無線系回線</td><td>・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）</td></tr> <tr> <td></td><td>FAX</td><td>有線系回線</td><td>・緊急時対策室－中央制御室</td></tr> <tr> <td>衛星電話設備</td><td>衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可動型）</td><td>電話</td><td>衛星系回線 ・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋外）</td></tr> <tr> <td>無線連絡設備</td><td>無線連絡設備（常設）、無線連絡設備（可動型）</td><td>電話</td><td>無線系回線 ・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋外）</td></tr> <tr> <td>携帯型音声呼出電話設備</td><td>携帯型音声呼出電話機</td><td>電話</td><td>有線系回線 ・中央制御室－現場（屋内） ・緊急時対策室^{※2}</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 緊急時対策室：5号伊原子炉建屋内緊急時対策室 中央制御室：1号及び7号伊原中央制御室 現場（屋内）：コントロール建屋、原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋 ※2 5号伊原子炉建屋内緊急時対策室と携帯電話所用の通信連絡を行う</p>	主要設備	機能	通信回線種別	通信路線の場所 ^{※1}	送受話器（警報装置を含む。）	ハンドセット・スピーカ	電話	有線系回線 ・緊急時対策室－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）	固定電話機	電話	有線系回線	・緊急時対策室－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内）	電力保安通信用電話設備	PHS端末	電話 /無線系回線	・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）		FAX	有線系回線	・緊急時対策室－中央制御室	衛星電話設備	衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可動型）	電話	衛星系回線 ・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋外）	無線連絡設備	無線連絡設備（常設）、無線連絡設備（可動型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋外）	携帯型音声呼出電話設備	携帯型音声呼出電話機	電話	有線系回線 ・中央制御室－現場（屋内） ・緊急時対策室 ^{※2}	<p>万が一、有線系回線が損傷し、電力保安通信用電話設備の機能が喪失した場合、発電所建屋外は無線連絡設備又は衛星電話設備、発電所建屋内は携行型通話装置により、発電所内の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p> <p>第2.2-1表 通信連絡設備（発電所内）の多様性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th><th>機能</th><th>通信回線種別</th><th>通信路線の場所^{※1}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送受話器（ペーパーライフ） 〔警報装置を含む。〕</td><td>電話</td><td>有線系回線</td><td>・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外）</td></tr> <tr> <td>固定電話機</td><td>電話</td><td>有線系回線</td><td>・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）</td></tr> <tr> <td>PHS端末</td><td>電話</td><td>有線系／無線系回線</td><td>・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋外） ・緊急時対策室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外）</td></tr> <tr> <td>FAX</td><td>FAX</td><td>有線系回線</td><td>・緊急時対策室－中央制御室</td></tr> <tr> <td>移動無線設備</td><td>電話</td><td>無線系回線</td><td>・緊急時対策室－現場（屋外）</td></tr> <tr> <td>衛星電話設備</td><td>電話</td><td>衛星系回線</td><td>・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋外）</td></tr> <tr> <td>無線連絡設備</td><td>電話</td><td>無線系回線</td><td>・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外）</td></tr> <tr> <td>携行型通話装置</td><td>電話</td><td>有線系回線</td><td>・中央制御室－現場（屋内）</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：現場（屋内）－制御室、原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋</p>	主要設備	機能	通信回線種別	通信路線の場所 ^{※1}	送受話器（ペーパーライフ） 〔警報装置を含む。〕	電話	有線系回線	・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外）	固定電話機	電話	有線系回線	・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）	PHS端末	電話	有線系／無線系回線	・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋外） ・緊急時対策室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外）	FAX	FAX	有線系回線	・緊急時対策室－中央制御室	移動無線設備	電話	無線系回線	・緊急時対策室－現場（屋外）	衛星電話設備	電話	衛星系回線	・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋外）	無線連絡設備	電話	無線系回線	・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外）	携行型通話装置	電話	有線系回線	・中央制御室－現場（屋内）	<p>万一、有線系回線が損傷し、電力保安通信用電話設備の機能が喪失した場合、発電所建屋外は無線連絡設備又は衛星電話設備、発電所建屋内は携行型通話装置により、発電所内の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p> <p>第2.2-1表 通信連絡設備（発電所内）の多様性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th><th>機能</th><th>通信回線種別</th><th>通信連絡の場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡指令設備（警報装置を含む。）</td><td>電話</td><td>有線系回線</td><td>・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－現場（屋内） ・緊急時対策室指揮所－現場（屋内） ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋内） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・緊急時対策室指揮所 ・緊急時対策室指揮所</td></tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備</td><td>電話</td><td>有線系回線 無線系回線</td><td>・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－現場（屋内） ・緊急時対策室指揮所－現場（屋内） ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋内） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・緊急時対策室指揮所 ・緊急時対策室指揮所</td></tr> <tr> <td>保安電話（固定）^{※1} 保安電話（携帯）^{※1}</td><td>電話</td><td>有線系回線 無線系回線</td><td>・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋内） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・緊急時対策室指揮所 ・緊急時対策室指揮所</td></tr> <tr> <td>保安電話（FAX）^{※1}</td><td>FAX</td><td>有線系回線</td><td>・緊急時対策室指揮所－中央制御室</td></tr> <tr> <td>無線連絡設備</td><td>電話</td><td>無線系回線</td><td>・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外）</td></tr> <tr> <td>携行型通話装置</td><td>電話</td><td>有線系回線</td><td>・中央制御室－現場（屋内）</td></tr> <tr> <td>衛星電話設備</td><td>電話</td><td>衛星系回線</td><td>・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外）</td></tr> <tr> <td>移動無線設備</td><td>電話</td><td>無線系回線</td><td>・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外）</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：発電所内と発電所外で共用</p>	主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所	連絡指令設備（警報装置を含む。）	電話	有線系回線	・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－現場（屋内） ・緊急時対策室指揮所－現場（屋内） ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋内） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・緊急時対策室指揮所 ・緊急時対策室指揮所	電力保安通信用電話設備	電話	有線系回線 無線系回線	・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－現場（屋内） ・緊急時対策室指揮所－現場（屋内） ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋内） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・緊急時対策室指揮所 ・緊急時対策室指揮所	保安電話（固定） ^{※1} 保安電話（携帯） ^{※1}	電話	有線系回線 無線系回線	・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋内） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・緊急時対策室指揮所 ・緊急時対策室指揮所	保安電話（FAX） ^{※1}	FAX	有線系回線	・緊急時対策室指揮所－中央制御室	無線連絡設備	電話	無線系回線	・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外）	携行型通話装置	電話	有線系回線	・中央制御室－現場（屋内）	衛星電話設備	電話	衛星系回線	・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外）	移動無線設備	電話	無線系回線	・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外）	<p>【女川】記載表現の相違 ・記載の統一（万一）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績を反映） ・泊は、データ伝送設備を2.4に記載している（女川同様）</p> <p>DBに係る内容（当表）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 （女川審査実績を反映） 【拍崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>
主要設備	機能	通信回線種別	通信路線の場所 ^{※1}																																																																																																								
送受話器（警報装置を含む。）	ハンドセット・スピーカ	電話	有線系回線 ・緊急時対策室－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）																																																																																																								
固定電話機	電話	有線系回線	・緊急時対策室－中央制御室 ・中央制御室－現場（屋内）																																																																																																								
電力保安通信用電話設備	PHS端末	電話 /無線系回線	・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）																																																																																																								
	FAX	有線系回線	・緊急時対策室－中央制御室																																																																																																								
衛星電話設備	衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可動型）	電話	衛星系回線 ・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋外）																																																																																																								
無線連絡設備	無線連絡設備（常設）、無線連絡設備（可動型）	電話	無線系回線 ・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋外）																																																																																																								
携帯型音声呼出電話設備	携帯型音声呼出電話機	電話	有線系回線 ・中央制御室－現場（屋内） ・緊急時対策室 ^{※2}																																																																																																								
主要設備	機能	通信回線種別	通信路線の場所 ^{※1}																																																																																																								
送受話器（ペーパーライフ） 〔警報装置を含む。〕	電話	有線系回線	・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外）																																																																																																								
固定電話機	電話	有線系回線	・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外）																																																																																																								
PHS端末	電話	有線系／無線系回線	・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋外） ・緊急時対策室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋外）																																																																																																								
FAX	FAX	有線系回線	・緊急時対策室－中央制御室																																																																																																								
移動無線設備	電話	無線系回線	・緊急時対策室－現場（屋外）																																																																																																								
衛星電話設備	電話	衛星系回線	・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋外）																																																																																																								
無線連絡設備	電話	無線系回線	・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外）																																																																																																								
携行型通話装置	電話	有線系回線	・中央制御室－現場（屋内）																																																																																																								
主要設備	機能	通信回線種別	通信連絡の場所																																																																																																								
連絡指令設備（警報装置を含む。）	電話	有線系回線	・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－現場（屋内） ・緊急時対策室指揮所－現場（屋内） ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋内） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・緊急時対策室指揮所 ・緊急時対策室指揮所																																																																																																								
電力保安通信用電話設備	電話	有線系回線 無線系回線	・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－現場（屋内） ・緊急時対策室指揮所－現場（屋内） ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋内） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・緊急時対策室指揮所 ・緊急時対策室指揮所																																																																																																								
保安電話（固定） ^{※1} 保安電話（携帯） ^{※1}	電話	有線系回線 無線系回線	・緊急時対策室－中央制御室 ・緊急時対策室－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋内） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋内）－現場（屋内） ・現場（屋内）－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外） ・緊急時対策室指揮所 ・緊急時対策室指揮所																																																																																																								
保安電話（FAX） ^{※1}	FAX	有線系回線	・緊急時対策室指揮所－中央制御室																																																																																																								
無線連絡設備	電話	無線系回線	・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外）																																																																																																								
携行型通話装置	電話	有線系回線	・中央制御室－現場（屋内）																																																																																																								
衛星電話設備	電話	衛星系回線	・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外）																																																																																																								
移動無線設備	電話	無線系回線	・緊急時対策室指揮所－中央制御室 ・緊急時対策室指揮所－現場（屋外） ・中央制御室－現場（屋外） ・現場（屋外）－現場（屋外）																																																																																																								

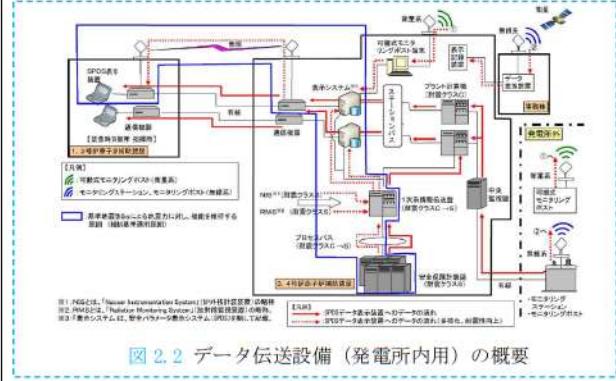
泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図2.1 通信連絡設備（発電所内用）の概要【通信連絡設備（発電所外用）と共に用いるものを含む】</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>図2.2-1 通信連絡設備（発電所内）の概要</p> <p>※1: 7号炉は別棟 ※2: 6号炉は地下1階、7号炉は地上1階に位置</p>	 <p>第2.2-1図 通信連絡設備（発電所内）の概要</p>	 <p>第2.2-1図 通信連絡設備（発電所内）の概要 【通信連絡設備（発電所外）と共に用いるものを含む】</p>	<p>DB/SAに係る内容(当図)</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は通信連絡設備（発電所外）と共に用いている設備も含めて記載している旨を記載している（大飯同様）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 2.2 データ伝送設備（発電所内用）の概要</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績を反映) ・泊は、データ伝送設備 を2.4に記載している (女川同様)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.2 通信連絡設備（発電所外用）の概要</p> <p>発電所外の社内関係箇所との連絡用として、電力保安通信用電話設備（保安電話）、社内T.V会議システム及び電力保安通信用電話設備（衛星保安電話）等を設置している。電力保安通信用電話設備（保安電話）は、当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線及び無線系回線）に接続している。</p> <p>社内T.V会議システムは、当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線）及び通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線（衛星系回線）に接続している。電力保安通信用電話設備（衛星保安電話）は、通信事業者が提供する特定顧客専用の通信回線（衛星系回線）に接続している。これらの回線は、多様性を確保した専用回線としている。</p> <p>社外との連絡用として、通信事業者が提供する加入電話、携帯電話及び衛星電話等を設置している。また、多様性を確保した通信事業者が提供する統合原子力防災ネットワーク（有線系回線及び衛星系回線）に接続する通信連絡設備及び緊急時対策支援システム（E.R.S.S）等へのデータを伝送出来る設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置している。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）については、バックアップとして当社が構築する電力保安通信用回線（有線系回線及び無線系回線）に接続し原子力事業本部からも伝送できるようにしている。</p>	<p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>(1) 所外必要箇所の選定 発電所外の通信連絡をする必要がある場所として、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等を選定する。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の必要箇所と事故の発生等に係る連絡を音声等により行うため、通信連絡設備（発電所外）として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とし、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、幅輻等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。概要を第2.3-1図、第2.3-2図及び第2.3-3図に示す。 また、通信連絡設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設である統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備は、重大事故等が発生した場合においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p>	<p>2.3 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>(1) 所外必要箇所の選定 発電所外の通信連絡をする必要がある場所として、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等を選定する。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の必要箇所と事故の発生等に係る連絡を音声等により行うため、通信連絡設備（発電所外）として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とし、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、幅輻等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。概要を第2.3-1図、第2.3-2図及び第2.3-3図に示す。 また、通信連絡設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設である統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び衛星電話設備は、重大事故等が発生した場合においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p>	<p>DBに係る内容（当ページ） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・2-2③記載のとおり</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） ・大飯は通信連絡設備を一括して記載している</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>a. 電力保安通信用電話設備 専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）に接続している固定電話機、PHS 端末、FAX 及び通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星保安電話（固定型）</p> <p>b. 社内テレビ会議システム 専用の電力保安通信用回線（有線系）及び通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続しているテレビ会議システム</p> <p>c. 局線加入電話設備 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（有線系）に接続している加入電話機及び加入FAX</p> <p>d. 専用電話設備 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続する専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）</p> <p>e. 衛星電話設備 通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）</p>	<p>a. 電力保安通信用電話設備 専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）に接続している保安電話（固定）、保安電話（携帯）、保安電話（FAX）、通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星保安電話及び通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続している専用電話</p> <p>b. 社内テレビ会議システム 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）及び専用の電力保安通信用回線（無線系）に接続しているテレビ会議システム</p> <p>c. 加入電話設備 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（有線系）に接続している加入電話機及び加入FAX</p> <p>d. 専用電話設備 通信事業者が提供する専用通信回線（有線系）に接続する専用電話設備（固定型）及び専用電話設備（FAX）</p> <p>e. 衛星電話設備 通信事業者が提供する通信事業者回線（衛星系）に接続している衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）及び衛星電話設備（携帯型）</p> <p>f. 携帯電話 通信事業者が提供する災害時優先加入契約された通信事業者回線（無線系）に接続している携帯電話</p>	<p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</p> <p>【大飯】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2-2①記載のとおり <p>【大飯】【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2-2②記載のとおり <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は主回線を自社回線、バックアップに通信事業者の衛星系回線を使用して構成しているが泊は主回線を通信事業者回線、バックアップに自社回線の無線系回線を使用している。専用回線を使用していること及び通信回線の多様性を確保することには相違ないことから、問題はない。 <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2-2⑩記載のとおり <p>【大飯】【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2-2⑪記載のとおり <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2-2⑮記載のとおり

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

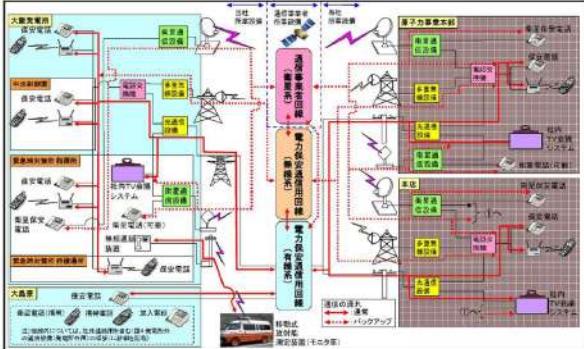
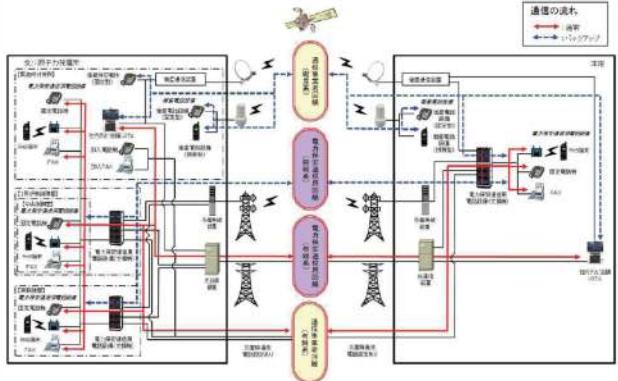
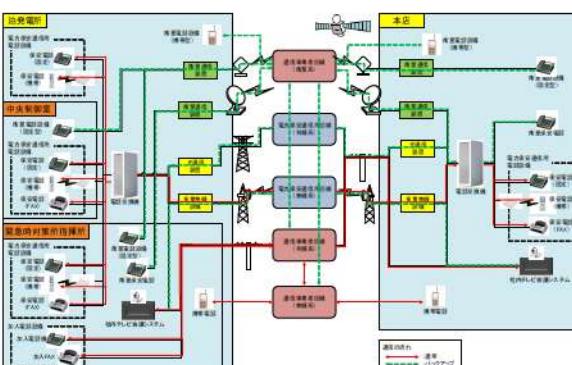
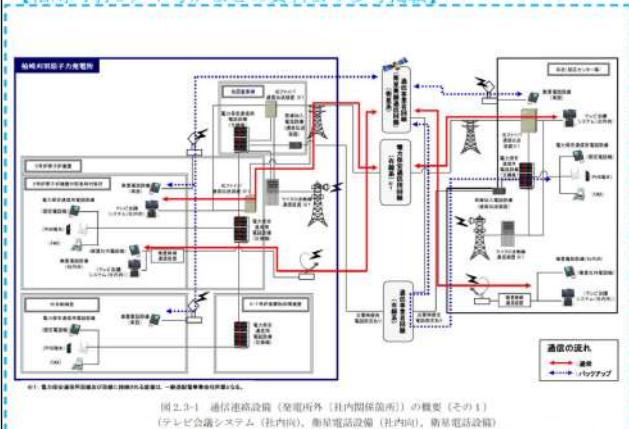
第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的な外観点検、通話通信確認等により適切な保守管理を行う。</p>	<p>f. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）を用いたIP電話、IP-FAX、テレビ会議システム</p> <p>なお、専用の電力保安通信用回線は、送電鉄塔に配備する有線系回線及び排気筒に固定設置する無線系回線によって構成し、発電所外の必要箇所と通信連絡する設計とする。<u>万が一</u>、電力保安通信用回線による通信連絡の機能が喪失した場合、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等の衛星系回線により、発電所外の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>g. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）を用いたIP電話、IP-FAX及びテレビ会議システム</p> <p>なお、専用の電力保安通信用回線は、送電鉄塔に配備する有線系回線及び<u>管理事務所の通信鉄塔</u>に固定設置する無線系回線によって構成し、発電所外の必要箇所と通信連絡する設計とする。<u>万一</u>、電力保安通信用回線による通信連絡の機能が喪失した場合、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等の衛星系回線により、発電所外の必要箇所との通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 女川：「」、泊：「及び」</p> <p>DBに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・電力保安通信用電話設備の無線系回線の設置場所の相違。女川：発電所建屋の排気筒、泊：管理事務所の通信鉄塔（伊方、川内、玄海、島根と同様）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・記載の統一（万一）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績を反映) ・女川・泊は、データ伝送設備を2.4に記載している</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			
図3 通信設備（発電所外）の概要（社内関係箇所）	第2.3-1図 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要（その1） (電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、衛星電話設備)	第2.3-1図 通信連絡設備（発電所外〔社内関係箇所〕）の概要 (電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、衛星電話設備、携帯電話)	【女川】設計方針の相違 ・2-2⑤記載のとおり
			【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

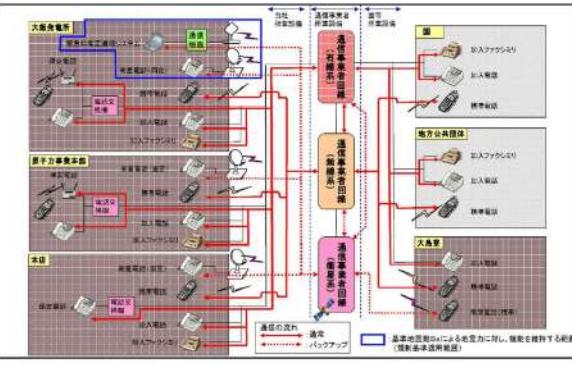
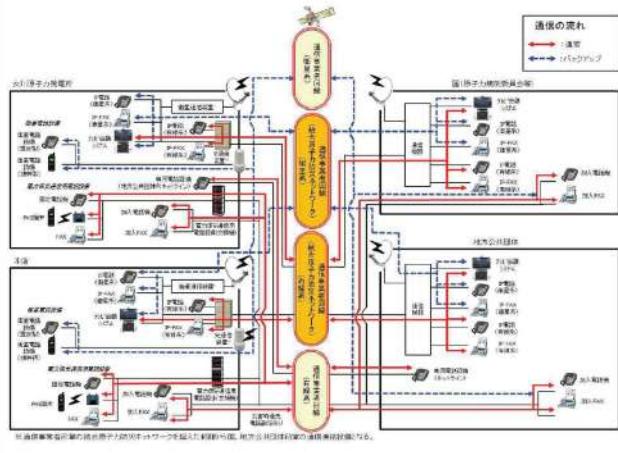
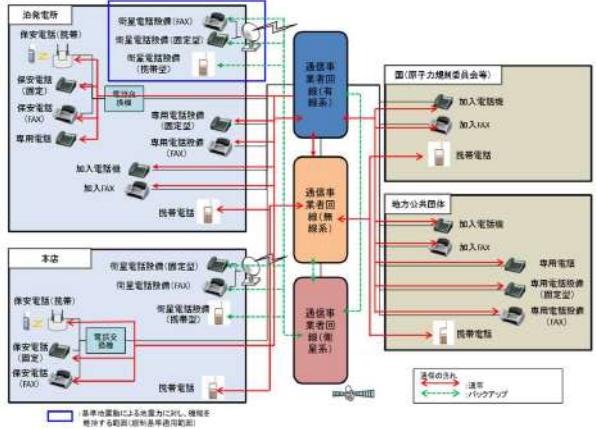
第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第2.3-2図 通信連絡設備（発電所外 [社内関係箇所]）の概要（その2） (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</p>		DB/SAに係る内容(当図)

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

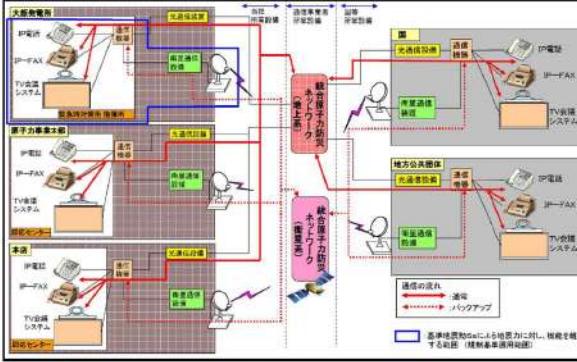
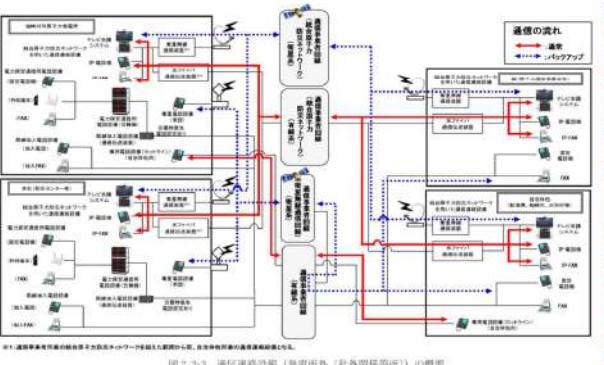
第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図4 通信設備（発電所外）の概要（社外関係箇所1／2）</p>	 <p>第2.3-3 図 通信連絡設備（発電所外 [社外関係箇所]）の概要（衛星電話設備、専用電話設備（ホットライン）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備）</p>	 <p>第2.3-2 図 通信連絡設備（発電所外 [社外関係箇所]）の概要（その1） （加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備、携帯電話）</p>	<p>【女川】設計方針の相違 • 2-2⑤記載のとおり</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 5 通信設備（発電所外）の概要（社外関係箇所 2 / 2）</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>図 2.3-3 通信連絡設備（発電所外（社外関係箇所））の概要 <small>※本図は参考として示すものである。各機器の構成や接続状況は実際と異なる場合がある。 ●本図は参考として示すものである。各機器の構成や接続状況は実際と異なる場合がある。</small></p>		<p>第 2.3-3 図 通信連絡設備（発電所外〔社外関係箇所〕）の概要（その2） （統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備）</p>	<p>DB/SAに係る内容(当図)</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	<p>2.4 安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、データ収集装置からデータを収集し、緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるよう、通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）に接続し、多様性を確保するとともに、専用の電力保安通信用回線（有線系及び無線系）及び通信事業者が提供する専用の衛星無線通信回線（衛星系）にも接続し多様性を確保する設計とする。概要を第2.4-1図に示す。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備のうち、設計基準対象施設であるデータ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）における発電所内建屋間の有線系回線の構成は、6号炉及び7号炉と5号炉間を直接接続する設計とする。</p> <p>万が一、有線系回線に損傷が発生し有線系回線によるデータ伝送の機能が喪失した場合、無線通信装置により、発電所内建屋間のデータ伝送が継続可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p>2.4 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で構成するデータ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びERSS伝送サーバで構成するデータ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、データ収集計算機からデータを収集し、緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送可能な設計とし、常時使用できるよう、通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク（有線系及び衛星系）に接続し、多様性を確保するとともに、専用の電力保安通信回線（有線系及び無線系）及び通信事業者が提供する専用の衛星無線通信回線（衛星系）にも接続し多様性を確保する設計とする。概要を第2.4-1図に示す。</p> <p>なお、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）のうち、設計基準対象施設であるデータ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末は、重大事故等時においても使用し、重大事故等が発生した場合においても機能維持を図る設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）における発電所内建屋間の有線系回線の構成は、3号炉と緊急時対策所間を直接接続する設計とする。</p> <p>万が一、有線系回線に損傷が発生し有線系回線によるデータ伝送の機能が喪失した場合、無線通信装置により、発電所内建屋間のデータ伝送が継続可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、定期的な機能・性能の確認及び外観の確認により適切な保守管理を行い、常時使用できることを確認する。</p>	<p><u>DBに係る内容（当ページ）</u></p> <p>【女川】 設計方針の相違 • 2-2⑩記載のとおり 【柏崎】 記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【女川】 設計方針の相違 • 2-2⑩記載のとおり</p> <p>【柏崎】 記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>【女川】 記載表現の相違 • 記載の統一（万が一）</p> <p>【柏崎】 記載表現の相違 2-3①のとおり</p> <p>【女川】 記載表現の相違 • 記載の統一（万が一）</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	DB/SAに係る内容(当図)
<p>図6 データ伝送設備（発電所外）の概要</p> <p>【泊崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>図2.4-1 図 安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備の概要</p>	<p>図2.4-1 図 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）の概要</p>	<p>【泊崎】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>	

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

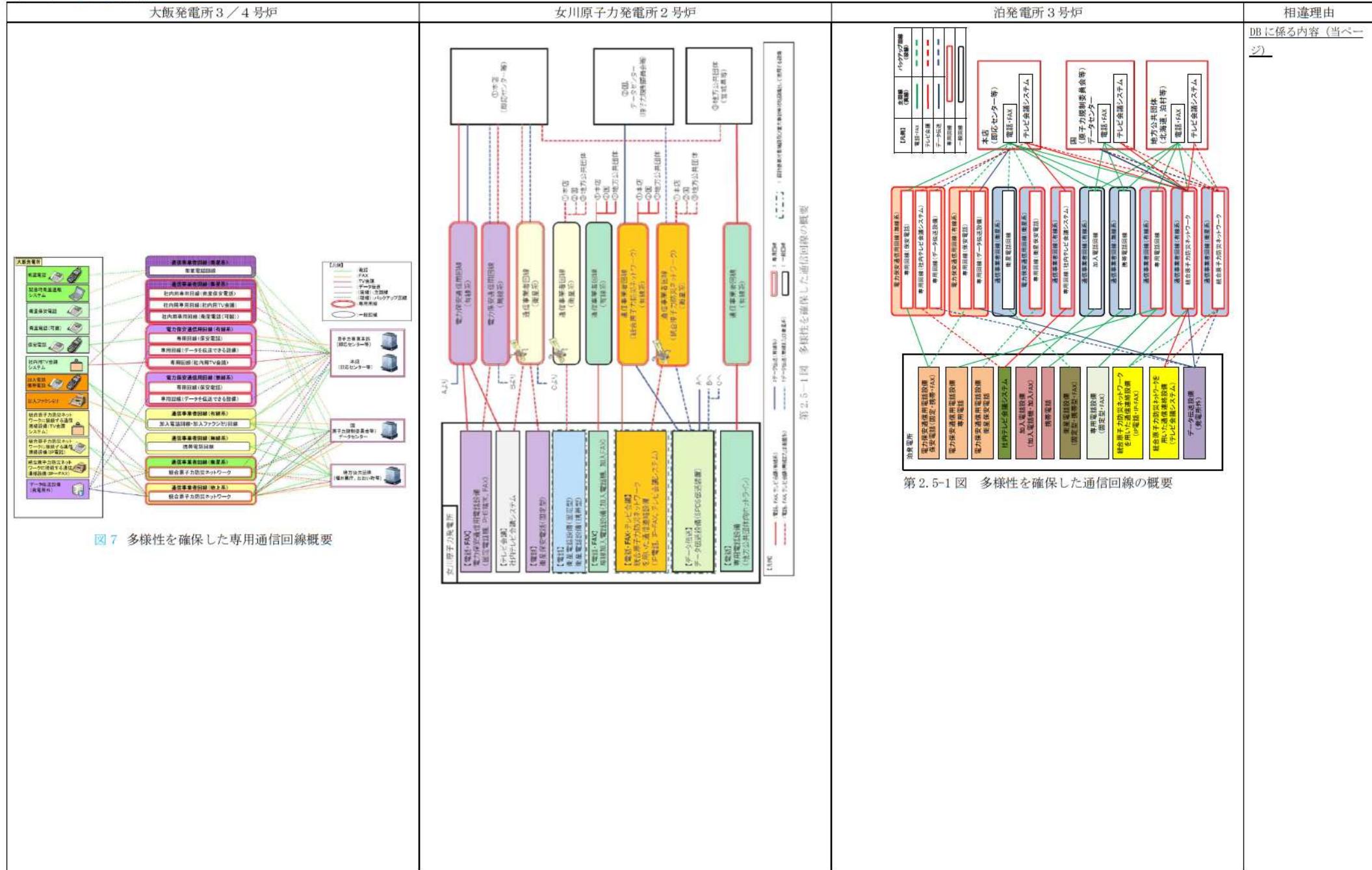
第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉							女川原子力発電所2号炉							泊発電所3号炉							相違理由
2.2 多様性を確保した専用通信回線	通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる。	設備ごとに接続する通信回線について表1に記載し、その概要を図7に示す。	2.5 多様性を確保した通信回線	通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。多様性を確保した通信回線を第2.5-1表に記載するとともに、概要を第2.5-1図に示す。	2.5 多様性を確保した通信回線	通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。多様性を確保した通信回線を第2.5-1表に記載するとともに、概要を第2.5-1図に示す。	DBに係る内容（当ページ）	【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）	【大飯】記載表現の相違（女川・泊では必ずしも専用の通信回線ではないことから、通信回線と記載）	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）											
波電光	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向 512Mbps 64Mbps×8回線	0 0	<無線系・衛星系> 52Mbps <無線系> 6Mbps 600Mbps	電話 FAX	○ ○	○ ○	電話 FAX	○ ○	電話 FAX	○ ○	電話 FAX	○ ○	電話 FAX	○ ○	電話 FAX	○ ○	電話 FAX	○ ○	電話 FAX	○ ○
衛星保安電話	通信事業者回線	衛星系	0 0	96kbps (32kbps×3+64kbps)	96kbps	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
衛星電話(可搬)	通信事業者回線	衛星系	0 0	32kbps	32kbps	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
社内TV会議システム	電力保安通信回線	有線系(光ケーブル) 2方向	0 0	2Mbps	10Mbps	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
加入電話 (災害時優先電話)	通信事業者回線	有線系(光ケーブル)	- △	10台	-	0 0	384kbps	1Mbps	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
携帯電話 (災害時優先電話)	通信事業者回線	無線系	- △	15台	-	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
便益電話	通信事業者回線	衛星系	- 0	8kbps ^①	144kbps	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
TV会議システム	通信事業者回線 (結合原子力防災ネットワークに接続する通話経路)	有線系(光ケーブル) IP電話	0 0	473kbps ^{②③} TV会議 384kbps 1台 IP電話 88Mbps 1台 IP-FAX 6Mbps 1台	5Mbps	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
IP-FAX	通信事業者回線 (結合原子力防災ネットワーク)	衛星系	0 0	210Mbps (TV会議 128Mbps 1台 IP電話 32Mbps 1台 IP-FAX 50Mbps 1台)	340kbps	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
安全パラメータ表示 システム(IPSec)、安 否(位置所外)→ハマーラー送 信システム	電力保安通信回線	電力保安通信回線 (光ケーブル)	0 0	730Mbps	100Mbps	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
データ伝送 システム(IPoS)、安 否(位置所外)→ハマーラー送 信システム	通信事業者回線	有線系(光ケーブル) (結合原子力防災ネットワーク)	0 0	730Mbps	1.5Mbps	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
緊急時警報通信システム	通信事業者回線	衛星系	0 0	40kbps ^④	5Mbps	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
無線送信装置	無線回線	無線回線	0 0	1台	-	0 0	64kbps	144kbps	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
【凡例】 ○：制限の有無なし ○：看板の有無がない △：一部回線に比べ制限されない ×：看板の有無がある																					
※1：看板優先度が低いため、5Mbpsまでの定速帶で通信する。 ※2：号誌装置でデータ伝送しており、号誌装置の必要容量の最大値を記載。 ※3：号誌装置回線																					
※4：加入電話設備に接続されており、常駐地外への連絡も可能。 ※5：通信の削減とは、転換のほか、災害発生時等の通信事業者による通信制限を想定。 ※6：通信の削減時は、は5つの通信経路で発電所外への連絡が可能。																					
【凡例】 ○：専用 ○：専用回線、-：共用専用 -：通信の制限 ○：制限なし ○：制限の恐れが少ない ×：制限の恐れがある																					

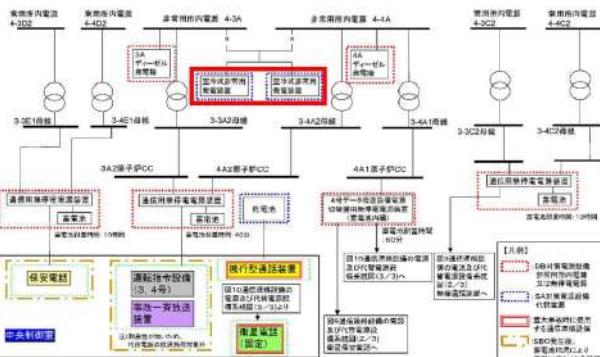
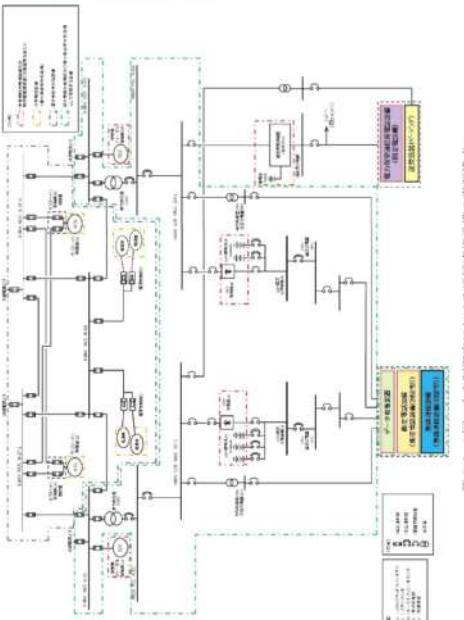
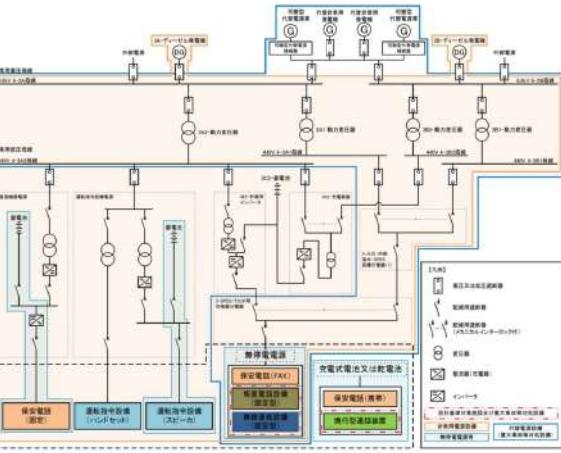
泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備



第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備</p> <p>通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電電源から給電可能としている。又、重大事故等対処設備の通信連絡設備（衛星電話（固定）等）は、代替電源設備（電池等を含む。）から給電可能としている。通信連絡設備の電源接続系統図を図8～10に示し、接続電源の一覧を表2、3に記載する。</p>  <p>図8 通信連絡設備の電源及び代替電源設備系統図(1/3)</p>	<p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p> <p>(1) 中央制御室</p> <p>中央制御室における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む。）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、中央制御室における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備であるガスターイン発電機又は可搬型代替交流電源設備である電源車から受電可能な設計とする。</p> <p>中央制御室における通信連絡設備の電源構成を第2.6-1図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表、第2.6-2表、第2.6-3表及び第2.6-4表に示す。</p>  <p>第2.6-1図 中央制御室における通信連絡設備の電源構成</p>	<p>2.6 通信連絡設備の電源設備</p> <p>(1) 中央制御室</p> <p>中央制御室における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、中央制御室における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から受電可能な設計とする。</p> <p>中央制御室における通信連絡設備の電源構成を第2.6-1図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表に示す。</p>  <p>第2.6-1図 中央制御室における通信連絡設備の電源構成</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 （女川審査実績を反映） ・女川・泊ともに、大飯と同様 DB の通信連絡設備の電源にくわえ、SA 時の通信連絡設備の電源についても記載している。（実質同様）</p> <p>【女川】 設計方針の相違 泊では、無停電電源(UPS の類)、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

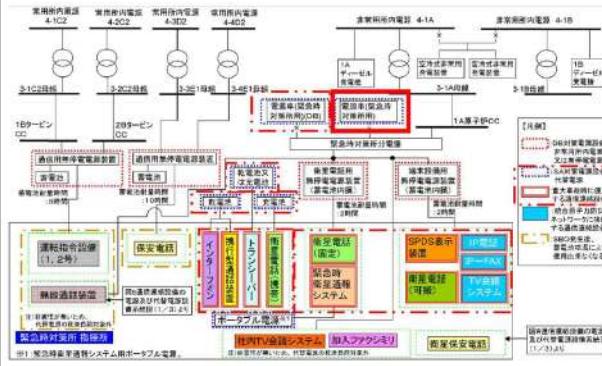
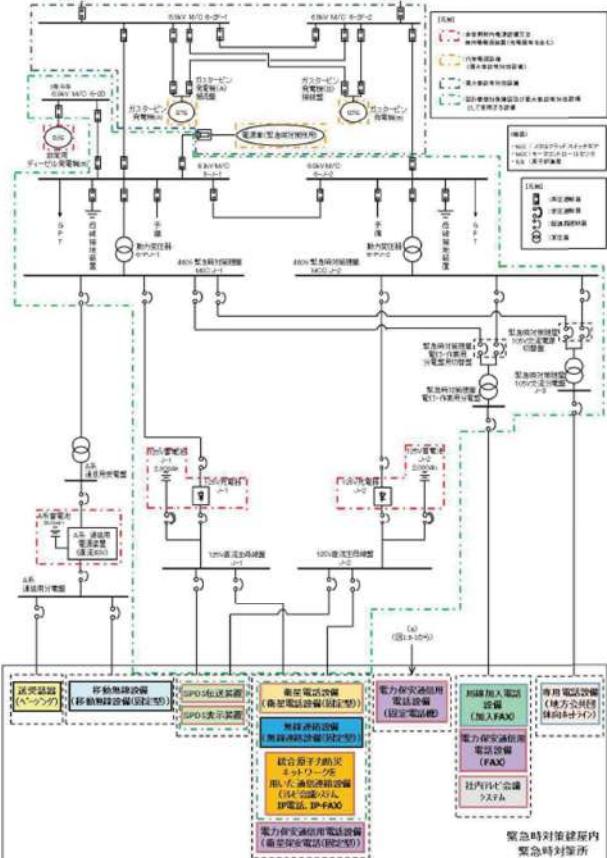
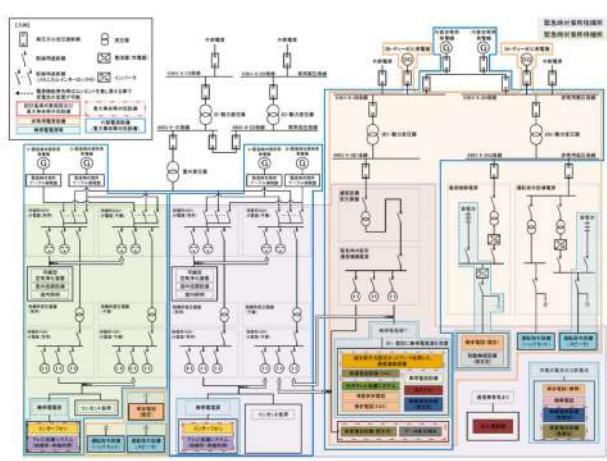
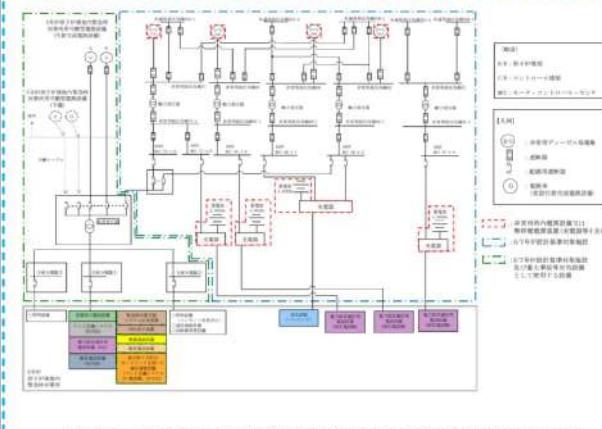
第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む。）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から受電可能な設計とする。概要を図2.6-3に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を表2.6-1、表2.6-2、表2.6-3及び表2.6-4に示す。</p>	<p>(2) 緊急時対策所 緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用所内電源設備である非常用ディーゼル発電機又は無停電電源装置（充電器等を含む。）から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機又は緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成を第2.6-2図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表、第2.6-2表、第2.6-3表及び第2.6-4表に示す。</p>	<p>(2) 緊急時対策所 緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、緊急時対策所における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成を第2.6-2図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表及び第2.6-2表に示す。</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映） 【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源(UPSの類)、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から「無停電電源等」と表記。 【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p>

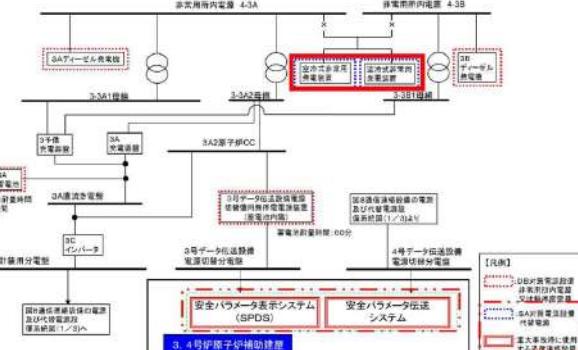
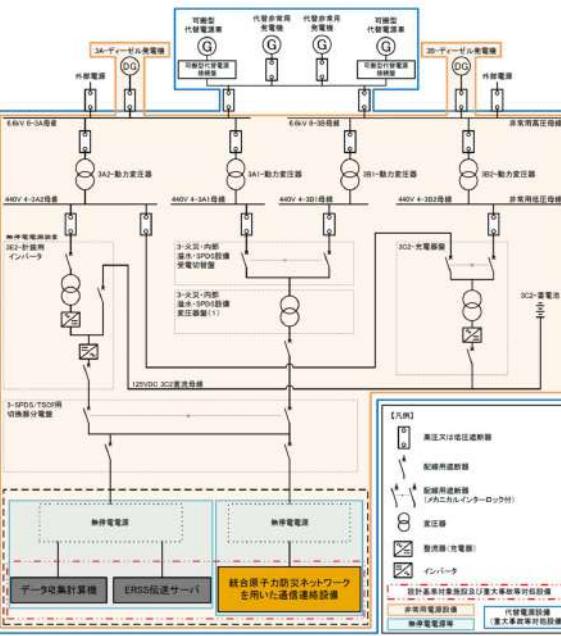
泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			
図9 通信連絡設備の電源及び代替電源設備系統図(2/3)	第2.6-2図 緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成	第2.6-2図 緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成	
			【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり
図2.6-3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成	第2.6-2図 緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成		

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図10 通信連絡設備の電源及び代替電源設備系統図(3/3)</p>		<p>(3) 原子炉補助建屋</p> <p>原子炉補助建屋における通信連絡設備は、外部電源喪失時、非常用電源設備であるディーゼル発電機又は無停電電源等から受電可能な設計とする。</p> <p>さらに、原子炉補助建屋の通信連絡設備は代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機及び可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から受電可能な設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋における通信連絡設備の電源構成を第2.6-3図に示す。</p> <p>また、通信連絡設備の電源設備を第2.6-1表、第2.6-2表、第2.6-3表及び第2.6-4表に示す。</p>  <p>第2.6-3図 原子炉補助建屋における通信連絡設備の電源構成</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・通信連絡設備設置建屋の相違。泊は原子炉補助建屋にも通信連絡設備が設置されている。</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p> <p>【大飯】設計方針の相違（女川審査実績を反映） ・電源系統としての記載であり、建屋別に電源の詳細については記載されていない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉

表3 通信連絡設備の電源及び代替電源設備一覧(2/2)

通信機種		主要設備	電源	代替電源設備
通信機器 (発電所外)	初入電話	不審(通信事業者交換局から給電)	なし	
	加入FAX等	電源(電池)緊急時対策用(0V)	なし	
	長距離電話	電源(電池)	なし	
	能力保安送信機	固定: 常時供給電源、連絡用停電保護装置 ^{※1} 、 電源: 安全内蔵電池、送信用停電保護装置 ^{※2} 、 充電: なし	固定: なし 電池: なし	
	隔壁安全電話	固定: 安全内蔵電池、蓄電池 ^{※3} 、 データ伝送装置(電池) ^{※4} 、 充電: なし	固定: なし 電池: なし	
	衛星電話	固定: 本機用内蔵電池、蓄電池 ^{※5} 、 衛星用停電保護装置 ^{※6} 、 充電: なし	固定: 本機用内蔵電池、蓄電池 ^{※5} 、 衛星用停電保護装置 ^{※6} 、 充電: なし	
	衛星電話	固定: 本機用内蔵電池、蓄電池 ^{※5} 、 衛星用停電保護装置 ^{※6} 、 充電: なし	固定: 本機用内蔵電池、蓄電池 ^{※5} 、 衛星用停電保護装置 ^{※6} 、 充電: なし	
	社内TV会議システム	電源(電池)緊急時対策用(0V)	なし	
	無線電話装置	固定: 安全内蔵電池、連絡用停電保護装置 ^{※7} 、 電源(電池)緊急時対策用(0V)	固定: なし 電池: なし	
	複合音響装置	複合音響装置(モニターフォン)の系装置電池		
通信機器 (発電所内)	複合音響装置	T/F会議システム トランシーバーに接続する 送信用停電装置	電源(電池)緊急時対策用(0V)、 IP-FAX	電源(電池)緊急時対策用(0V)
	固定電話	固定: 電源(電池)緊急時対策用(0V)、 充電: なし	固定: なし	
	FAX	固定: 電源(電池)緊急時対策用(0V)、 充電: なし	固定: なし	
	IP-FAX	固定: 電源(電池)緊急時対策用(0V)、 充電: なし	固定: なし	
	テレビ会議システム	非常用電源設備		
	社内テレビ会議システム	非常用電源設備		
	IP電話	非常用電源設備		
	IP-FAX	非常用電源設備		
	テレビ会議システム	非常用電源設備		
	社内テレビ会議システム	非常用電源設備		

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

表2.6-2 通信連絡設備(発電所内)の選択基準(※1)			
通信機種	主要機能	非常用内蔵電池設置 又は外部電源接続装置	代替電源設備
発電所内 電力測定用機器 電波装置	固定電話	4号及び7号炉 中央制御室 非常用ディーゼル発電機 電源(電池)緊急時対策用	第一回線(電池) (蓄電池) 第二回線(電池) (蓄電池)
	FAX	4号及び7号炉 中央制御室 IP-FAX 電源(電池)緊急時対策用	第一回線(電池) (蓄電池) 第二回線(電池) (蓄電池)
	IP-FAX	4号及び7号炉 中央制御室 IP-FAX 電源(電池)緊急時対策用	第一回線(電池) (蓄電池) 第二回線(電池) (蓄電池)
	IP電話	4号及び7号炉 中央制御室 IP電話 電源(電池)緊急時対策用	第一回線(電池) (蓄電池) 第二回線(電池) (蓄電池)
	テレビ会議システム	4号及び7号炉 中央制御室 IP電話 電源(電池)緊急時対策用	第一回線(電池) (蓄電池) 第二回線(電池) (蓄電池)
	社内テレビ会議システム	4号及び7号炉 中央制御室 IP電話 電源(電池)緊急時対策用	第一回線(電池) (蓄電池) 第二回線(電池) (蓄電池)
	IP電話	4号及び7号炉 中央制御室 IP電話 電源(電池)緊急時対策用	第一回線(電池) (蓄電池) 第二回線(電池) (蓄電池)
	IP-FAX	4号及び7号炉 中央制御室 IP-FAX 電源(電池)緊急時対策用	第一回線(電池) (蓄電池) 第二回線(電池) (蓄電池)
	テレビ会議システム	4号及び7号炉 中央制御室 IP電話 電源(電池)緊急時対策用	第一回線(電池) (蓄電池) 第二回線(電池) (蓄電池)
	社内テレビ会議システム	4号及び7号炉 中央制御室 IP電話 電源(電池)緊急時対策用	第一回線(電池) (蓄電池) 第二回線(電池) (蓄電池)

※1) 本機式電話によりもともと停電保護装置を有する。また、1台の端末を複数の回線で接続することにより、複数回線の電源が同時に供給可能となる。

※2) データ伝送装置(電池)緊急時対策用(0V)又は蓄電池緊急時対策用。

※3) データ伝送装置(電池)緊急時対策用(0V)又は蓄電池緊急時対策用。

※4) データ伝送装置(電池)緊急時対策用(0V)又は蓄電池緊急時対策用。

※5) 設計基準により、電池を内蔵する。

※6) 電池内蔵装置(電池)緊急時対策用。

※7) 蓄電池緊急時対策用。

※8) 蓄電池緊急時対策用。

※9) 蓄電池緊急時対策用。

※10) 蓄電池緊急時対策用。

※11) 蓄電池緊急時対策用。

※12) 蓄電池緊急時対策用。

※13) 蓄電池緊急時対策用。

※14) 蓄電池緊急時対策用。

※15) 蓄電池緊急時対策用。

※16) 蓄電池緊急時対策用。

※17) 蓄電池緊急時対策用。

※18) 蓄電池緊急時対策用。

※19) 蓄電池緊急時対策用。

※20) 蓄電池緊急時対策用。

※21) 蓄電池緊急時対策用。

※22) 蓄電池緊急時対策用。

※23) 蓄電池緊急時対策用。

※24) 蓄電池緊急時対策用。

※25) 蓄電池緊急時対策用。

※26) 蓄電池緊急時対策用。

※27) 蓄電池緊急時対策用。

※28) 蓄電池緊急時対策用。

※29) 蓄電池緊急時対策用。

※30) 蓄電池緊急時対策用。

※31) 蓄電池緊急時対策用。

※32) 蓄電池緊急時対策用。

※33) 蓄電池緊急時対策用。

※34) 蓄電池緊急時対策用。

※35) 蓄電池緊急時対策用。

※36) 蓄電池緊急時対策用。

※37) 蓄電池緊急時対策用。

※38) 蓄電池緊急時対策用。

※39) 蓄電池緊急時対策用。

※40) 蓄電池緊急時対策用。

※41) 蓄電池緊急時対策用。

※42) 蓄電池緊急時対策用。

※43) 蓄電池緊急時対策用。

※44) 蓄電池緊急時対策用。

※45) 蓄電池緊急時対策用。

※46) 蓄電池緊急時対策用。

※47) 蓄電池緊急時対策用。

※48) 蓄電池緊急時対策用。

※49) 蓄電池緊急時対策用。

※50) 蓄電池緊急時対策用。

※51) 蓄電池緊急時対策用。

※52) 蓄電池緊急時対策用。

※53) 蓄電池緊急時対策用。

※54) 蓄電池緊急時対策用。

※55) 蓄電池緊急時対策用。

※56) 蓄電池緊急時対策用。

※57) 蓄電池緊急時対策用。

※58) 蓄電池緊急時対策用。

※59) 蓄電池緊急時対策用。

※60) 蓄電池緊急時対策用。

※61) 蓄電池緊急時対策用。

※62) 蓄電池緊急時対策用。

※63) 蓄電池緊急時対策用。

※64) 蓄電池緊急時対策用。

※65) 蓄電池緊急時対策用。

※66) 蓄電池緊急時対策用。

※67) 蓄電池緊急時対策用。

※68) 蓄電池緊急時対策用。

※69) 蓄電池緊急時対策用。

※70) 蓄電池緊急時対策用。

※71) 蓄電池緊急時対策用。

※72) 蓄電池緊急時対策用。

※73) 蓄電池緊急時対策用。

※74) 蓄電池緊急時対策用。

※75) 蓄電池緊急時対策用。

※76) 蓄電池緊急時対策用。

※77) 蓄電池緊急時対策用。

※78) 蓄電池緊急時対策用。

※79) 蓄電池緊急時対策用。

※80) 蓄電池緊急時対策用。

※81) 蓄電池緊急時対策用。

※82) 蓄電池緊急時対策用。

※83) 蓄電池緊急時対策用。

※84) 蓄電池緊急時対策用。

※85) 蓄電池緊急時対策用。

※86) 蓄電池緊急時対策用。

※87) 蓄電池緊急時対策用。

※88) 蓄電池緊急時対策用。

※89) 蓄電池緊急時対策用。

※90) 蓄電池緊急時対策用。

※91) 蓄電池緊急時対策用。

※92) 蓄電池緊急時対策用。

※93) 蓄電池緊急時対策用。

※94) 蓄電池緊急時対策用。

※95) 蓄電池緊急時対策用。

※96) 蓄電池緊急時対策用。

※97) 蓄電池緊急時対策用。

※98) 蓄電池緊急時対策用。

※99) 蓄電池緊急時対策用。

※100) 蓄電池緊急時対策用。

※101) 蓄電池緊急時対策用。

※102) 蓄電池緊急時対策用。

※103) 蓄電池緊急時対策用。

※104) 蓄電池緊急時対策用。

※105) 蓄電池緊急時対策用。

※106) 蓄電池緊急時対策用。

※107) 蓄電池緊急時対策用。

※108) 蓄電池緊急時対策用。

※109) 蓄電池緊急時対策用。

※110) 蓄電池緊急時対策用。

※111) 蓄電池緊急時対策用。

※112) 蓄電池緊急時対策用。

※113) 蓄電池緊急時対策用。

※114) 蓄電池緊急時対策用。

※115) 蓄電池緊急時対策用。

※116) 蓄電池緊急時対策用。

※117) 蓄電池緊急時対策用。

※118) 蓄電池緊急時対策用。

※119) 蓄電池緊急時対策用。

※120) 蓄電池緊急時対策用。

※121) 蓄電池緊急時対策用。

※122) 蓄電池緊急時対策用。

※123) 蓄電池緊急時対策用。

※124) 蓄電池緊急時対策用。

※125) 蓄電池緊急時対策用。

※126) 蓄電池緊急時対策用。

※127) 蓄電池緊急時対策用。

※128) 蓄電池緊急時対策用。

※129) 蓄電池緊急時対策用。

※130) 蓄電池緊急時対策用。

※131) 蓄電池緊急時対策用。

※132) 蓄電池緊急時対策用。

※133) 蓄電池緊急時対策用。

※134) 蓄電池緊急時対策用。

※135) 蓄電池緊急時対策用。

※136) 蓄電池緊急時対策用。

※137) 蓄電池緊急時対策用。

※138) 蓄電池緊急時対策用。

※139) 蓄電池緊急時対策用。

※140) 蓄電池緊急時対策用。

※141) 蓄電池緊急時対策用。

※142) 蓄電池緊急時対策用。

※143) 蓄電池緊急時対策用。

※144) 蓄電池緊急時対策用。

※145) 蓄電池緊急時対策用。

※146) 蓄電池緊急時対策用。

※147) 蓄電池緊急時対策用。

※148) 蓄電池緊急時対策用。

※149) 蓄電池緊急時対策用。

※150) 蓄電池緊急時対策用。

※151) 蓄電池緊急時対策用。

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

第 2.6-3 表 通信連

执行机构	主要项目	预算执行的范围与目标、 及执行情况的追踪与评估	风险管理评价
------	------	----------------------------	--------

初期評定	セミトーマス表示システムの初期データ収集評定	セミトーマス表示システムの初期評定	セミトーマス表示システムの初期評定	セミトーマス表示システムの初期評定
		セミトーマス表示システムの初期評定	セミトーマス表示システムの初期評定	セミトーマス表示システムの初期評定
		セミトーマス表示システムの初期評定	セミトーマス表示システムの初期評定	セミトーマス表示システムの初期評定
	セミトーマス表示システムの初期評定	セミトーマス表示システムの初期評定	セミトーマス表示システムの初期評定	セミトーマス表示システムの初期評定
初期評定	初期評定	半自動評定	半自動評定	半自動評定
		半自動評定	半自動評定	半自動評定
		半自動評定	半自動評定	半自動評定
初期評定	初期評定	半自動評定	半自動評定	半自動評定
		半自動評定	半自動評定	半自動評定
		半自動評定	半自動評定	半自動評定

¹ 由于数据的限制，本研究只对2004—2007年期间的数据进行分析。十六个

此指清商曲调行，下同。

© 2013 Pearson Education, Inc.

[View all posts by **John Doe**](#) | [View all posts in **Category A**](#) | [View all posts in **Category B**](#)

第2.6-4表 通信連絡設備（発電所外）の電源設備

Digitized by srujanika@gmail.com

Figure 1. The effect of the number of clusters on the classification accuracy of the proposed model.

Figure 1. The effect of the number of clusters on the classification accuracy of the proposed model.

第2.6-3表 データ伝送設備（発電所内）の電源設備

通信規約	主要設備	次常用電源設備 主電源に重複導入	代替電源設備
データ伝送装置 監視装置 発電装置 電気保安門	データ表示端末	非常用電源設備 充電式蓄電池（機器内蔵）	代替非常用電源機器（常設代替保安電源設備） 緊急時対応用非常用電源（緊急停電対策用代用電源設備）
	データ収集・計算機	非常用電源設備 機器内蔵	代替非常用電源機器（常設代替保安電源設備） 可搬型代用電源車（可搬型代替保安電源設備）

※1：充電式電池は、代替非常用発電機又は緊急時対策用発電機から充電可能であり、使用時間を延長できる

※2：無停電電源にて約1時間使用可能。

第十一章：設計基準對應

（二）：重大事故等级

第2.6-4表 データ伝送設備（発電所外）の電源設備

通信規則	主要設備	非常用電源設備 又は無停電電源等	代替電源設備
データ伝送設備（電気外）	データ収集計算機	非常用電源設備 無停電電源等	代替非常用電機（常設代替交流電源設備） 可搬型代替電源車（可搬型代替交流電源設備）
	BSS 伝送中→S	非常用電源設備 無停電電源等	代替非常用電機（常設代替交流電源設備） 可搬型代替電源車（可搬型代替交流電源設備）

※1：無停電電源にて約1時間使用可能。

二、設計基準對應

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.4 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSデータ表示に係る耐震性</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通信連絡設備については、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能を維持するため、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を講じる。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所のSPDSデータ表示に係る機能及び緊急時対策支援システム（ERSS）等へデータを伝送するための機能に関しては、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを耐震性を有する3号及び4号炉原子炉補助建屋に設置し、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能を喪失しないように耐震性を確保する設計としている。</p> <p>概要を図11、12に示す。（SPDS表示装置については、「第34条 緊急時対策所」にて整理する。）</p>		<p>2.7 緊急時対策所の通信連絡設備及びSPDSパラメータ表示に係る耐震性</p> <p>緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動による地震力に対し、機能を維持するため、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を講じる。</p> <p>また、緊急時対策所のSPDSパラメータ表示に係る機能及び緊急時対策支援システム（ERSS）へデータを伝送するための機能に関しては、データ収集計算機及びERSS伝送サーバを耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しないように耐震性を確保する設計としている。</p> <p>概要を第2.7-1図に示す。</p>	<p><u>SAに係る内容（当ページ）</u> <u>【女川】記載方針の相違（大飯審査実績の反映）</u> ・女川は参考資料の参考8に耐震措置について記載している。泊は、大飯審査実績を踏まえ、本項を記載しつつ、女川審査実績を踏まえ参考8にも耐震措置について記載している（女川・泊の参考8比較は別途参考資料の比較表に記載）。なお、メーカ設計が同様である大飯の耐震性確保の範囲は泊と同様である。 <u>(女川に記載がないため、大飯との相違識別)</u> <u>【大飯】記載表現の相違</u> ・大飯: SPDSデータ、泊: SPDSパラメータ</p> <p><u>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績を反映）</u> ・泊は、伝送先がERSSしかないことから「等」は記載していない。 <u>【大飯】記載方針の相違</u> 大飯ではSPDS表示装置については、「34条」で整理するとしているが、泊3号炉では女川審査実績を踏まえ、SPDS表示端末について35条上で整理することとし、参考8にSPDS表示端末の耐震措置一覧を記載している。</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図11 緊急時対策所のSPDSデータ表示概要図</p>			
<p>図12 緊急時対策支援システム（ERS）等へ伝送できる設備概要</p>		<p>第2.7-1図 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）に係る耐震性の概要</p>	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由																																							
参考1. 通信連絡設備の一覧				参考1 通信連絡設備の一覧				参考1 通信連絡設備の一覧				DB/SAに係る内容（当ページ）																																							
発電所内外の必要な箇所と通信連絡するための設備について、設置場所、台数等を表1～7に記載する。				発電所内及び発電所外において必要な箇所と通信連絡を行うための設備について、保管場所及び配備台数を参考第1.1-1表、参考第1.1-2表及び参考第1.1-3表に示す。				発電所内及び発電所外において必要な箇所と通信連絡を行うための設備について、保管場所及び配備台数を参考第1-1表、参考第1-2表及び参考第1-3表に示す。				【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）																																							
参考1. 記載箇所				通信連絡設備の保管に当たっては、保管環境（温度、湿度、振動等）を考慮した設計とする。				通信連絡設備の保管に当たっては、保管環境（温度、湿度、振動等）を考慮した設計とする。				・大飯は警報装置を独立して表に記載																																							
参考1. 記載内容				重大事故等が発生した場合においても使用する通信連絡設備についての保管に当たっては、有効性評価において想定する時間に対して影響がなく速やかに使用できるよう考慮した設計とする。また、保守点検時及び設備が故障した場合においても速やかに代替機器を準備できるよう予備品を配備する。				重大事故等が発生した場合においても使用する通信連絡設備についての保管に当たっては、有効性評価において想定する時間に対して影響がなく速やかに使用できるよう考慮した設計とする。また、保守点検時及び設備が故障した場合においても速やかに代替機器を準備できるよう予備品を配備する。				・表構成の相違																																							
参考1. 実績				保管場所及び配備台数については、訓練により実効性を確認し、必要に応じて適宜改善を図ることとする。				保管場所及び配備台数については、訓練により実効性を確認し、必要に応じて適宜改善を図ることとする。				【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）																																							
参考1. 記載方針				参考第1.1-1表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内））				参考第1-1表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内））				【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）																																							
参考1. 記載方針				通信連絡設備（発電所内）(1/4)				通信連絡設備（発電所内）				【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）																																							
参考1. 記載方針				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数、保管場所</th> <th colspan="2">新規制基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送受話器 (ページング) (警報装置を含む)</td> <td>527台 ※中央制御室: 17台 緊急時対策室: 2台 事務建屋等: 508台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>935台 ※中央制御室: 11台 緊急時対策室: 2台 事務建屋等: 922台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				主要設備	台数、保管場所	新規制基準要求		写真	既存	新規	送受話器 (ページング) (警報装置を含む)	527台 ※中央制御室: 17台 緊急時対策室: 2台 事務建屋等: 508台	○				935台 ※中央制御室: 11台 緊急時対策室: 2台 事務建屋等: 922台	○			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数、保管場所</th> <th colspan="2">新規制基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話機</td> <td>329台 ※中央制御室: 5台 緊急時対策室: 12台 事務建屋等: 312台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PHS端末</td> <td>507台 ※中央制御室: 6台 緊急時対策室: 12台 事務建屋等: 489台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>12台 ※中央制御室: 1台 緊急時対策室: 1台 事務建屋等: 10台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				主要設備	台数、保管場所	新規制基準要求		写真	既存	新規	固定電話機	329台 ※中央制御室: 5台 緊急時対策室: 12台 事務建屋等: 312台	○			PHS端末	507台 ※中央制御室: 6台 緊急時対策室: 12台 事務建屋等: 489台	○			FAX	12台 ※中央制御室: 1台 緊急時対策室: 1台 事務建屋等: 10台	○			【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）
主要設備	台数、保管場所	新規制基準要求		写真																																															
		既存	新規																																																
送受話器 (ページング) (警報装置を含む)	527台 ※中央制御室: 17台 緊急時対策室: 2台 事務建屋等: 508台	○																																																	
	935台 ※中央制御室: 11台 緊急時対策室: 2台 事務建屋等: 922台	○																																																	
主要設備	台数、保管場所	新規制基準要求		写真																																															
		既存	新規																																																
固定電話機	329台 ※中央制御室: 5台 緊急時対策室: 12台 事務建屋等: 312台	○																																																	
PHS端末	507台 ※中央制御室: 6台 緊急時対策室: 12台 事務建屋等: 489台	○																																																	
FAX	12台 ※中央制御室: 1台 緊急時対策室: 1台 事務建屋等: 10台	○																																																	
参考1. 記載方針				※台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。				※台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。				【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）																																							
参考1. 記載方針				参考第1.1-2表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所外））				参考第1-2表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所外））				【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）																																							
参考1. 記載方針				通信連絡設備（発電所外）(2/4)				通信連絡設備（発電所外）				【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）																																							
参考1. 記載方針				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数、保管場所</th> <th colspan="2">新規制基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動電話装置</td> <td>8台 ※緊急時対策室: 1台 事務建屋等: 7台</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>トランシーバー</td> <td>3台 ※緊急時対策室: 3台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				主要設備	台数、保管場所	新規制基準要求		写真	既存	新規	移動電話装置	8台 ※緊急時対策室: 1台 事務建屋等: 7台	△			トランシーバー	3台 ※緊急時対策室: 3台	○			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数、保管場所</th> <th colspan="2">新規制基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>搬送機</td> <td>2台 ※緊急時対策室: 1台 事務建屋等: 1台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				主要設備	台数、保管場所	新規制基準要求		写真	既存	新規	搬送機	2台 ※緊急時対策室: 1台 事務建屋等: 1台	○			【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）										
主要設備	台数、保管場所	新規制基準要求		写真																																															
		既存	新規																																																
移動電話装置	8台 ※緊急時対策室: 1台 事務建屋等: 7台	△																																																	
トランシーバー	3台 ※緊急時対策室: 3台	○																																																	
主要設備	台数、保管場所	新規制基準要求		写真																																															
		既存	新規																																																
搬送機	2台 ※緊急時対策室: 1台 事務建屋等: 1台	○																																																	
参考1. 記載方針				※台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。				※台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。				【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）																																							
参考1. 記載方針				参考第1.1-3表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内））				参考第1-3表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内））				【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）																																							
参考1. 記載方針				通信連絡設備（発電所内）(3/4)				通信連絡設備（発電所内）				【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）																																							
参考1. 記載方針				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数、保管場所</th> <th colspan="2">新規制基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送受話器 (ページング)</td> <td>1台 ※緊急時対策室: 1台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				主要設備	台数、保管場所	新規制基準要求		写真	既存	新規	送受話器 (ページング)	1台 ※緊急時対策室: 1台	○			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数、保管場所</th> <th colspan="2">新規制基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話機</td> <td>2台 ※緊急時対策室: 1台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				主要設備	台数、保管場所	新規制基準要求		写真	既存	新規	固定電話機	2台 ※緊急時対策室: 1台	○			【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）															
主要設備	台数、保管場所	新規制基準要求		写真																																															
		既存	新規																																																
送受話器 (ページング)	1台 ※緊急時対策室: 1台	○																																																	
主要設備	台数、保管場所	新規制基準要求		写真																																															
		既存	新規																																																
固定電話機	2台 ※緊急時対策室: 1台	○																																																	
参考1. 記載方針				※台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。				※台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。				【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）																																							
参考1. 記載方針				参考第1.1-4表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所外））				参考第1-4表 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所外））				【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）																																							
参考1. 記載方針				通信連絡設備（発電所外）(4/4)				通信連絡設備（発電所外）				【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）																																							
参考1. 記載方針				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数、保管場所</th> <th colspan="2">新規制基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送受話器 (ページング)</td> <td>1台 ※緊急時対策室: 1台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				主要設備	台数、保管場所	新規制基準要求		写真	既存	新規	送受話器 (ページング)	1台 ※緊急時対策室: 1台	○			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数、保管場所</th> <th colspan="2">新規制基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話機</td> <td>2台 ※緊急時対策室: 1台</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				主要設備	台数、保管場所	新規制基準要求		写真	既存	新規	固定電話機	2台 ※緊急時対策室: 1台	○			【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）															
主要設備	台数、保管場所	新規制基準要求		写真																																															
		既存	新規																																																
送受話器 (ページング)	1台 ※緊急時対策室: 1台	○																																																	
主要設備	台数、保管場所	新規制基準要求		写真																																															
		既存	新規																																																
固定電話機	2台 ※緊急時対策室: 1台	○																																																	
参考1. 記載方針				※台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。				※台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。				【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）																																							

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉		相違理由
表3 発電所内の通信設備（発電所内）（2／2）				通信連絡設備（発電所内）（3/4）						
主要設備	台数・位置場所	新規制要求 既存 新規	写真	主要設備	台数・位置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真			【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映) ・表構成の相違
携行型電話装置	全体台数：38台（予備9台含む） 緊急時対策所 指揮所：2台 緊急時対策所 待機場所：2台 中央制御室：18台 事務所等：16台	○		携行型 電話装置	30台 ・中央制御室：10台 ・緊急時対策所：10台 ・事務建屋：10台	○				
通話装置用 ケーブル	全体台数：20台 直子供補助建屋：11台 事務所等：9台	○		中継用 ケーブル ドラム	5台 ・中央制御室：3台 ・緊急時対策所：2台	○				
衛星電話 ^{※1}	固定 全体台数：20台（予備10台含む） 緊急時対策所 指揮所：5台 中央制御室：5台 移動式放射能測定装置（モニタ車）：1台 事務所等：15台	○		移動無線 設備 (固定型)	5台 ・中央制御室：1台 ・緊急時対策所：1台 ・事務建屋：3台	○				
携帯	全体台数：38台（予備10台含む） 緊急時対策所 指揮所：10台（予備10台） 中央制御室：1台 移動式放射能測定装置（モニタ車）：1台 事務所等：15台	○		移動無線 設備 (車載型)	1台 ・放射能輻射測定	○				
インターフォン	全体台数：6台（予備2台含む） 緊急時対策所 指揮所：2台（予備1台） 緊急時対策所 待機場所：2台（予備1台）	○		無線連絡 設備 (固定型)	7台 ・中央制御室：2台 ・緊急時対策所：4台 ・事務建屋：1台	○	 無線連絡用 端末装置 アンテナ 【イメージ】			
	※1: 実際所外開き式。			無線連絡 設備 (携帯型)	43台 ・中央制御室：5台 ・緊急時対策所：38台	○				
・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。										
通信連絡設備（発電所内）（4/4）										
主要設備	台数・位置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真	衛星電話 設備 ^{※2}	7台 ・中央制御室：2台 ・緊急時対策所：4台 ・事務建屋：1台	○	 衛星電話設備用 端末装置 アンテナ 【イメージ】			
				衛星電話 設備 (携帯型)	18台 ・中央制御室：5台 ・緊急時対策所：10台 ・事務建屋：3台	○	 【イメージ】			
※2: 発電所内と発電所外で共用										
・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。										

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

表4 発電所外の通信設備（発電所外）（1／3）

主要設備	台数・設置場所	速報先		新規制要求		写真
		社内	社外	既存	新規	
電力保安電話 通常用電話 設備	保安電話 ⁽¹⁾ (既定)	全体台数：約 5.6 台				
	緊急時対策室 指揮所	2 台	○	○	○	
	中央制御室	7 台				
	事務所等	5.71 台				
保安電話 (感帯)	全体台数：約 8.9 台					
	緊急時対策室 指揮所	10 台	○	○	○	
	緊急時対策室 指揮所	4 台				
	中央制御室	8 台				
衛星保安電話	事務所等	8.88 台				
	全体台数： 3 台					
	緊急時対策室 指揮所	2 台	○	○	○	
	事務所等	1 台				
衛星電話 可搬	全体台数： 2 台 (予備 1 台含む)					
	緊急時対策室 指揮所	1 台	○	△	△	
	事務所等	1 台 (予備 1 台含む)				
	衛星電話 可搬					
加入電話	全体台数： 2 台 (1 台) ^{※2}					
	緊急時対策室 指揮所	5 台 (5 台) ^{※2}	○	○	○	
	中央制御室	1 台 (1 台) ^{※2}				
	事務所等	1.7 台 (4 台) ^{※2}				
加入ファクシミリ	全体台数： 18 台					
	緊急時対策室 指揮所	1 台	○	○	△	
	中央制御室	1 台				
	事務所等	16 台				

卷一 爱国救亡图存之志

△ 創制医薬ではなく、自主的に創制している医師

表5 発電所外の通信設備（発電所外）（2／3）

主委設備		台数・設置場所	新規先 社内	新規先要求 既存	新規 既存	写真	
携帯電話		全体台数: 8 台 (15 台) ※	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
純合源子力 防災ネットワークに接続する 通信連絡装置		全体台数: 2 台 [緊急時対策室 指揮所 : 1 台] [事務所 : 1 台]	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
IP電話		全体台数: 9 台 [緊急時対策室 指揮所 : 3 台] [事務所 : 6 台]	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
IP-FAX		全体台数: 6 台 [緊急時対策室 指揮所 : 2 台] [事務所 : 3 台]	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
衛星電話 ⁽¹⁾		固定	全体台数: 20 台 (予備 10 台含む) [緊急時対策室 指揮所 : 5 台 (予備 5 台)] [中央制御室 : 5 台 (予備 5 台)]	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		携帯	全体台数: 38 台 (予備 10 台含む) [緊急時対策室 指揮所 : 10 台 (予備 10 台)] [中央制御室 : 1 台] [郵便式射撃範囲測定装置(モニタ) : 1 台] [事務所等 : 16 台]	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

第六章 數字飛行指揮系統

標題：海德堡印制書

女川原子力発電所 2号炉

参考第 1.1-2 表 通信連絡設備の一覧 (通信連絡設備 (発電所外))
通信連絡設備 (発電所外) (1/3)

主要設備	台數・保管場所	新規則基準要求		写 真
		既存	新規	
電力保安通信用 電話設備*	固定電話機	329 台 〔 <ul style="list-style-type: none">・中央制御室 : 5 台・緊急時対策所 : 12 台・事務建屋等 : 312 台 〕	○	
	PHS 喧嘩	507 台 〔 <ul style="list-style-type: none">・中央制御室 : 6 台・緊急時対策所 : 12 台・事務建屋等 : 489 台 〕	○	
	FAX	12 台 〔 <ul style="list-style-type: none">・中央制御室 : 1 台・緊急時対策所 : 1 台・事務建屋等 : 10 台 〕	○	
	衛星保安電話 (固定型)	2 台 〔 <ul style="list-style-type: none">・緊急時対策所 : 1 台・事務建屋 : 1 台 〕	○	

第二章 資本主義與社會主義

・文数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

泊発電所 3号炉

設備の一覧（通信連絡設備（発電所外））

設備（発電所外）（1/2）

主要設備		台數、保管場所	新規制基準要求		写真
			既存	新規	
電力保安通信用電話設備	保安電話(固定) ^(注1)	約400台 ・免電筒内 約400台	○		
	保安電話(携帯) ^(注1)	約1,500台 ・免電筒内 約1,000台 充電器 約1,800台	○		
	保安電話(FAX) ^(注1)	2台 ・緊急時対策指揮所 1台 ・中央制御室 1台	○		
	衛星保安電話	1台 ・緊急時対策指揮所 1台	○		
	專用電話	1台 ・中央制御室 1台	○		
加入電話設備	加入電話機	2台 ・緊急時対策指揮所 2台	○		
	加入FAX	1台 ・緊急時対策指揮所 1台	○		
携帯電話	携帯電話	72台 充電器 72台	○		
衛星電話設備 ^(注2)	衛星電話設備(固定型) ^(注3)	4台 ・緊急時対策指揮所 3台 ・中央制御室 1台	○		
	衛星電話設備(FAX)	1台 ・緊急時対策指揮所 1台	○		
	衛星電話設備(無線型) ^(注3)	29台 ・緊急時対策指揮所 15台 ・中央制御室 2台 ・消防署等 12台 充電器 29台	○		

(註 1)：熱電所內及熱電所外之共用

(注2)：設計基準車輛時及任何大事故等時ともに使用する。

* 本数については、会員、調査隊を通じて貢献した額を

【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)

DB/SA に係る内容（当ページ）

大飯発電所3／4号炉

表6 発電所外の通信設備（発電所外）（3／3）

主要設備	台数・設置場所	連絡先		新規機器要求		写真
		社内	社外	既存	新規	
社内TV会議システム	全体台数： 4 台 緊急時対策用 指揮所 1台 事務所等 3台	○	△	△	△	
緊急時雨量測定システム	全体台数： 2 台（予備 1 台含む） 緊急時対策用 指揮所 1台（予備 1台）	○	○	○	○	
無線迷惑装置	全体台数： 2 台(1) 緊急時対策用 指揮所 1台 移動式放射能測定装置（モニタ車） 1台	○ ※2	△	△	△	 

※1：緊急時対策所指揮所は固定型、移動式炊事船測定装置（モニタ車）には車両型を採用。
※2：無線通信装置は、緊急時対策所指揮所と移動式炊事船測定装置（モニタ車）間の連絡に限る。

△規制要求でなく、自主的に掲載している情報

女川原子力発電所2号炉

通信連絡設備（発電所外）（2/3）

主な部署		会員登録・登録場所	新規登録基準 開幕 閉幕	実績
社内テレビ会議システム		7台  ・緊急時対策所：1台 ・事務機器等：6台	○	
テレビ会議システム		1台  ・緊急時対策所	○	
総合相談方防災 ネットワークを 用いた通報連絡 設備	IP電話	14台  ・緊急時対策所：6台 ・事務機器：8台	○	 有線系 
	IP-FAX	7台  ・緊急時対策所：3台 ・事務機器：4台	○	
無線加入電話 設備	加入電話機	47台 (18台) *  ・中央制御室：1台 (1台) ・緊急時対策所：12台 (1台) ・事務機器：24台 (3台)	○	
	加入FAX	12台 (4台) *  ・中央制御室：1台 (1台) ・緊急時対策所：1台 (1台) ・事務機器等：10台 (2台)	○	

中：出音時優先電話の台数を再掲

通信連絡設備（發電所外）(3/3)

主要設備	台数・保管場所	新規取扱基準要項		写 真
		現行	新規	
専用電話設備（地方公共団体用 ネットワーキング）	20 台 ・整色時対策所：10 台 ・事務機屋：10 台	○		
衛星電話 設備 (固定型)	7 台 ・半失効保護：2 台 ・緊急時対策所：4 台 ・事務機屋：1 台		○	 衛星電話設備用 端末モード
衛星電話 設備 (携帯型)	19 台 ・半失効保護：5 台 ・緊急時対策所：10 台 ・事務機屋：5 台	○		 【イメージ】

：発電所内外と発電所外で共

お問い合わせは、今後、測定等を通して見直しを行う。

泊発電所 3号炉

通信連絡設備（発電所外） (2/2)

主要設備		台数・保管場所 被災基準実績対応指標	新規制基準実現		写真
			既存	新規	
社内テレビ会議システム	社内テレビ会議システム	1台 ・緊急時対策部署指揮所 1台	○		
専用電話機器	専用電話機器(固定型)	7台 ・緊急時対策部署指揮所 7台	○		
	専用電話機器(FAX)	7台 ・緊急時対策部署指揮所 7台	○		
結合扇子力避難 ネットワークを用いた通報連絡装置⑩	IP電話	6台 ・緊急時対策部署指揮所 5台 (地上系 4台、空港系 1台)	○		
	IP-FAX	3台 ・緊急時対策部署指揮所 3台 (地上系 2台、空港系 1台)	○		
	テレビ会議システム	1台 ・緊急時対策部署指揮所 1台	○		

(注1)：現電所内と現電所外で共用

(注3)：設計基準事故時及び事故事例の時ともに使用する。

・吉敷については、今後、郵便局を通して見直しを行つ。

【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)

DB/SAに係る内容（当ページ）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由		
主要設備		台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	台数・設置場所		新規制基準要求 既存 新規	写真	台数・保管場所		新規制基準要求 既存 新規	写真	【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映) ・表構成の相違		
データ伝送設備 (発電所内)	SPDS表示装置	全体台数：3台（予備1台含む） [緊急時対策所：2台（予備1台）]	○									DB/SAに係る内容（当ページ）		
	安全パラメータ表示システム（SPDS）	全体台数：1式 [原子炉補助建屋：1式]	○											
データ伝送設備 (発電所外)	安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム	全体台数：1式 [原子炉補助建屋：1式]	○		安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム	SPDS 表示装置	1式 ・緊急時対策所	○		データ表示端末	4台（予備3台を含む） ・緊急時対策所指揮所 4台	○		
表7 データ伝送設備				参考第1.1-3表 通信連絡設備の一覧 (安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備)				参考第1-3表 通信連絡設備の一覧 (データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）)				DB/SAに係る内容（当ページ）		
安全パラメータ表示 システム（SPDS）	データ 収集装置	1式 ・原子炉補助建屋 プロセス計算機室	○									DB/SAに係る内容（当ページ）		
	SPDS 伝送装置	1式 ・緊急時対策所	○											
	SPDS 表示装置	1式 ・緊急時対策所	○											
データ伝送設備 (発電所外)	SPDS 伝送装置	1式 ・緊急時対策所	○											
(注1)：発電所内と発電所外で共用														
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】				参考表1.1-1 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所内））				【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり				【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり		
通信連絡設備（発電所内）（1／3）												【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり		
主要設備		台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	主要設備		台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真	主要設備	台数・保管場所	新規制基準要求 既存 新規	写真	【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり	
送受話器 (ペーパーレス) (警報装置を含む)	ハンドセット	約370台 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所：4台 ・6号及び7号機中央制御室：各11台 ・6号及び7号机原子炉建屋ほか：約330台 屋外：約20台	○										【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり	
	スピーカ	約1000台 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所：4台 ・中央制御室：2台(6号炉)、1台(7号炉) ・6号及び7号机原子炉建屋他：約920台 屋外：約40台	○											
・合計については、今後、詳細等を通じて差異化を行う。													【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】																															
通信連絡設備（発電所内）（2／3）																															
主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th><th>台数・設置場所</th><th>新規制基準要求 既存 新規</th><th>写真</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話機</td><td>約280台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 19台 ・6号及び7号炉中央制御室 :14台(共用) ・事務建屋・原子炉建屋ほか :約250台</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>PHS端末</td><td>約250台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 30台 ・6号及び7号炉中央制御室 :17台(共用) ・発電所員外配備分 :約200台</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>FAX</td><td>4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 2台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台</td><td>○</td><td></td></tr> </tbody> </table>				主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真	固定電話機	約280台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 19台 ・6号及び7号炉中央制御室 :14台(共用) ・事務建屋・原子炉建屋ほか :約250台	○		PHS端末	約250台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 30台 ・6号及び7号炉中央制御室 :17台(共用) ・発電所員外配備分 :約200台	○		FAX	4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 2台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台	○													
主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真																												
固定電話機	約280台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 19台 ・6号及び7号炉中央制御室 :14台(共用) ・事務建屋・原子炉建屋ほか :約250台	○																													
PHS端末	約250台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 30台 ・6号及び7号炉中央制御室 :17台(共用) ・発電所員外配備分 :約200台	○																													
FAX	4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 2台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台	○																													
・台数については、今後、訓練等を通して見直しが行う。																															
通信連絡設備（発電所内）（3／3）																															
主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th><th>台数・設置場所</th><th>新規制基準要求 既存 新規</th><th>写真</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯型音声 呼び出し電話設備</td><td>26台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各10台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 6台</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>中継用 ケーブル ドーム</td><td>12台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各6台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 2台</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>衛星電話 設備 (不可搬型)</td><td>11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 9台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台(待避室用を含む)</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>衛星電話 設備 (可搬型)</td><td>30台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :15台 ・參集地点(刈羽東、柏崎エネルギーホール) :24台</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>無線連絡 設備 (常設)</td><td>6台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 4台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台(待避室用を含む)</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>無線連絡 設備 (可搬型)</td><td>180台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :90台 ・事務建屋ほか :90台</td><td>○</td><td></td></tr> </tbody> </table>				主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真	携帯型音声 呼び出し電話設備	26台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各10台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 6台	○		中継用 ケーブル ドーム	12台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各6台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 2台	○		衛星電話 設備 (不可搬型)	11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 9台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台(待避室用を含む)	○		衛星電話 設備 (可搬型)	30台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :15台 ・參集地点(刈羽東、柏崎エネルギーホール) :24台	○		無線連絡 設備 (常設)	6台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 4台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台(待避室用を含む)	○		無線連絡 設備 (可搬型)	180台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :90台 ・事務建屋ほか :90台	○	
主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真																												
携帯型音声 呼び出し電話設備	26台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各10台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 6台	○																													
中継用 ケーブル ドーム	12台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各6台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 2台	○																													
衛星電話 設備 (不可搬型)	11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 9台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台(待避室用を含む)	○																													
衛星電話 設備 (可搬型)	30台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :15台 ・參集地点(刈羽東、柏崎エネルギーホール) :24台	○																													
無線連絡 設備 (常設)	6台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所: 4台 ・6号及び7号炉中央制御室 :各1台(待避室用を含む)	○																													
無線連絡 設備 (可搬型)	180台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 :90台 ・事務建屋ほか :90台	○																													
・台数については、今後、訓練等を通して見直しが行う。																															
【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり																															

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由				
I拍崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載1										
参考表1.1-2 通信連絡設備の一覧（通信連絡設備（発電所外））										
通信連絡設備（発電所外）（1／3）										
主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真							
テレビ会議システム	テレビ会議システム（社内向） 1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	○				【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり				
専用電話設備（ホットライン）	専用電話設備（台湾体恤向） 7台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:7台	○								
衛星電話設備（社内向）	テレビ会議システム（社内向） 1式 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	○								
	衛星社内電話機 4台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:4台	○								
*台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。										
通信連絡設備（発電所外）（2／3）										
主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真			【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり				
統合派子力防災ネットワークを用いた伝送装置	IP-電話機 6台（有線系:4台、衛星系2台） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:4台（有線系）、 2台（衛星系）	○								
	IP-FAX 2台（有線系:1台、衛星系1台） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:1台（有線系）、 1台（衛星系）	○								
	テレビ会議システム 1式（有線系・衛星系 共用） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	○								
*台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。										
通信連絡設備（発電所外）（3／3）										
主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求 既存 新規	写真			【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり				
衛星電話設備	衛星電話設備（常設） 11台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:9台 ・6号及び7号炉中央制御室 各1台	○								
	衛星電話設備（可搬型） 39台 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所:15台 ・参集地点(刈羽村、若狭エネルギーホール):24台	○								
*台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。										

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

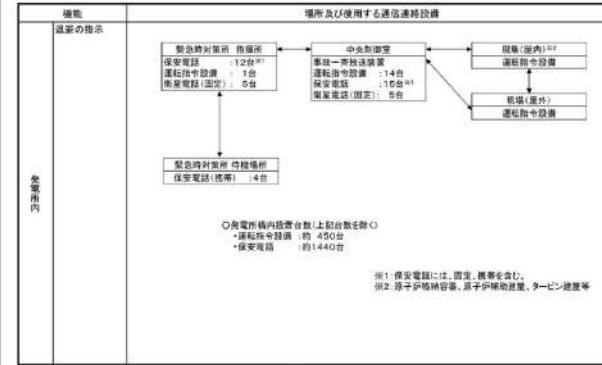
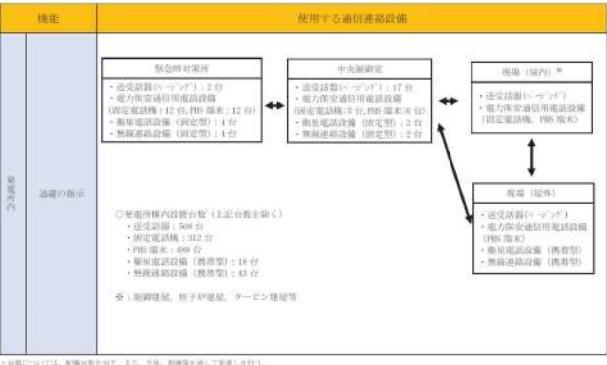
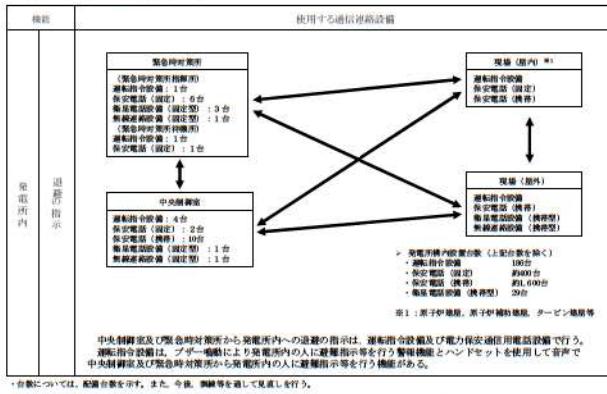
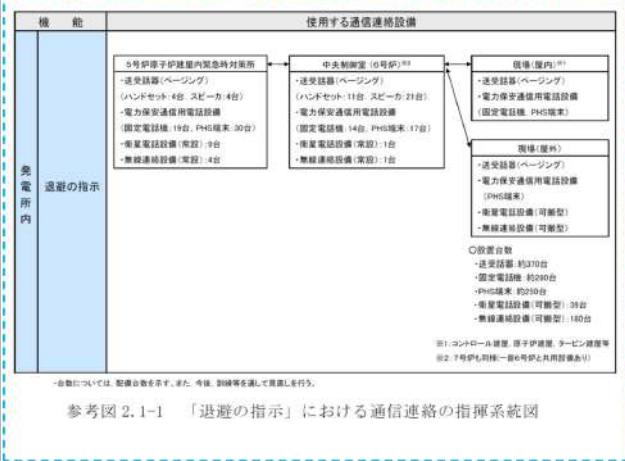
第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】 参考表 1.1-3 通信連絡設備の一覧 (安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備)																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th rowspan="2">台数・設置場所</th> <th colspan="2">新規制基準要求</th> <th rowspan="2">写真</th> </tr> <tr> <th>既存</th> <th>新規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全パラメータ表示システム (SPDS)</td> <td> データ伝送装置 1式 -6号炉 コントロール建屋 プロセス計算機室 -7号炉 コントロール建屋 プロセス計算機室 </td> <td><input checked="" type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策支援システム 伝送装置</td> <td><input checked="" type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>SPDS 表示装置</td> <td><input checked="" type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備 (発電所外)</td> <td>緊急時対策支援システム 伝送装置</td> <td><input checked="" type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>-台数については、今後、訓練等を通じて見直しを行う。 ※イメージ写真</p>	主要設備	台数・設置場所	新規制基準要求		写真	既存	新規	安全パラメータ表示システム (SPDS)	データ伝送装置 1式 -6号炉 コントロール建屋 プロセス計算機室 -7号炉 コントロール建屋 プロセス計算機室	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>			緊急時対策支援システム 伝送装置	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>			SPDS 表示装置	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>		データ伝送設備 (発電所外)	緊急時対策支援システム 伝送装置	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>					【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり
主要設備			台数・設置場所	新規制基準要求		写真																									
	既存	新規																													
安全パラメータ表示システム (SPDS)	データ伝送装置 1式 -6号炉 コントロール建屋 プロセス計算機室 -7号炉 コントロール建屋 プロセス計算機室	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>																												
	緊急時対策支援システム 伝送装置	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>																												
	SPDS 表示装置	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>																												
データ伝送設備 (発電所外)	緊急時対策支援システム 伝送装置	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>																												

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考2. 機能毎に必要な通信連絡設備</p> <p>発電所内での「退避の指示」や「操作・作業の連絡」、発電所外への「通報・連絡等」に必要な通信連絡設備の種類、台数等について、通信連絡が必要な場所毎に整理した指揮系統を図1～4に示す。</p>  <p>※1: 保安電話には、固定、携帯全機。 ※2: 原子炉格納容器、原子炉建屋、タービン建屋等</p>	<p>参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備</p> <p>発電所内における「退避の指示」及び「操作・作業の連絡」、発電所外への「通報・連絡等」に必要な通信連絡設備の種類、配備台数等について、通信連絡が必要な箇所ごとに整理した通信連絡の指揮系統を参考第2.1-1図、参考第2.1-2図及び参考第2.1-3図に示す。</p> <p>通信連絡設備は、使用する要員、連絡先（地方公共団体、その他関係機関等）に、より速やかに連絡が実施できるよう必要な台数を整備する。また、予備品の台数は、これまでの使用実績や新規購入時の納期の実績等を踏まえ、設備が故障した場合も速やかに代替機器を準備できる台数を整備する。</p>  <p>※1: 保安電話には、固定、携帯全機。 ※2: 原子炉格納容器、原子炉建屋、タービン建屋等</p>	<p>参考2 機能ごとに必要な通信連絡設備</p> <p>発電所内における「退避の指示」及び「操作・作業の連絡」、発電所外への「通報・連絡等」に必要な通信連絡設備の種類、配備台数等について、通信連絡が必要な箇所ごとに整理した通信連絡の指揮系統を参考第2-1図、参考第2-2図、参考第2-3図、参考第2-4図及び参考第2-5図に示す。</p> <p>通信連絡設備は、使用する要員、連絡先（地方公共団体、その他関係機関等）に、より速やかに連絡が実施できるよう必要な台数を整備する。また、予備品の台数は、これまでの使用実績や新規購入時の納期の実績等を踏まえ、設備が故障した場合も速やかに代替機器を準備できる台数を整備する。</p>  <p>※1: 电子炉内装置台数上記台数を除く ※2: 保有台数、約450台 ※3: 約1440台</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>※1: コントロール建屋、原子炉建屋、タービン建屋等 ※2: 7号炉も同様一括で記載</p> <p>参考図2.1-1 「退避の指示」における通信連絡の指揮系統図</p>	<p>参考第2.1-1図 「退避の指示」における通信連絡の指揮系統図</p>	<p>参考第2-1図 「退避の指示」における通信連絡の指揮系統図</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>機能</p> <p>操作、作業の連絡</p> <p>○ 保安電話及び送信機等が使用できる場合</p> <p>※1 保安電話には、固定、携帯を含む。 ※2 5号伊丹屋装置、7号伊丹屋装置、タービン建屋等 ※3 保安電話：約450台 ※4 送信機等：約1400台</p>	<p>機能</p> <p>操作、作業の連絡</p> <p>○送受話器(ペーパード)及び電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末)が使用できる場合</p> <p>※1 保安電話には、固定、携帯を含む。 ※2 5号伊丹屋装置、7号伊丹屋装置、タービン建屋等 ※3 保安電話：約450台 ※4 送信機等：約1400台</p>	<p>機能</p> <p>操作、作業の連絡</p> <p>○運転指令装置及び電力保安通信用電話設備等が使用できる場合</p> <p>※1 保安電話には、固定、携帯を含む。 ※2 5号伊丹屋装置、7号伊丹屋装置、タービン建屋等 ※3 保安電話：約450台 ※4 送信機等：約1400台</p>	
<p>参考第2-1-2図 「操作・作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)</p> <p>【拍晄刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>機能</p> <p>操作・作業の連絡</p> <p>○送受話器及び電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末)が使用できる場合</p> <p>※1 コントロール室、7号伊丹屋、タービン建屋等 ※2 7号伊丹屋、1号伊丹屋と共用設備あり ※3 ニニタリングに係る作業を含む</p>	<p>参考第2-1-2図 「操作・作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)</p> <p>【拍晄刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>機能</p> <p>操作・作業の連絡</p> <p>○送受話器(ペーパード)及び電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末)が使用できる場合</p> <p>※1 コントロール室、7号伊丹屋、タービン建屋等 ※2 7号伊丹屋、1号伊丹屋と共用設備あり ※3 ニニタリングに係る作業を含む</p>	<p>参考第2-2図 「操作・作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>機能</p> <p>操作、作業の連絡</p> <p>○運転指令装置及び電力保安通信用電話設備等が使用できる場合</p> <p>※1 保安電話には、固定、携帯を含む。 ※2 5号伊丹屋装置、7号伊丹屋装置、タービン建屋等 ※3 保安電話：約450台 ※4 送信機等：約1400台</p>	
<p>参考図 2.1-2 「操作・作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)</p>			<p>【拍晄】記載方針の相違 2-3②のとおり</p>

第35条 通信連絡設備（参考資料）

自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

図4 「通報、連絡等」における指揮系統図

参考第2.1-3図 「通報、連絡等」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)

参考第2-4図 「通報、連絡等」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)

【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】

【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考図 2.1-3 「連絡・通報等」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)</p>	<p>【参考第 2.1-3 図 「通報・連絡等」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)】</p>	<p>【参考第 2-5 図 「通報、連絡等」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)】</p>	<p>DB/SAに係る内容 (当ページ)</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 2-3②)のとおり</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (協力会社との通信連絡については参考 13 に記載)</p>
<p>なお、協力会社を含めた通信連絡の整理については、以下のとおり。</p> <p><協力会社を含めた通信連絡の整理></p> <p>発電所の運営にあたっては、普段より当社と協力会社が一体となって運営してきており、協力会社においてもマイブランチ意識に根ざした同様の価値観を持って取り組んでいただいているところである。</p> <p>従って、事故等が発生した際ににおいても、協力会社と事前に覚書を結んでおり、その中で当社からの要請を受けるための連絡体制を構築していただき、設備所管箇所から設備の修理・復旧活動への協力要請を行い、一体となって対応しているところである。</p> <p>重大事故発生時も同様の観点で協力会社も含めた体制で対応することとしており、事故発生当初の緊急時対応においては発電所内の緊急時対策本部要員、中央制御室要員、緊急安全対策要員（協力会社含む）、および召集要員（社員）にて対応可能なよう体制を整えている。</p> <p>設備の修理・復旧活動等といった緊急時対応以降の事故対応においても、事故の状況に応じて協力会社と一緒に必要な体制を整備し、事故対応を計画・実施することとしている。</p>	<p>参考 13 にて比較</p>	<p>参考 13 にて比較</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考3. 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室と各現場間に敷設している通信線を用いて通信連絡を行う。 通信線（通常時）が使用出来ない場合は、中央制御室から通話装置用ケーブルを敷設し通信連絡に用いる。</p> <p>これらの装置については、操作マニュアルを作成しており、訓練において有効性を確認している。 最大通話可能距離は約10kmであり、通話装置用ケーブルを利用して、構内各所で使用可能である。また、通話装置用ケーブルについては、水による影響を受けにくい材質であり、溢水時においても使用できる。</p> <p>携行型通話装置、通話装置用ケーブルを用いた中央制御室と現場との通信連絡概要について、図5に示す。又、重大事故シーケンスで使用する通信連絡設備（携行型通話装置、トランシーバー等）の使用台数を表8、9、10に記載する。</p>	<p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>中央制御室に保管する携行型通話装置は、通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、中央制御室と各現場間に敷設している専用通信線を用い、携行型通話装置を専用接続箱に接続するとともに、必要時に中継用ケーブルを敷設することにより、必要な通信連絡を行うことが可能な設計とする。 なお、携行型通話装置は、使用する専用通信線及び専用接続箱を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。</p> <p>また、専用接続箱については、地震起因による溢水の影響を受けない箇所に設置し、溢水時においても使用可能な設計とする。 通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する台数とする。</p> <p>携行型通話装置を用いた中央制御室と現場との通信連絡の概要について、参考第3.1-1図に示す。また、各事故シーケンスグループ等で使用する携行型通話装置を使用する通話場所の例を参考第3.1-1表、各事故シーケンスグループ等で使用する携行型通話装置及び無線連絡設備等の台数を参考第3.1-2表及び参考第3.1-3表に示す。</p>	<p>参考3 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所</p> <p>中央制御室及び原子炉補助建屋内に保管する携行型通話装置は、通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、中央制御室と各現場間に敷設している通信線を用い、携行型通話装置を携行型通話装置ジャック箱に接続するとともに、必要時に通話装置用ケーブルを敷設することにより、必要な通信連絡を行うことが可能な設計とする。 なお、携行型通話装置は、使用する通信線及び携行型通話装置ジャック箱を含め、基準地震動で機能維持できる設計とする。 また、携行型通話装置ジャック箱については、地震起因による溢水の影響を受けない箇所に設置し、溢水時においても使用可能な設計とする。 通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する台数とする。</p> <p>携行型通話装置を用いた中央制御室と現場との通信連絡の概要について、参考第3-1図に示す。また、各事故シーケンスグループ等で使用する携行型通話装置を使用する通話場所の例を参考第3-1表、各事故シーケンスグループ等で使用する携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備（携帯型）の台数を参考第3-2表、参考第3-3表及び参考第3-4表に示す。</p>	<p>DB/SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【女川】設計方針の相違・保管場所の相違 【女川】設備名称の相違・名称の相違 女川：専用通信線 泊：通信線 女川：専用接続箱 泊：携行型通話装置ジャック箱 女川：中継用ケーブル 泊：通話装置用ケーブル</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違・重大事故時に使用する設備を「等」ではなく、泊は各事故シーケンスグループ等で衛星電話設備（携帯型）も使用すると明確化（女川も各事故シーケンスグループの説明では、衛星電話設備（携帯型）を記載している）</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）



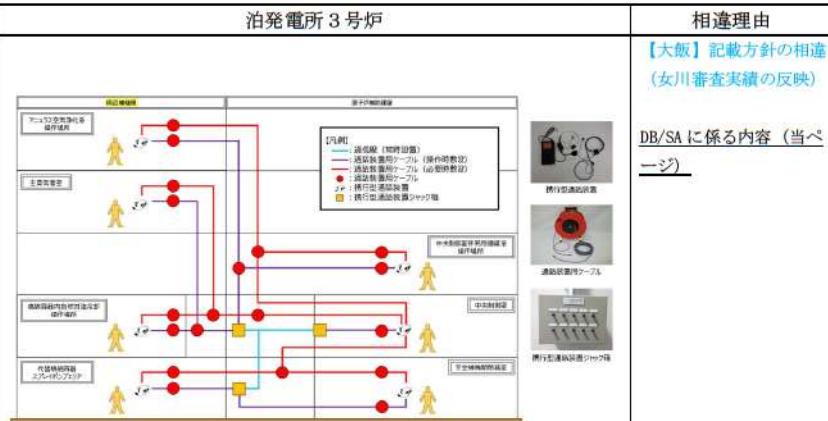
図5 3号炉における中央制御室と現場との通信連絡概要図



参考第3.1-1図 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要

参考第3.1-1表 携行型通話装置を使用する通話場所の例

作業・操作内容	作業・操作場所	
燃料プール缶冷却净化系の隔離	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路
高压代替注水系による現場手動起動	原子炉建屋原子炉棟 B2F	C UW配管・バルブ室
高压遮心スプレイ系 注入開閉弁開閉操作	原子炉建屋原子炉棟 MB1F	C RD補修室上部
原子炉補機代替冷却水系接続後の原子炉補機 冷却水空気抜き (A系)	原子炉建屋原子炉棟 1F	非常用ディーゼル発電機(A)室
原子炉補機代替冷却水系接続後の原子炉補機 冷却水空気抜き (B系)	原子炉建屋原子炉棟 1F (屋外2.7~5トレンチ)	SG TS排気ダクトエリア
可燃型主蒸気ガス供給装置による主蒸気ガス供給 準備	原子炉建屋原子炉棟 1F	非常用ディーゼル発電機(A)室
原子炉格納容器フィルタベント系による格納 容器除熱系系統構成	原子炉建屋原子炉棟 1F	非常用ディーゼル発電機(B)室
原子炉格納容器フィルタベント系による格納 容器除熱	原子炉建屋原子炉棟 B1F	区分II非常用電気品室
直流電源負荷切り離し	制御建屋 B1F	計測制御室 (B) 室
	原子炉建屋原子炉棟 1F (廃棄物処理エリア)	RW計算機室 (緊急用電気品室 (1))
高压空氣ガス供給系 (非常用) 系統構成	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路
	原子炉建屋原子炉棟 1F	非常用ディーゼル発電機(B)室
スクラムパイロット並用制御空気の排気操作	原子炉建屋原子炉棟 B1F	C RD水圧制御ユニット(B) エリア
ほう酸水注入系による注水時の系統構成	原子炉建屋原子炉棟 2F	S LCポンプエリア
可燃型蓄電池による主蒸気逃がし安全弁開放	制御建屋 2F	北側通路
原子炉建屋ベント設備による水蒸気排出	原子炉建屋原子炉棟 3F	R-O7階段室
耐圧強化ベント系による系統構成	原子炉建屋原子炉棟 2F	SG TSエリア
原子炉隔離時冷却系に上る現場手動起動	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路
	原子炉建屋原子炉棟 1F	大物搬入口間
建屋内ホース敷設・接続	原子炉建屋原子炉棟 1F	西側通路



参考第3-1図 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要

参考第3-1表 携行型通話装置を使用する通話場所の例

作業内容	搬行型 端末装置 使用台数	使用箇所 (操作箇所)	最寄の中継点	最寄の中継点 からの距離 [km]	中継点設備時	
					中央制御室 からの距離 [km]	システム装置用 ケーブル
各操作時の 速格手段確保	1	中央制御室	中央制御室	約 30m	—	—
主蒸気過渡し弁 開度調節操作	1	主蒸気室	原子炉補助隔壁室 T.P. 17.8m	約 170m	約 260m	100m×3 台
非常用母線 受電準備又は受電 (L+断路器操作)	1	安全機能機器隔壁室	原子炉補助隔壁室 T.P. 10.3m	約 50m	約 120m	100m×2 台
代替格納庫 スプレイポンプ 起動操作	1	代替格納庫容 スプレイポンプ エラフ	原子炉補助隔壁室 T.P. 10.3m	約 60m	約 140m	100m×2 台
アユーラス 空気淨化設備ダンパー 空気供給操作 及び手動隔壁操作	1	周辺換換機 T.P. 40.3m	原子炉補助隔壁室 T.P. 17.8m	約 200m	約 180m	100m×2 台
中央制御室 常用備用母線 ダンパー開閉操作	1	原子炉補助隔壁室 T.P. 24.8m	原子炉補助隔壁室 T.P. 17.8m	約 140m	約 120m	100m×2 台
格納庫内 自然対冷卻 系統構成操作	1	周辺換換機 T.P. 17.8m	原子炉補助隔壁室 T.P. 17.8m	約 110m	約 200m	100m×3 台

相違理由

DB/SAに係る内容（当ページ）

【大飯】記載表現の相違

【女川】記載方針の相違
・泊は携行型通話装置を使用する際に必要となる通話装置用ケーブルの使用距離を記載（大飯と同様）

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉

表8 各重大事故シーケンスで使用する携行型通話装置の台数

奉書シーケンスグループ	中央制御室	安全部機 隔離監視室	空冷式 汎用電動機監 視変換所(複数)	南子伊 南西運送室	主蒸気 配管室	補助給水ポン ツ室合併	合計
[伊丹運送室]							
① 伊丹運送室の運送機器	2	2	—	—	—	2	6
② 伊丹運送室の運送機器	2	2	2	6	2	2	16
③ 伊丹運送室の運送機器	2	2	2	6	2	2	16
④ 伊丹運送室の運送機器	2	—	—	6	—	—	6
⑤ 伊丹運送室の運送機器	—	—	—	—	—	—	0
⑥ ECO1運送室の運送機器	2	2	—	4	—	—	8
⑦ ECO1運送室の運送機器	2	2	—	4	—	—	8
⑧ ECO1運送室の運送機器	2	2	—	4	—	—	8
⑨ ECO1運送室の運送機器	2	2	—	4	—	—	8
⑩ 伊丹運送室の運送機器	2	2	—	4	—	—	8
⑪ 伊丹運送室の運送機器	2	2	—	4	—	—	8
⑫ 伊丹運送室の運送機器	2	—	—	4	—	—	6
[吹田運送室]							
⑬ 吹田運送室の運送機器	2	2	2	8	2	2	18 ⁽¹⁾
⑭ 吹田運送室の運送機器	2	2	2	8	2	2	18 ⁽¹⁾
⑮ 吹田運送室の運送機器	2	2	2	8	2	2	18 ⁽¹⁾
[上野機場]							
⑯ 上野機場の運送機器	—	—	—	—	—	—	—
⑰ 上野機場の運送機器	2	2	—	6	—	—	10
⑱ 上野機場の運送機器	2	2	—	6	—	—	10
[川崎制御機器室]							
⑲ 川崎制御機器室の運送機器	2	2	—	2	—	—	8
⑳ 川崎制御機器室の運送機器	2	2	—	2	—	—	8
[東北運送室]							
㉑ 東北運送室の運送機器	2	2	2	6	—	—	12
㉒ 東北運送室の運送機器	2	—	—	2	—	—	4
㉓ 東北運送室の運送機器	2	—	—	2	—	—	4

※1：原子炉補助建屋等へ現場用（中央制御室必要分含め）として38台保管しており、重大事故時においても、対応できる。

女川原子力発電所2号炉

参考第3.1-2表 各事故シーケンスグループ等で使用する携行型通話装置の台数

事象シーケンスグループ等	中央 制御系	原子炉建屋 原子炉棟	原子炉建屋 付属棟	制御建屋	合計
【炉心損傷防止】					
嵩压-従圧注水機能喪失	1	—	1	—	2
嵩压注水-減圧機能喪失	—	—	—	—	—
全交換活動力電源喪失 (長期TB)	1	(1)*	1*	(1)*	2
全交換活動力電源喪失 (TB U)	1	(1)*	1*	(1)*	2
全交換活動力電源喪失 (TB D)	1	(1)*	1*	(1)*	2
全交換活動力電源喪失 (TB P)	1	1*	(1)*	(1)*	2
崩壊熱除去機能喪失(致水機能喪失した場合)	1	—	1	—	2
崩壊熱除去機能喪失(残存熱除去が失敗した場合)	1	—	1	—	2
原子炉停止機能喪失	—	—	—	—	—
LOCA時注水機能喪失(中小破裂)	1	—	1	—	2
格納容器バイパス(ヨード排出LOCA)	1	1	—	—	2
【格納容器破壊防止】					
零圧気圧力-温度による静的負荷 (格納容器内充満水槽-沸騰抑制器 (代替蒸発冷却塔)系を使用する場合)	1	—	1	—	2
零圧気圧力-温度による静的負荷 (格納容器通気-過温破壊 (代替蒸発冷却系)系を使用しない場合)	1	—	1	—	2
嵩压部融解物放出/格納容器零圧気直接受熱	1	—	1	—	2
原子炉圧容器内の溶融燃料-冷却材相互作用	1	—	1	—	2
水素燃焼	1	—	1	—	2
堆融炉心-コンクリート相互作用	1	—	1	—	2
【使用済燃料プールの燃料棒傷害防止】					
想定事故1 (SFP 補給水機能喪失)	1	1	—	—	2
想定事故2 (SFP 補給水機能喪失+サイフォン亂像による 水噴射漏れ)	1	1	—	—	2
【運転停止中原子炉内の燃料棒傷害の防止】					
崩壊熱除去機能喪失	—	—	—	—	—
全交換活動力電源喪失	1	—	1	—	2
原子炉建屋の漏水	1	1	—	—	2
反応度の誤認入	—	—	—	—	—

※：() は再掲。移動して使用する台数を示す。

- ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。
- ・携行型通話装置は、中央制御室に計 10 台を保管している。

泊発電所 3号炉

置の台数

※ 中央制御室及び原子炉補助睡屋に現用（中央制御室必要分含め）として24台保管しており、重大事故においても対応できる。

・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

相違理由

【女川】記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																		
表9 各重大事故シーケンスで使用する衛星電話（固定・携帯）の台数																																																																																																																																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事故シーケンスグループ</th> <th>中央制御室 (衛星電話(固定))</th> <th>緊急時対策所 (衛星電話(固定))</th> <th>指揮所 (衛星電話(固定))</th> <th>屋外 (衛星電話(携帯))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(P/C) 1 ～ 10</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>①</td><td>JR東日本仙台～福島電気水道失火 + 送变電能力喪失+ROPS+JALCO</td><td>1</td><td>5</td><td>7</td></tr> <tr> <td>②</td><td>原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火</td><td>1</td><td>5</td><td>7</td></tr> <tr> <td>③</td><td>原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火</td><td>1</td><td>5</td><td>7</td></tr> <tr> <td>④</td><td>新幹線車両の駆動装置喪失 +JALCO+地区再送電失敗+新幹線切替スイッチ失敗)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>JR東日本仙台～福島電気水道失火 + 原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>ECCS運転機器喪失+申込JALCO+異常注入失敗)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>ECCS運転機器喪失+申込JALCO+異常注入失敗)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑨</td><td>ECCS運転機器喪失+地区再送電失敗)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑩</td><td>JALCO+地区再送電失敗+地区再送電失敗)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑪</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + インターフェース失火(JALCO)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑫</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑬</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>1</td><td>5</td><td>9^{※1}</td></tr> <tr> <td>⑭</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>1</td><td>5</td><td>9^{※1}</td></tr> <tr> <td>⑮と同様</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>1</td><td>5</td><td>9^{※1}</td></tr> <tr> <td>⑯と同様</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>1</td><td>5</td><td>9^{※1}</td></tr> <tr> <td>⑰と同様</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>1</td><td>5</td><td>9^{※1}</td></tr> <tr> <td>(SPP) 事故計画書用</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑲</td><td>使用済み料水+冷却系及び塩結水系の故障)</td><td>1</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑳</td><td>想定震度2</td><td>1</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr> <td>(停止中電子炉の運転制御装置)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>㉑</td><td>モックルーム内炉心の余熱除去系機器喪失 + リアクター冷却材供給装置の故障)</td><td>1</td><td>5</td><td>7</td></tr> <tr> <td>㉒</td><td>モックルーム内炉心の余熱除去系機器喪失 + リアクター冷却材供給装置の故障)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>㉓</td><td>反応堆の挿入</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>保有台数</td><td>10 (予備5台含む)</td><td>10 (予備5台含む)</td><td>38 (予備10台含む)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	事故シーケンスグループ	中央制御室 (衛星電話(固定))	緊急時対策所 (衛星電話(固定))	指揮所 (衛星電話(固定))	屋外 (衛星電話(携帯))	(P/C) 1 ～ 10	-	-	-	-	①	JR東日本仙台～福島電気水道失火 + 送变電能力喪失+ROPS+JALCO	1	5	7	②	原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火	1	5	7	③	原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火	1	5	7	④	新幹線車両の駆動装置喪失 +JALCO+地区再送電失敗+新幹線切替スイッチ失敗)	-	-	-	⑤	JR東日本仙台～福島電気水道失火 + 原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火)	-	-	-	⑥	ECCS運転機器喪失+申込JALCO+異常注入失敗)	-	-	-	⑦	原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火	-	-	-	⑧	ECCS運転機器喪失+申込JALCO+異常注入失敗)	-	-	-	⑨	ECCS運転機器喪失+地区再送電失敗)	-	-	-	⑩	JALCO+地区再送電失敗+地区再送電失敗)	-	-	-	⑪	新幹線車両の駆動装置失火 + インターフェース失火(JALCO)	-	-	-	⑫	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	-	-	-	⑬	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	1	5	9 ^{※1}	⑭	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	1	5	9 ^{※1}	⑮と同様	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	1	5	9 ^{※1}	⑯と同様	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	1	5	9 ^{※1}	⑰と同様	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	1	5	9 ^{※1}	(SPP) 事故計画書用	-	-	-	⑲	使用済み料水+冷却系及び塩結水系の故障)	1	5	5	⑳	想定震度2	1	5	5	(停止中電子炉の運転制御装置)	-	-	-	㉑	モックルーム内炉心の余熱除去系機器喪失 + リアクター冷却材供給装置の故障)	1	5	7	㉒	モックルーム内炉心の余熱除去系機器喪失 + リアクター冷却材供給装置の故障)	-	-	-	㉓	反応堆の挿入	-	-	-	保有台数	10 (予備5台含む)	10 (予備5台含む)	38 (予備10台含む)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>参考第3-3表 各事故シーケンスグループ等で使用する衛星電話設備 (固定型), 衛星電話設備(携帯型)の台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事故シーケンスグループ</th> <th>保有台数(固定型)</th> <th>保有台数(携帯型)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>JR東日本仙台～福島電気水道失火 + 原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>②</td><td>原子炉建屋内火災 + 原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火)</td><td>1</td><td>5</td></tr> <tr> <td>③</td><td>原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火</td><td>1</td><td>5</td></tr> <tr> <td>④</td><td>JR東日本仙台～福島電気水道失火 + JALCO+地区再送電失敗+新幹線切替スイッチ失敗)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>JR東日本仙台～福島電気水道失火 + 原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>ECCS運転機器喪失+申込JALCO+異常注入失敗)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>ECCS運転機器喪失+申込JALCO+異常注入失敗)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑨</td><td>ECCS運転機器喪失+地区再送電失敗)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑩</td><td>JALCO+地区再送電失敗+地区再送電失敗)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑪</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + インターフェース失火(JALCO)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑫</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑬</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑭</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑮と同様</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑯と同様</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑰と同様</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>(SPP) 事故計画書用</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑲</td><td>想定震度1 + (新幹線車両の駆動装置失火+新幹線切替スイッチ失敗)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑳</td><td>想定震度2</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>(停止中電子炉の運転制御装置)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>㉑</td><td>モックルーム内炉心の余熱除去系機器喪失 + リアクター冷却材供給装置の故障)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>㉒</td><td>モックルーム内炉心の余熱除去系機器喪失 + リアクター冷却材供給装置の故障)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>㉓</td><td>反応堆の挿入</td><td>-</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> </td><td> <p>※ 衛星電話設備(携帯型)は、緊急時対策所に現場用として15台、中央制御室及び原子炉補助建屋に現場用として2台保管しており、重大事故時においても対応できる。</p> <p>* 台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p> </td></tr> <tr> <td colspan="4">SAに係る内容（当ページ）</td></tr> <tr> <td colspan="4">【女川】記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)</td></tr> </tbody> </table>	参考第3-3表 各事故シーケンスグループ等で使用する衛星電話設備 (固定型), 衛星電話設備(携帯型)の台数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事故シーケンスグループ</th> <th>保有台数(固定型)</th> <th>保有台数(携帯型)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>JR東日本仙台～福島電気水道失火 + 原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>②</td><td>原子炉建屋内火災 + 原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火)</td><td>1</td><td>5</td></tr> <tr> <td>③</td><td>原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火</td><td>1</td><td>5</td></tr> <tr> <td>④</td><td>JR東日本仙台～福島電気水道失火 + JALCO+地区再送電失敗+新幹線切替スイッチ失敗)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>JR東日本仙台～福島電気水道失火 + 原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>ECCS運転機器喪失+申込JALCO+異常注入失敗)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>ECCS運転機器喪失+申込JALCO+異常注入失敗)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑨</td><td>ECCS運転機器喪失+地区再送電失敗)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑩</td><td>JALCO+地区再送電失敗+地区再送電失敗)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑪</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + インターフェース失火(JALCO)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑫</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑬</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑭</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑮と同様</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑯と同様</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑰と同様</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>(SPP) 事故計画書用</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑲</td><td>想定震度1 + (新幹線車両の駆動装置失火+新幹線切替スイッチ失敗)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑳</td><td>想定震度2</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>(停止中電子炉の運転制御装置)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>㉑</td><td>モックルーム内炉心の余熱除去系機器喪失 + リアクター冷却材供給装置の故障)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>㉒</td><td>モックルーム内炉心の余熱除去系機器喪失 + リアクター冷却材供給装置の故障)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>㉓</td><td>反応堆の挿入</td><td>-</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>	事故シーケンスグループ	保有台数(固定型)	保有台数(携帯型)	備考	①	JR東日本仙台～福島電気水道失火 + 原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火)	-	-	②	原子炉建屋内火災 + 原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火)	1	5	③	原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火	1	5	④	JR東日本仙台～福島電気水道失火 + JALCO+地区再送電失敗+新幹線切替スイッチ失敗)	4	5	⑤	JR東日本仙台～福島電気水道失火 + 原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火)	-	-	⑥	ECCS運転機器喪失+申込JALCO+異常注入失敗)	-	-	⑦	原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火	-	-	⑧	ECCS運転機器喪失+申込JALCO+異常注入失敗)	-	-	⑨	ECCS運転機器喪失+地区再送電失敗)	-	-	⑩	JALCO+地区再送電失敗+地区再送電失敗)	-	-	⑪	新幹線車両の駆動装置失火 + インターフェース失火(JALCO)	-	-	⑫	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	-	-	⑬	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	4	5	⑭	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	4	5	⑮と同様	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	4	5	⑯と同様	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	4	5	⑰と同様	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	4	5	(SPP) 事故計画書用	-	-	-	⑲	想定震度1 + (新幹線車両の駆動装置失火+新幹線切替スイッチ失敗)	4	5	⑳	想定震度2	4	5	(停止中電子炉の運転制御装置)	-	-	-	㉑	モックルーム内炉心の余熱除去系機器喪失 + リアクター冷却材供給装置の故障)	4	5	㉒	モックルーム内炉心の余熱除去系機器喪失 + リアクター冷却材供給装置の故障)	-	-	㉓	反応堆の挿入	-	-	<p>※ 衛星電話設備(携帯型)は、緊急時対策所に現場用として15台、中央制御室及び原子炉補助建屋に現場用として2台保管しており、重大事故時においても対応できる。</p> <p>* 台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>	SAに係る内容（当ページ）				【女川】記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)			
事故シーケンスグループ	中央制御室 (衛星電話(固定))	緊急時対策所 (衛星電話(固定))	指揮所 (衛星電話(固定))	屋外 (衛星電話(携帯))																																																																																																																																																																																																																																																	
(P/C) 1 ～ 10	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																	
①	JR東日本仙台～福島電気水道失火 + 送变電能力喪失+ROPS+JALCO	1	5	7																																																																																																																																																																																																																																																	
②	原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火	1	5	7																																																																																																																																																																																																																																																	
③	原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火	1	5	7																																																																																																																																																																																																																																																	
④	新幹線車両の駆動装置喪失 +JALCO+地区再送電失敗+新幹線切替スイッチ失敗)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																	
⑤	JR東日本仙台～福島電気水道失火 + 原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																	
⑥	ECCS運転機器喪失+申込JALCO+異常注入失敗)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																	
⑦	原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																	
⑧	ECCS運転機器喪失+申込JALCO+異常注入失敗)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																	
⑨	ECCS運転機器喪失+地区再送電失敗)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																	
⑩	JALCO+地区再送電失敗+地区再送電失敗)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																	
⑪	新幹線車両の駆動装置失火 + インターフェース失火(JALCO)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																	
⑫	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																	
⑬	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																																	
⑭	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																																	
⑮と同様	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																																	
⑯と同様	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																																	
⑰と同様	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	1	5	9 ^{※1}																																																																																																																																																																																																																																																	
(SPP) 事故計画書用	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																		
⑲	使用済み料水+冷却系及び塩結水系の故障)	1	5	5																																																																																																																																																																																																																																																	
⑳	想定震度2	1	5	5																																																																																																																																																																																																																																																	
(停止中電子炉の運転制御装置)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																		
㉑	モックルーム内炉心の余熱除去系機器喪失 + リアクター冷却材供給装置の故障)	1	5	7																																																																																																																																																																																																																																																	
㉒	モックルーム内炉心の余熱除去系機器喪失 + リアクター冷却材供給装置の故障)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																	
㉓	反応堆の挿入	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																	
保有台数	10 (予備5台含む)	10 (予備5台含む)	38 (予備10台含む)																																																																																																																																																																																																																																																		
参考第3-3表 各事故シーケンスグループ等で使用する衛星電話設備 (固定型), 衛星電話設備(携帯型)の台数																																																																																																																																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事故シーケンスグループ</th> <th>保有台数(固定型)</th> <th>保有台数(携帯型)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>JR東日本仙台～福島電気水道失火 + 原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>②</td><td>原子炉建屋内火災 + 原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火)</td><td>1</td><td>5</td></tr> <tr> <td>③</td><td>原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火</td><td>1</td><td>5</td></tr> <tr> <td>④</td><td>JR東日本仙台～福島電気水道失火 + JALCO+地区再送電失敗+新幹線切替スイッチ失敗)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>JR東日本仙台～福島電気水道失火 + 原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>ECCS運転機器喪失+申込JALCO+異常注入失敗)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>ECCS運転機器喪失+申込JALCO+異常注入失敗)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑨</td><td>ECCS運転機器喪失+地区再送電失敗)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑩</td><td>JALCO+地区再送電失敗+地区再送電失敗)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑪</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + インターフェース失火(JALCO)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑫</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑬</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑭</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑮と同様</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑯と同様</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑰と同様</td><td>新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>(SPP) 事故計画書用</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑲</td><td>想定震度1 + (新幹線車両の駆動装置失火+新幹線切替スイッチ失敗)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>⑳</td><td>想定震度2</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>(停止中電子炉の運転制御装置)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>㉑</td><td>モックルーム内炉心の余熱除去系機器喪失 + リアクター冷却材供給装置の故障)</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>㉒</td><td>モックルーム内炉心の余熱除去系機器喪失 + リアクター冷却材供給装置の故障)</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>㉓</td><td>反応堆の挿入</td><td>-</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>	事故シーケンスグループ	保有台数(固定型)	保有台数(携帯型)	備考	①	JR東日本仙台～福島電気水道失火 + 原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火)	-	-	②	原子炉建屋内火災 + 原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火)	1	5	③	原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火	1	5	④	JR東日本仙台～福島電気水道失火 + JALCO+地区再送電失敗+新幹線切替スイッチ失敗)	4	5	⑤	JR東日本仙台～福島電気水道失火 + 原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火)	-	-	⑥	ECCS運転機器喪失+申込JALCO+異常注入失敗)	-	-	⑦	原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火	-	-	⑧	ECCS運転機器喪失+申込JALCO+異常注入失敗)	-	-	⑨	ECCS運転機器喪失+地区再送電失敗)	-	-	⑩	JALCO+地区再送電失敗+地区再送電失敗)	-	-	⑪	新幹線車両の駆動装置失火 + インターフェース失火(JALCO)	-	-	⑫	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	-	-	⑬	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	4	5	⑭	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	4	5	⑮と同様	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	4	5	⑯と同様	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	4	5	⑰と同様	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	4	5	(SPP) 事故計画書用	-	-	-	⑲	想定震度1 + (新幹線車両の駆動装置失火+新幹線切替スイッチ失敗)	4	5	⑳	想定震度2	4	5	(停止中電子炉の運転制御装置)	-	-	-	㉑	モックルーム内炉心の余熱除去系機器喪失 + リアクター冷却材供給装置の故障)	4	5	㉒	モックルーム内炉心の余熱除去系機器喪失 + リアクター冷却材供給装置の故障)	-	-	㉓	反応堆の挿入	-	-	<p>※ 衛星電話設備(携帯型)は、緊急時対策所に現場用として15台、中央制御室及び原子炉補助建屋に現場用として2台保管しており、重大事故時においても対応できる。</p> <p>* 台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。</p>																																																																																																																																																
事故シーケンスグループ	保有台数(固定型)	保有台数(携帯型)	備考																																																																																																																																																																																																																																																		
①	JR東日本仙台～福島電気水道失火 + 原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火)	-	-																																																																																																																																																																																																																																																		
②	原子炉建屋内火災 + 原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火)	1	5																																																																																																																																																																																																																																																		
③	原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火	1	5																																																																																																																																																																																																																																																		
④	JR東日本仙台～福島電気水道失火 + JALCO+地区再送電失敗+新幹線切替スイッチ失敗)	4	5																																																																																																																																																																																																																																																		
⑤	JR東日本仙台～福島電気水道失火 + 原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火)	-	-																																																																																																																																																																																																																																																		
⑥	ECCS運転機器喪失+申込JALCO+異常注入失敗)	-	-																																																																																																																																																																																																																																																		
⑦	原子炉建屋内火災+原子炉建屋失火	-	-																																																																																																																																																																																																																																																		
⑧	ECCS運転機器喪失+申込JALCO+異常注入失敗)	-	-																																																																																																																																																																																																																																																		
⑨	ECCS運転機器喪失+地区再送電失敗)	-	-																																																																																																																																																																																																																																																		
⑩	JALCO+地区再送電失敗+地区再送電失敗)	-	-																																																																																																																																																																																																																																																		
⑪	新幹線車両の駆動装置失火 + インターフェース失火(JALCO)	-	-																																																																																																																																																																																																																																																		
⑫	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	-	-																																																																																																																																																																																																																																																		
⑬	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	4	5																																																																																																																																																																																																																																																		
⑭	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	4	5																																																																																																																																																																																																																																																		
⑮と同様	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	4	5																																																																																																																																																																																																																																																		
⑯と同様	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	4	5																																																																																																																																																																																																																																																		
⑰と同様	新幹線車両の駆動装置失火 + 原子炉建屋内火災+地区再送電失敗)	4	5																																																																																																																																																																																																																																																		
(SPP) 事故計画書用	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																		
⑲	想定震度1 + (新幹線車両の駆動装置失火+新幹線切替スイッチ失敗)	4	5																																																																																																																																																																																																																																																		
⑳	想定震度2	4	5																																																																																																																																																																																																																																																		
(停止中電子炉の運転制御装置)	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																		
㉑	モックルーム内炉心の余熱除去系機器喪失 + リアクター冷却材供給装置の故障)	4	5																																																																																																																																																																																																																																																		
㉒	モックルーム内炉心の余熱除去系機器喪失 + リアクター冷却材供給装置の故障)	-	-																																																																																																																																																																																																																																																		
㉓	反応堆の挿入	-	-																																																																																																																																																																																																																																																		
SAに係る内容（当ページ）																																																																																																																																																																																																																																																					
【女川】記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)																																																																																																																																																																																																																																																					

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉

表10 各重大事故シーケンスで使用するトランシーバーの台数

事故シーケンスグループ		屋外
(伊丹発生防止)		
①	2次冷却系からの熱吸収喪失 (主給水喪失+補助給水失敗)	-
②	全交流電力喪失+RCPシールLOCA +原子炉停機+冷却機能喪失	19
③	全交流電力喪失 (RCPシール+LOCA漏れ)	19
④	格納容器の除熱機械喪失 (大LOCA+低圧再循環失敗+格納容器スプレイ失敗)	-
⑤	原子炉停機失敗 (主給水流量異常+原子炉自動停止失敗)	-
⑥	EDCS注水機能喪失; 低圧注水系統を介する場合(6インチ閉断)	-
⑦	EDCS注水機能喪失; 低圧注水系統を介する場合(4インチ閉断)	-
⑧	EDCS注水機能喪失; 低圧注入系統を介する場合(6インチ閉断)	-
⑨	EDCS注水機能喪失; (大LOCA+高圧再循環失敗+低圧再循環失敗)	-
	EDCS再循環機能喪失 (中LOCA+高圧再循環失敗+低圧再循環失敗)	-
⑩	格納容器バイパス (インターフェースシステムLOCA)	-
⑪	格納容器バイパス (原子発生器伝導管破裂)	-
(格納容器破裂防止)		
⑫	格納容器過圧爆破 (大LOCA+EDCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗)	29※
⑬	格納容器過温爆破 (全交流電力喪失+補助給水失敗)	29※
	格納容器過圧直接爆破 (全交流電力喪失+補助給水失敗)	29※
⑭	格納容器過温+冷却機能喪失 (大LOCA+EDCS注入失敗)	29※
⑮	水素燃焼 (大LOCA+EDCS注入失敗)	29※
⑯	消防伊シ+コグリート相互作用 (大LOCA+EDCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗)	29※
(GFPの燃料遮断防止)		
⑰	引定事故1 (住吉燃料ロード冷却系及び補給水系の破損)	11
⑱	引定事故2 (住吉燃料ロード冷却系配管の破断)	11
(停止中原子炉の冷却遮断防止)		
⑲	停止熱遮断機能喪失 (ミクソループ運転中の余熱除去系の機能喪失 及び全交流電力喪失)	19
⑳	原子炉冷却材の流出 (ミクソループ運転中の原子炉冷却材流出)	-
㉑	反応度の誤投入	-
保有台数		33 (予備3台含む)

※1:緊急時対策所 指揮所へ現場用として、33台保管しており、重大事故時においても、対応できる。

参考第3.1-3表 各事故シケンスグループ等で使用する無線連絡 設備箇の台数

事故シーケンスグループ等	屋内(緊急時対策所及び中央制御室)	屋外
	無線連絡設備等(固定型)	無線連絡設備(携帯型)
【想定損傷防止】		
高圧・低圧注水機機能喪失	4	17
高圧注水・減圧機能喪失	4	—
全交流動力電源喪失 (長期TB)	4	18
全交流動力電源喪失 (TB U)	4	18
全交流動力電源喪失 (TB D)	4	18
全交流動力電源喪失 (TB P)	4	19
発熱熱除去除機能喪失(吸水機能が喪失した場合)	4	18
発熱熱除去除機能喪失(残留熱除去系が故障した場合)	4	17
原子炉停止機能喪失	4	17
LOCA 時注水機能喪失(小水路断)	4	18
格納容器バイパス(シートガス/冷却塔 LOCA)	4	17
【施設警報破損防止】		
環境気圧力・湿度による静的負荷 (格納容器通圧・過濾破損)(代替隔離所却系を使用する場合)	4	18
環境気圧力・湿度による静的負荷 (格納容器通圧・過濾破損)(代替隔離所却系を使用できない場合)	4	18
高圧蒸気放出口・格納容器環境気圧接加熱	4	18
原子炉圧力容器外の雷融焼付・冷却材相互作用	4	18
水素燃焼	4	18
溶融鉄心・コンクリート相互作用	4	18
【使用済燃料フレーム燃料損傷防止】		
想定事故① (SFP 補給水機能喪失)	4	17
想定事故② (SFP 補給水機能喪失+サイフォン現象による小規模漏えい)	4	17
【冷却停止・中止原子炉内の燃料損傷の防止】		
発熱熱除去除機能喪失	4	—
全交流動力電源喪失	4	18
原子炉却材の流出	4	—
反応度の錆投入	4	—

- ・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。
- ・無線連絡設備のほか、衛星電話設備も使用可能であり、衛星電話設備も使用する。

泊発電所 3号炉

(固定型), 無線連絡設備(携帯型)の台数

※ 無線通信設備（携帯型）は、緊急時対策所待機所に現場用として4台、中央制御室に現場用として16台保管しており、重大事故時においても対応できる。

・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

相違理由

【女川】記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため順番を変更して記載】

参考 7. 加入電話システムの構成

加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。

加入電話システムの構成概要を図 10 に示す。

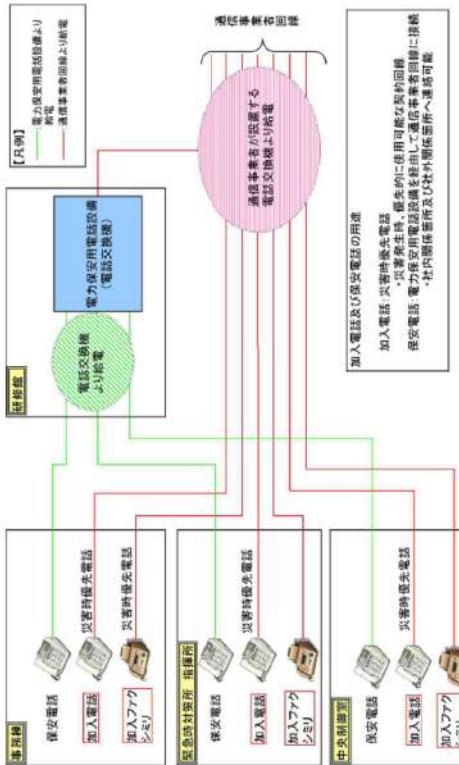
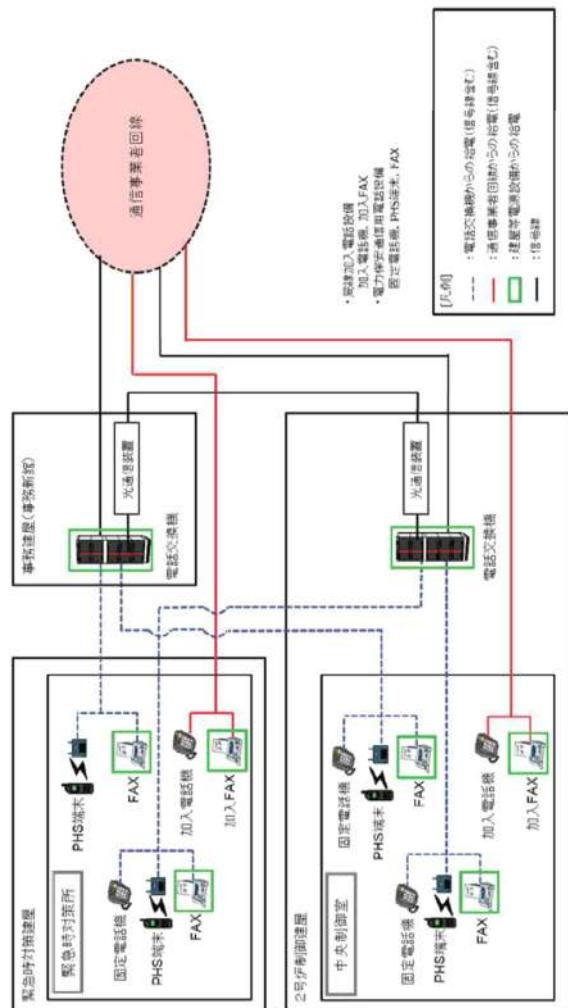


図 10 加入電話システムの構成概要図

参考 4 加入電話システムの構成

加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。

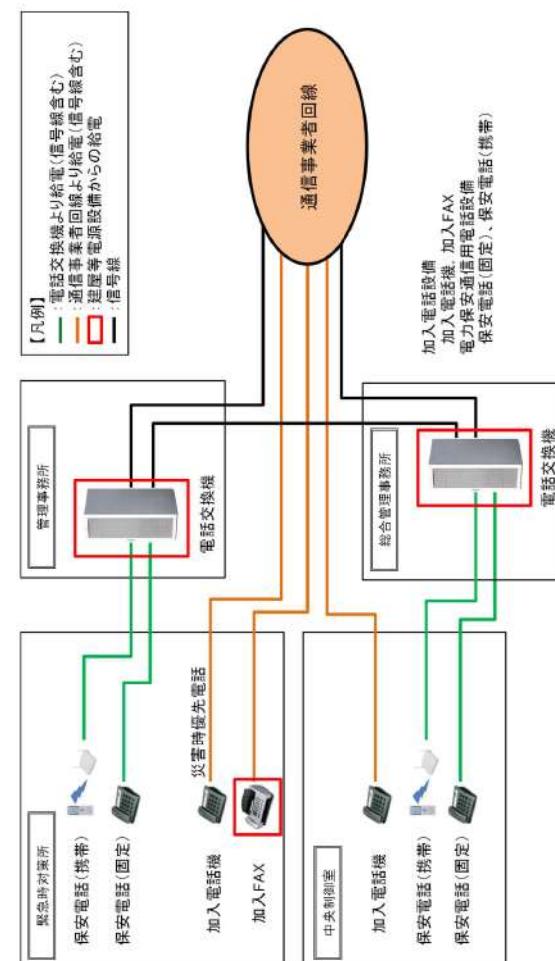
加入電話システムの構成概要を参考第 4.1-1 図に示す。



参考 4 加入電話システムの構成

加入電話については、通信事業者から電源が給電されるため、発電所内の電源に依存しない仕様となっている。

加入電話システムの構成概要を参考第 4.1 図に示す。



参考第 4-1 図 加入電話システムの構成概要図

【大飯】記載方針の相違
 (女川審査実績の反映)

・大飯は参考 7 に記載

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

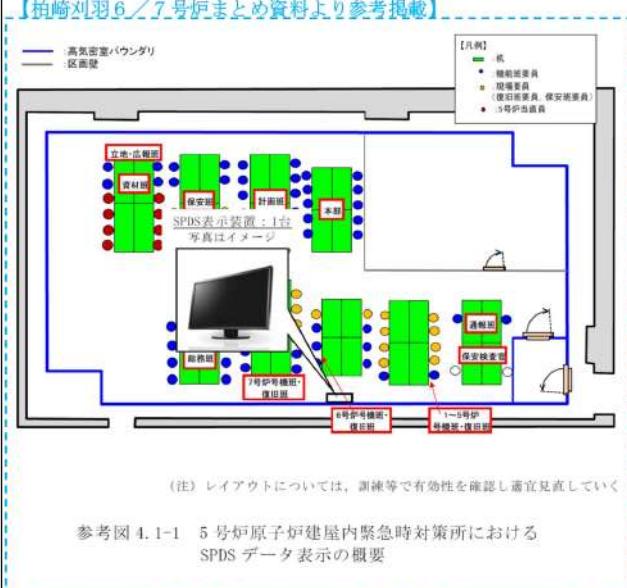
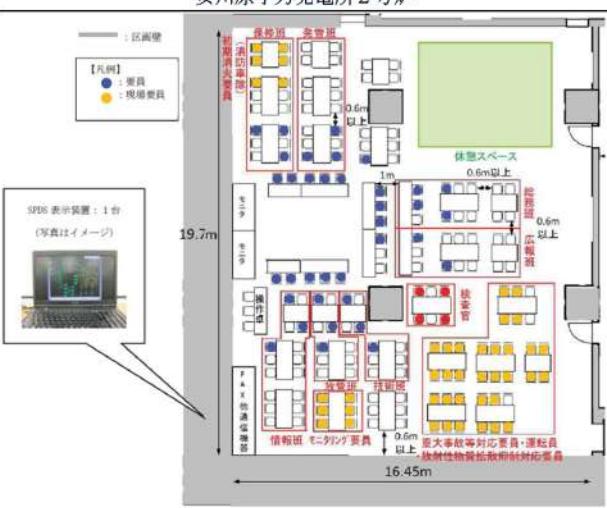
第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考4 緊急時対策所のSPDS表示装置 緊急時対策所 指揮所においては、SPDS表示装置から大型モニターに表示可能とし、さらにプロジェクターによる表示も可能なとしている。 大型モニター等の設置位置を図6に示す。</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】 参考4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDS表示装置 (1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所におけるSPDSデータの表示については、SPDS表示装置の画面に表示させることで、プラントの状態を共有すること可能な設計とする。 なお、ほかの表示モニタを配備し、SPDS表示装置の画面を表示させることが可能な設計とする。 概要を参考図4.1-1に示す。</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるSPDS表示装置 緊急時対策所におけるSPDSデータの表示については、SPDS表示装置の画面により表示させることで、プラントの状態を共有することが可能な設計とする。 なお、ほかの表示モニタを配備し、SPDS表示装置の画面を表示させることが可能な設計とする。 概要を参考第5.1-1図に示す。</p>	<p>参考5 緊急時対策所におけるデータ表示端末 緊急時対策所指揮所におけるSPDSパラメータの表示については、データ表示端末の画面により表示させることで、プラントの状態を共有することが可能な設計とする。 なお、ほかの大型モニタを配備し、データ表示端末の画面を表示させることが可能な設計とする。 概要を参考第5-1図に示す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】記載表現の相違 ・名称の相違 女川：SPDSデータ 泊：SPDSパラメータ 女川：表示モニタ 泊：大型モニタ</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図6 緊急時対策所 指揮所における配置図</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>参考図 4.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における SPDS データ表示の概要</p> <p>参考第 5.1-1 図 緊急時対策所における SPDS データ表示の概要</p> <p>参考第 5-1 図 緊急時対策所における SPDS パラメータ表示の概要</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>	 <p>(注) レイアウトについては、訓練等で有効性を確認し適宜見直していく</p>	 <p>注: 本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。</p>	<p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 <p>泊は、プロジェクターを配備していないものの、データ表示端末を予備含め4台・大型モニタを予備含め3台配備しており緊急時対策所でのデータ共有の視認性に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考5 SPDSバックアップラインで確認できるパラメータリスト</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考5 安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、6号及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置に入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、データを確認できることともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送できる設計とする。</p> <p>SPDSへのデータ入力は、通常時はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップラインを設置している。</p> <p>このバックアップラインは、安全保護系ラック、NIS^{*1}盤、RMS^{*2}盤等から直接データを収集することができ、主要プラントパラメータの大半をバックアップすることができる。</p> <p>バックアップ対象ではないプラントパラメータについては、今後バックアップライン他から収集できるプラントパラメータ対象範囲を検討し、増加する予定である。</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、バックアップ伝送ラインである無線系回線により6号及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p>	<p>参考6 安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>緊急時対策所内に設置するSPDS伝送装置は、2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置するSPDS伝送装置に入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、緊急時対策所において、データを確認できることともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送できる設計とする。</p>	<p>参考6 データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）のデータ伝送概要と確認できるパラメータ</p> <p>原子炉補助建屋内に設置するデータ収集計算機は、プラント計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋内に設置するデータ収集計算機に入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、緊急時対策所において、データを確認できることともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機へのデータ入力は、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップ伝送ライン（収集用）を設置している。</p> <p>このバックアップ伝送ライン（収集用）は、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等から直接データを収集することができ、主要プラントパラメータの大半をバックアップすることができる。</p> <p>バックアップ対象ではないプラントパラメータについては、今後バックアップライン他から収集できるプラントパラメータ対象範囲を検討し、増加する予定である。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑩及び⑪記載のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2⑩及び⑪記載のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実（大飯参考）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は原子炉補助建屋と緊急時対策所の建屋間の通信を、データ表示端末～データ収集計算機間で行っている。なお、大飯と同一の設備構成である。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第35条 通信連絡設備（参考資料）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となつた場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>プラントパラメータは、SPDSサーバに2週間分（1分周期）のデータを保存できる仕様となっている。サーバ本体に保存可能な容量32Gバイトのうち、データ保存が可能な領域として約6Gバイトを確保している。2週間のデータ容量は約88Mバイトであり、順次、上書き保存される。また、それらのパラメータについては、緊急時対策所指揮所に設置しているSPDS表示装置から、外部媒体へ保存することが可能である。</p> <p>SPDSにてバックアップできるパラメータリストを表11、12、13、14、15に記載する。</p> <p>※1：NISとは、「Nuclear Instrumentation System」（炉外核計装装置）の略称。 ※2：RMSとは、「Radiation Monitoring System」（放射線監視装置）の略称。</p>	<p>バックアップ伝送ラインでは、SPDS伝送装置は国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送している主な※パラメータ（ERSS伝送パラメータ）を収集するとともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ以外にも、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料プールの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止の確認に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、確認できる設計とする。</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となつた場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>周辺の環境放射線状況を把握するため、可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備のデータを伝送し、確認できる設計とする。</p> <p>なお、今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮し、余裕のあるデータ伝送容量を持つとともに表示機能の拡張性を考慮した設計とし、適宜、パラメータを追加及び表示することとする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要を参考第6.1-1図に示す。</p> <p>また、SPDS表示装置で確認できるパラメータを参考第6.1-1表に示す。</p>	<p>バックアップ伝送ライン（表示用）では、データ表示端末は国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ（ERSS伝送パラメータ）を収集するとともに、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ以外にも、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料ピットの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止の確認に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、確認できる設計とする。</p> <p>原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となつた場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>周辺の環境放射線状況を把握するため、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備のデータを伝送し、確認できる設計とする。</p> <p>なお、今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮し、余裕のあるデータ伝送容量を持つとともに表示機能の拡張性を考慮した設計とし、適宜、パラメータを追加及び表示することとする。</p> <p>データ収集計算機のデータ伝送概要を参考第6-1図に示す。</p> <p>また、データ表示端末で確認できるパラメータを参考第6-1表に示す。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 • 2-2⑩記載のとおり。 【女川】・設備の相違 泊3号炉は有線系回線及び無線系回線とともに同じデータをデータ表示端末に伝送している。 【女川】記載表現の相違 女川：使用済燃料プール、泊：使用済燃料ピット</p> <p>【女川】記載表現の相違 女川：代替気象観測設備、泊：可搬型気象観測設備</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） • 泊と女川は、データ保存期間について参考7に記載している。また、泊と女川は、プラントパラメータを2週間分保存できる設計としており、大飯と保存期間に相違はない。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考図 5.1-1 安全ハラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要</p>	<p>※一部のパラメータは、バックアップ伝送ラインを経由せず、SPDS 表示装置で確認できる。</p> <p>参考第 6.1-1 図 安全ハラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要</p>	<p>参考第 6-1 図 データ収集計算機のデータ伝送概要</p>	<p>【女川】・設備の相違 泊は有線系回線及び無線系回線ともに同じデータをデータ表示端末に伝送している。</p> <p>【女川】・設計の相違 ・2-2⑩及び⑪記載のとおり。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉

表11 バックアップできるパラメータリスト（1／5）

目的	対象パラメータ	SPOS 入力 パラメータ	ESSへ 伝送している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
炉心反応度 の状態確認	出力領域平均中性子束チャンネル 平均値	○	○	—
	中間領域中性子束	○	○	○
	中性子生成中性子束	○	○	○
	出力領域中性子束	○	○	○
炉心冷却 の状態確認	加压器水位	○	○	○
	1次冷却材圧力	○	○	○
	原子炉水位	○	○	○
	AループA冷却材最高瞬間温度(広域)	○	○	○
	BループA冷却材最高瞬間温度(広域)	○	○	○
	CループA冷却材最高瞬間温度(広域)	○	○	○
	1次冷却材温度 (広域)	○	○	○
	AループB冷却材最高瞬間温度(広域)	○	—	○
炉心冷却 の状態確認	BループB冷却材最高瞬間温度(広域)	○	—	○
	CループB冷却材最高瞬間温度(広域)	○	—	○
	DループB冷却材最高瞬間温度(広域)	○	—	○
	AループC冷却材最高瞬間温度(広域)	○	—	○
	BループC冷却材最高瞬間温度(広域)	○	—	○

表12 バックアップできるパラメータリスト（2／5）

目的	対象パラメータ	SIMIS 入力 パラメータ	ESSへ伝送 している パラメータ	バックアップ 対応パラメータ
主蒸気圧力	A 主蒸気圧力	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	B 主蒸気圧力	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	C 主蒸気圧力	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	D 主蒸気圧力	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
安全注入流量	A 高圧注入流量	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	B 高圧注入流量	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
余熱除去流量	A 余熱除去流量	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	D 余熱除去流量	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
燃料取替用水 ピット水位	燃料取替用水ピット水位	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
炉心冷却の 状態確認	充てん水	充てん水流量	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		A 蒸気発生器水位(底域)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		B 蒸気発生器水位(底域)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		C 蒸気発生器水位(底域)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		D 蒸気発生器水位(底域)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		A 蒸気発生器水位(狭域)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		B 蒸気発生器水位(狭域)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		C 蒸気発生器水位(狭域)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		D 蒸気発生器水位(狭域)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	2次系による 冷却	A 蒸気発生器補助給水流量	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
所内母線電圧 (非常用)	B 蒸気発生器補助給水流量	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	C 蒸気発生器補助給水流量	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	D 蒸気発生器補助給水流量	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	4-3 A 母線電圧	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
1次冷却材 サクール度	4-3 B 母線電圧	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	4-3 A E.G遮断器	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	4-3 B E.G遮断器	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	1次冷却材サクール度 (T/C)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

女川原子力発電所 2号炉

参考第 6.1-1 表 SPDS 表示装置で確認できるパラメータ (1/10)

目的	対象パラメータ	SPIIS パラメータ	ESS伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
静心反応度 の状態確度	APRM(レベル)(平均)	○	○	○
	APRM(A) レベル	○	-	○
	APRM(B) レベル	○	-	○
	APRM(C) レベル	○	-	○
	APRM(D) レベル	○	-	○
	APRM(E) レベル	○	-	○
	APRM(F) レベル	○	-	○
	SRNM(A) 対数計数率	○	○	○
	SRNM(B) 対数計数率	○	○	○
	SRNM(C) 対数計数率	○	○	○
	SRNM(D) 対数計数率	○	○	○
	SRNM(E) 対数計数率	○	○	○
	SRNM(F) 対数計数率	○	○	○
	SRNM(G) 対数計数率	○	○	○
	SRNM(H) 対数計数率	○	○	○
	SRNM(A) 計数率高周	○	○	○
	SRNM(B) 計数率高周	○	○	○
	SRNM(C) 計数率高周	○	○	○
	SRNM(D) 計数率高周	○	○	○
	SRNM(E) 計数率高周	○	○	○
	SRNM(F) 計数率高周	○	○	○
	SRNM(G) 計数率高周	○	○	○
	SRNM(H) 計数率高周	○	○	○
	SRNM(A) 線形%出力	○	○	○
	SRNM(B) 線形%出力	○	○	○
	SRNM(C) 線形%出力	○	○	○
	SRNM(D) 線形%出力	○	○	○
	SRNM(E) 線形%出力	○	○	○
	SRNM(F) 線形%出力	○	○	○
	SRNM(G) 線形%出力	○	○	○
	SRNM(H) 線形%出力	○	○	○
	全削除伴全挿入	○	○	○

泊発電所 3号炉

参考第 6-1 表 データ表示端末で確認できるパラメータ (1/5)

田的	対象:ワーム	データ収集 計測機器入力	EBS~ 伝送している データマニピュレータ
中性子源周囲集中子束	中性子源周囲集中子束	○	○
中間能集中性子束	中間能集中性子束	○	○
出力能集中性子束	出力能集中性子束 (中间能)	○	○
出力能集中性子束	出力能集中性子束	○	○
A-1ヨリ離タシタル位	A-1ヨリ離タシタル位	○	○
H-1ヨリ離タシタル位	H-1ヨリ離タシタル位	○	○
加圧器水位	加圧器水位	○	○
1次冷却剂圧力 (近畿)	1次冷却剂圧力	○	○
△K-1ヨリ1次冷却材低圧側温度 (近畿)	△K-1ヨリ1次冷却材低圧側温度 (近畿)	○	○
B-8-1ヨリ1次冷却材高圧側温度 (近畿)	B-8-1ヨリ1次冷却材高圧側温度 (近畿)	○	○
C-5-1ヨリ1次冷却材高圧側温度 (近畿)	C-5-1ヨリ1次冷却材高圧側温度 (近畿)	○	○
A-5-1ヨリ1次冷却材低圧側温度 (近畿)	A-5-1ヨリ1次冷却材低圧側温度 (近畿)	○	○
B-6-1ヨリ1次冷却材低圧側温度 (近畿)	B-6-1ヨリ1次冷却材低圧側温度 (近畿)	○	○
C-6-1ヨリ1次冷却材低圧側温度 (近畿)	C-6-1ヨリ1次冷却材低圧側温度 (近畿)	○	○
△K-1ヨリ1次冷却材高圧側温度 (近畿)	△K-1ヨリ1次冷却材高圧側温度 (近畿)	○	○
A-1主気タイガ-1圧力	A-1主気タイガ-1圧力	○	○
B-1主気タイガ-1圧力	B-1主気タイガ-1圧力	○	○
C-1主気タイガ-1圧力	C-1主気タイガ-1圧力	○	○
A-1高圧注入ポンプ(田)液面	A-1高圧注入ポンプ(田)液面	○	○
B-1高圧注入ポンプ(出口)液面	B-1高圧注入ポンプ(出口)液面	○	○
余熱炉ヘッドライヒ-1液面	余熱炉ヘッドライヒ-1液面	○	○
余熱炉頭部ライヒ-1液面	余熱炉頭部ライヒ-1液面	○	○
燃料混用材水ピッタ水位	燃料混用材水ピッタ水位	○	○
A-1蒸気発生器水位 (近畿)	A-1蒸気発生器水位 (近畿)	○	○
B-1蒸気発生器水位 (近畿)	B-1蒸気発生器水位 (近畿)	○	○

相違理由

【文部】 設計の反映
炉型の相違により設備
及び対象パラメータに
相違はあるが、データ表
示端末で表示する「目的」
は同等であり、緊急時対策所で必要な情報
を把握できることに相
違はない。

【大飯】記載表現の相違
データ表示端末で表示する「目的」及び対象パラメータは同等であり、データ表示端末の機能に相違はない。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉

表13 バックアップできるパラメータリスト（3／5）

目的	対象パラメータ	SIS入力 パラメータ	EBSへ伝送 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
燃料の 状態確認	炉心出口温度（最大）	○	○	○
	炉心出口温度（平均）	○	○	○
	A格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	○	○	○
	B格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	○	○	○
	エリニアモニタの指示	○	—	○
	A格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	○	—	○
	B格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	○	—	○
	格納容器圧力	○	○	○
	AM用格納容器圧力	○	—	○
	格納容器圧度	○	○	○
格納容器の 状態確認	A格納容器再循環サンプル位（圧域）	○	○	○
	D格納容器再循環サンプル位（圧域）	○	○	○
	A格納容器再循環サンプル位（狭域）	○	—	○
	B格納容器再循環サンプル位（狭域）	○	—	○
	格納容器水位	○	—	○
	原子炉下部キャビティ水位	○	—	○
	格納容器スプレイ流量	○	○	○
	B格納容器スプレイ流量	○	○	○
	A格納容器スプレイ流量積算	○	—	○
	A格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	○	○	○
格納容器内 高レンジ エリアモニタ の指示	B格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	○	○	○
	A格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	○	—	○
	B格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	○	—	○
	格納容器ガス モニタの指示	○	○	—
	格納容器ガスモニタ	○	○	—
	格納容器水素濃度	○	—	○
	可燃型格納容器水素ガス濃度	○	—	○

女川原子力発電所2号炉

(2/10)

目的	対象パラメータ	SIS パラメータ	EBS 伝送 パラメータ	バックアップ アッパー パラメータ
	原子炉圧力(広帯域) BV	○	○	○
	原子炉圧力(広帯域) A	○	—	○
	原子炉圧力(広帯域) II	○	—	○
	原子炉水位(広帯域) PBV	○	○	○
	原子炉水位(広帯域) A	○	—	○
	原子炉水位(広帯域) B	○	—	○
	原子炉水位(燃料域) PBV	○	○	○
	原子炉水位(燃料域) A	○	—	○
	原子炉水位(燃料域) B	○	—	○
	P LRポンプ（A）入口温度	○	○	○
	P LRポンプ（B）入口温度	○	○	○
	SRV 開	○	○	○
	RHRポンプ（A）出口流量	○	○	○
	RHRポンプ（B）出口流量	○	○	○
	RHRポンプ（C）出口流量	○	○	○
	LPC Sポンプ出口流量	○	○	○
	HPC Sポンプ出口流量	○	○	○
	R C I Cポンプ出口流量	○	○	○
	HPC Aポンプ出口流量	○	—	○
	R HRヘッダプレーリング洗浄流量	○	—	○
	R HR系格納容器冷却タイン洗浄流量	○	—	○
	R H R系熱交換器（A）冷却水入口流量	○	—	○
	R H R系熱交換器（B）冷却水入口流量	○	—	○
	R CW A系 系統流量	○	—	○
	R CW B系 系統流量	○	—	○
	6, 9 kV母線6-2A電圧	○	○	○
	6, 9 kV母線6-2B電圧	○	○	○
	6, 9 kV母線6-2C電圧	○	○	○
	6, 9 kV母線6-2S A1電圧	○	○	○
	6, 9 kV母線6-2S A2電圧	○	○	○
	6, 9 kV母線6-2S B1電圧	○	○	○
	6, 9 kV母線6-2S B2電圧	○	○	○
	6, 9 kV母線6-2C電圧	○	○	○
	6, 9 kV母線6-2D電圧	○	○	○
	6, 9 kV母線6-2H電圧	○	○	○
	D/G 2A しゃ断路投入	○	○	○

泊発電所3号炉

参考第6-1表 データ表示端末で確認できるパラメータ（2/5）

目的	対象パラメータ	EBSへ 伝送している パラメータ	バックアップ対象 パラメータ
	蒸気発生器水位 (実績)	○	○
	B-蒸気発生器水位 (実績)	○	○
	C-蒸気発生器水位 (実績)	○	○
	A-補助給水タイン流量	○	○
	B-補助給水タイン流量	○	○
	C-補助給水タイン流量	○	○
	補助給水ポンプ本体	○	○
	6-30kW遮断器	○	○
	6-30kW遮断器	○	○
	6-3A母線電圧	○	○
	6-3B母線電圧	○	○
	サブクーラ液 (4t/C)	○	○
	1次冷却剂圧力 (圧縮)	○	○
	炉心出口熱水温度	○	○
	A/H-1#冷却塔冷却水温度 (底流)	○	○
	B/H-1#冷却塔冷却水温度 (底流)	○	○
	C/H-1#冷却塔冷却水温度 (底流)	○	○
	A/H-2#冷却塔冷却水温度 (底流)	○	○
	B/H-2#冷却塔冷却水温度 (底流)	○	○
	C/H-2#冷却塔冷却水温度 (底流)	○	○
	精練浮遊高レンジ	○	○
	精練浮遊高レンジ エリニアモニタの指示	○	○

【女川】PWR 設計の反映
 炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。
【大飯】記載表現の相違
 データ表示端末で表示する「目的」及び対象パラメータは同等であり、データ表示端末の機能に相違はない。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉

表14 バックアップできるパラメータリスト（4／5）

目的	対象パラメータ	SPOS 入力 パラメータ	ERS →伝達 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
放射能漏れの 状態確認	A排気筒ガスモニタ	○	○	○
	B排気筒ガスモニタ	○	○	○
	排気筒高レジンガスモニタ(低レジン)	○	○	○
	排気筒高レジンガスモニタ(高レジン)	○	○	○
原子炉容器罐 漏れの状態	原子炉容器罐 漏れの状態	格納容器罐漏れ(7信号)	○	○
	モニタボストNo.1 複量率	○	○	○
環境の 情報確認	モニタボストNo.2 複量率	○	○	○
	モニタボストNo.3 複量率	○	○	○
	モニタボストNo.4 複量率	○	○	○
	モニタボストNo.5 複量率	○	○	○
	モニタボストモニタリング量率	○	○	○
	10 分別測定風向方位番号	○	○	○
	風速(平均風速)	○	○	○
	気象情報を 算出	○	○	○
	大気密度	○	○	○
	AM用済燃料ビット水位 (AM用)	○	—	○
使用済燃料ビ ットの状態確認	B用済燃料ビット水位 (AM用)	○	—	○
	A用露式使用済燃料ビット水位	○	—	○
	B用露式使用済燃料ビット水位	○	—	○
	AM用済燃料ビット温度 (AM用)	○	—	○
燃料取扱場面の 放射能漏れ	B用済燃料ビット温度 (AM用)	○	—	○
	使用済燃料ビット区域エアモニタ	○	—	○
	A用露式使用済燃料ビット区域周辺 エアモニタ	○	—	○
	B用露式使用済燃料ビット区域周辺 エアモニタ	○	—	○
その他 (ECCS の 初期注入等)	ECCS の状態 (高圧注入系)	A高压注入ポンプ B高压注入ポンプ	○ ○ ○ ○	— — — —

表15 バックアップできるパラメータリスト（5／5）

目的	対象パラメータ	SP96 入力 パラメータ	EBSIS へ伝送 している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
その他の (ECCS の状態等)	ECCS の状態 (圧注注入系)	A余熱除去ポンプ B余熱除去ポンプ	○ ○	— —
	ECCS の状態	安全注入作動	○ ○	○
	原子炉トリップ 警報	全制御棒全挿入	○ ○	—
	S/G 開閉 漏えい检测	液位器空気抽出器ガスモニタ 蒸気発生器プローデクタモニタ	○ ○	—
	液位代替算定圧 注入ポンプ流量	根拠代替低圧注入水流累積算	○	— ○
	C CCS 流量 海水水温	原子炉沸騰冷却却水サーヒランク 本位	○	— ○
	ほう酸タンク 海水水温	Aほう酸タンク水位 Bほう酸タンク水位	○ ○	— ○
	海水ビット 海水水温	海水ビット水位	○	— ○
	吐水口の排放量	放流水口水モニタ	○	○ ○
		A蒸気発生器上部給水流量 B蒸気発生器下部給水流量 C蒸気発生器上部給水流量 D蒸気発生器下部給水流量 A蒸気発生器底部給水流量 B蒸気発生器底部給水流量 C蒸気発生器底部給水流量 D蒸気発生器底部給水流量	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
ECCS の状態	海水流量	A蒸気発生器上部給水流量 B蒸気発生器下部給水流量 C蒸気発生器上部給水流量 D蒸気発生器下部給水流量 A蒸気発生器底部給水流量 B蒸気発生器底部給水流量 C蒸気発生器底部給水流量 D蒸気発生器底部給水流量	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	格納容器 スプレイポンプ の状態	A格納容器スプレイポンプ B格納容器スプレイポンプ	○ ○	— —

女川原子力発電所 2号炉

参考第 6-1 表 データ表示端末で確認できるパラメータ (3/5)

目的	対象パラメータ	データ収集 計測入力	EBSへ 転送している データメータ
電子形格納容器圧力	格納容器圧力	○	○
格納容器圧力(AM用)	格納容器圧力(AM用)	○	○
格納容器内水温度	格納容器内水温度	○	○
格納容器内水温度	格納容器内水温度	○	○
格納容器水位	格納容器水位	○	○
電子形下部キャビティ水位	電子形下部キャビティ水位	○	○
アーチオフ水温度(引離型)	アーチオフ水温度(引離型)	○	○
格納容器内底サンプル水位 (注水)	格納容器内底サンプル水位 (注水)	○	○
格納容器内底サンプル水位 (排水)	格納容器内底サンプル水位 (排水)	○	○
格納容器スプレイ洗浄	△-格納容器スプレイ洗浄	○	○
代格納容器スプレイポンプ	日-格納容器スプレイポンプ出ロ洗浄	○	○
注口標準流量	代格納容器スプレイポンプ出ロ洗浄流量	○	○
日-格納容器スプレイ冷却器 注口標準流量(AM用)	日-格納容器スプレイ冷却器出ロ洗浄流量(AM用)	○	○
格納容器内底レンジ エアモニタの指示	格納容器内底レンジ エアモニタの指示	○	○
静気電気ガスマニタの指示	静気電気ガスマニタ	○	○
排水管レンジガスマニタ(底レンジ) C/N隔離入(7信号)	排水管レンジガスマニタ(底レンジ) C/N隔離入(7信号)	○	○
電子形格納容器隔離の状態 排水管レンジガスマニタ(底レンジ)	電子形格納容器隔離の状態 排水管レンジガスマニタ(底レンジ)	○	○

泊発電所 3号炉

【女川】PWR 設計の反映
炉型の相違により設備
及び対象パラメータに
相違はあるが、データ表
示端末で表示する「目
的」は同等であり、緊急
時対策所で必要な情報
を把握できることに相
違はない。

【大飯】記載表現の相違
データ表示端末で表示
する「目的」及び対象パ
ラメータは同等であり、
データ表示端末の機能
に相違はない。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																								
	<p>(7/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th><th>対象パラメータ</th><th>SP99 パラメータ</th><th>EBSI パラメータ</th><th>パラ メータ アッブ対象 パラメータ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>風向（ジンプラー／ノーダ）</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>風向（避障範囲）</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>風速（ジンプラー／ノーダ）</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>風速（避障範囲）</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>大気密度</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス1萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス1.2萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス1.4萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス1.6萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス1.8萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス2.0萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス2.2萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス2.4萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス2.6萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス2.8萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス3.0萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス3.2萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス3.4萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス3.6萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス3.8萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス4.0萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス4.1萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス4.2萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス4.3萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス4.4萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス4.5萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス4.6萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス4.7萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス4.8萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス4.9萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス5.0萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>可燃割合タリヤングガス5.1萬レシジ</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>風向（可燃型）</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>風速（可燃型）</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>大気密度（可燃型）</td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>※「バックアップ回路ライン」を絶たせ、SDFD19が表示にて確認できる。</p>	目的	対象パラメータ	SP99 パラメータ	EBSI パラメータ	パラ メータ アッブ対象 パラメータ	風向（ジンプラー／ノーダ）		○	○	○	風向（避障範囲）		○	○	○	風速（ジンプラー／ノーダ）		○	○	○	風速（避障範囲）		○	○	○	大気密度		○	○	○	可燃割合タリヤングガス1萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス1.2萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス1.4萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス1.6萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス1.8萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス2.0萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス2.2萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス2.4萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス2.6萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス2.8萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス3.0萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス3.2萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス3.4萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス3.6萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス3.8萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス4.0萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス4.1萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス4.2萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス4.3萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス4.4萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス4.5萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス4.6萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス4.7萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス4.8萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス4.9萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス5.0萬レシジ		○	—	—	可燃割合タリヤングガス5.1萬レシジ		○	—	—	風向（可燃型）		○	—	—	風速（可燃型）		○	—	—	大気密度（可燃型）		○	—	—	<p>参考第 6-1 表 データ表示端末で確認できるパラメータ (5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th><th>対象パラメータ</th><th>EBSI データ収集 外部機器入力</th><th>EBSIへ バッファアップする パラメータ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>モニタリングゲストア空港放飛標高算出</td><td>モニタリングゲストア空港放飛標高算出</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>モニタリングゲストア空港放飛標高算出</td><td>モニタリングゲストア空港放飛標高算出</td><td>○</td><td>—(A)</td></tr> <tr><td>風向 (C 点)</td><td>風向 (C 点)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>風速 (C 点)</td><td>風速 (C 点)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>大気密度</td><td>大気密度</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>水素供給水系ノルマティック流量</td><td>水素供給水系ノルマティック流量</td><td>○</td><td>—(B)</td></tr> <tr><td>原子炉内検査水素充満度</td><td>原子炉内検査水素充満度</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>アニカウラス水素充満度 (可燃性)</td><td>アニカウラス水素充満度 (可燃性)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A-主給水圧/ノルマティック流量</td><td>A-主給水圧/ノルマティック流量</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>B-主給水圧/ノルマティック流量</td><td>B-主給水圧/ノルマティック流量</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>C-主給水圧/ノルマティック流量</td><td>C-主給水圧/ノルマティック流量</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子炉トリップの状態</td><td>原子炉トリップの状態</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>液水浴槽ガスモニタ</td><td>液水浴槽ガスモニタ</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>蒸気发生器プロダクションモニタ</td><td>蒸気发生器プロダクションモニタ</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>精耕管路モニタの表示</td><td>精耕管路モニタの表示</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>給水口の冷却機能</td><td>給水口の冷却機能</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	EBSI データ収集 外部機器入力	EBSIへ バッファアップする パラメータ	モニタリングゲストア空港放飛標高算出	モニタリングゲストア空港放飛標高算出	○	○	モニタリングゲストア空港放飛標高算出	モニタリングゲストア空港放飛標高算出	○	—(A)	風向 (C 点)	風向 (C 点)	○	○	風速 (C 点)	風速 (C 点)	○	○	大気密度	大気密度	○	○	水素供給水系ノルマティック流量	水素供給水系ノルマティック流量	○	—(B)	原子炉内検査水素充満度	原子炉内検査水素充満度	○	○	アニカウラス水素充満度 (可燃性)	アニカウラス水素充満度 (可燃性)	○	○	A-主給水圧/ノルマティック流量	A-主給水圧/ノルマティック流量	○	○	B-主給水圧/ノルマティック流量	B-主給水圧/ノルマティック流量	○	○	C-主給水圧/ノルマティック流量	C-主給水圧/ノルマティック流量	○	○	原子炉トリップの状態	原子炉トリップの状態	○	○	液水浴槽ガスモニタ	液水浴槽ガスモニタ	○	○	蒸気发生器プロダクションモニタ	蒸気发生器プロダクションモニタ	○	○	精耕管路モニタの表示	精耕管路モニタの表示	○	○	給水口の冷却機能	給水口の冷却機能	○	○	<p>【女川】PWR 設計の反映 炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。</p> <p>※1 「環境の半導體露設」のパラメータはプラント半導體露設のパラメータであり、当機ごとに設置しているプラント計算機への入力は行なう。直接データを算出計算機へデータ入力している。</p> <p>なお、環境の半導體露設のパラメータについては、可燃型モニタリングガススト及び可燃型気象観測装置からの無線伝送により緊急時対策所にて確認可能である。</p>
目的	対象パラメータ	SP99 パラメータ	EBSI パラメータ	パラ メータ アッブ対象 パラメータ																																																																																																																																																																																																																																																							
風向（ジンプラー／ノーダ）		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																							
風向（避障範囲）		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																							
風速（ジンプラー／ノーダ）		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																							
風速（避障範囲）		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																							
大気密度		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス1萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス1.2萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス1.4萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス1.6萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス1.8萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス2.0萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス2.2萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス2.4萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス2.6萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス2.8萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス3.0萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス3.2萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス3.4萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス3.6萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス3.8萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス4.0萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス4.1萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス4.2萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス4.3萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス4.4萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス4.5萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス4.6萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス4.7萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス4.8萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス4.9萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス5.0萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
可燃割合タリヤングガス5.1萬レシジ		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
風向（可燃型）		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
風速（可燃型）		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
大気密度（可燃型）		○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																							
目的	対象パラメータ	EBSI データ収集 外部機器入力	EBSIへ バッファアップする パラメータ																																																																																																																																																																																																																																																								
モニタリングゲストア空港放飛標高算出	モニタリングゲストア空港放飛標高算出	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
モニタリングゲストア空港放飛標高算出	モニタリングゲストア空港放飛標高算出	○	—(A)																																																																																																																																																																																																																																																								
風向 (C 点)	風向 (C 点)	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
風速 (C 点)	風速 (C 点)	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
大気密度	大気密度	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
水素供給水系ノルマティック流量	水素供給水系ノルマティック流量	○	—(B)																																																																																																																																																																																																																																																								
原子炉内検査水素充満度	原子炉内検査水素充満度	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
アニカウラス水素充満度 (可燃性)	アニカウラス水素充満度 (可燃性)	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
A-主給水圧/ノルマティック流量	A-主給水圧/ノルマティック流量	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
B-主給水圧/ノルマティック流量	B-主給水圧/ノルマティック流量	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
C-主給水圧/ノルマティック流量	C-主給水圧/ノルマティック流量	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
原子炉トリップの状態	原子炉トリップの状態	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
液水浴槽ガスモニタ	液水浴槽ガスモニタ	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
蒸気发生器プロダクションモニタ	蒸気发生器プロダクションモニタ	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
精耕管路モニタの表示	精耕管路モニタの表示	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
給水口の冷却機能	給水口の冷却機能	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								

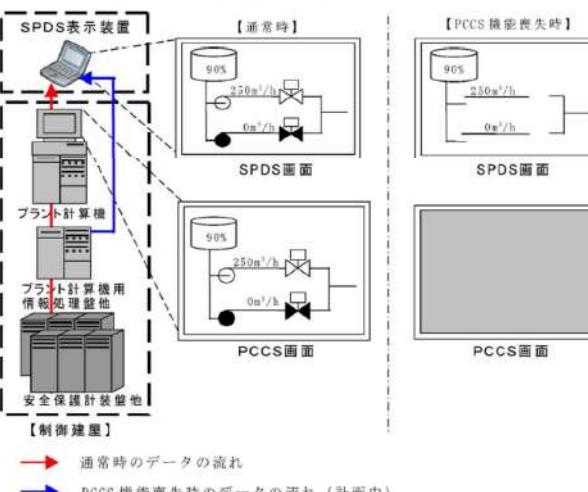
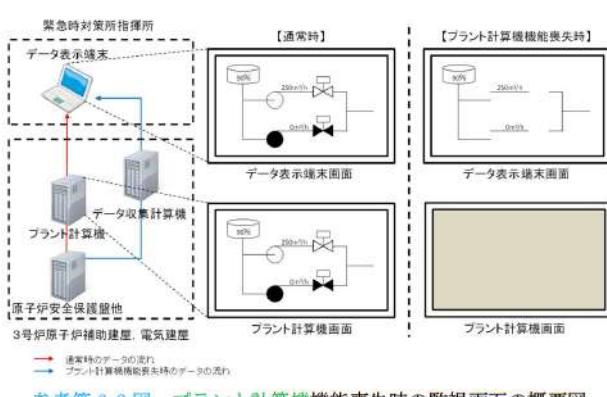
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">(9 / 10)</th></tr> <tr> <th>目的</th><th>対象パラメータ</th><th>SP6 パラメータ</th><th>BRS5伝送 パラメータ</th><th>パック アローリスト パラメータ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="18" style="vertical-align: top; font-size: small;">使用済燃料ブーム水位／温度（セードヤード式） [使用済燃料ブーム位置（燃料ワゴン上端-1,000mm）] 使用済燃料ブーム位置（セードヤード式） [使用済燃料ブームの位置（燃料ワゴン附近）] 使用済燃料ブーム水位／温度（ガイドバース式） [使用済燃料ブーム位置（燃料ワゴン上端-300mm～-700mm）] 使用済燃料ブーム水位／温度（ガイドバース式） [使用済燃料ブーム位置（燃料ワゴン下部位置）] 燃料ブーム上部荷物搬送装置モニタ（低荷重） 燃料ブーム上部荷物搬送装置モニタ（高荷重） 燃料ブーム搬出水素濃度（0～3.0%） 燃料ブーム搬出水素濃度（0～1.00%） フィルタ装置水位（A）（広帯域） フィルタ装置水位（B）（広帯域） フィルタ装置水位（C）（広帯域） フィルタ装置入力圧力（広帯域） フィルタ装置出力圧力（広帯域） フィルタ装置水温度（A） フィルタ装置水温度（B） フィルタ装置水温度（C） フィルタ装置出力冷却液モニタ（A） フィルタ装置出力冷却液モニタ（B）</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">(10 / 10)</th></tr> <tr> <th>目的</th><th>対象パラメータ</th><th>SP6 パラメータ</th><th>BRS5伝送 パラメータ</th><th>パック アローリスト パラメータ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15" style="vertical-align: top; font-size: small;">原子炉建屋内水素濃度 （原子炉建屋オーバーミングプロア水素濃度A） 原子炉建屋内水素濃度 （原子炉建屋オーバーミングプロア水素濃度B） 原子炉建屋内水素濃度 （ハーフラッピング帯） 原子炉建屋内水素濃度 （所員用エアロック前室） 原子炉建屋内水素濃度 （CR-D機器室） 原子炉建屋内水素濃度 （計器ベネットレーション室） 原子炉建屋内水素濃度 （シーラー室） 静か極度水素再結合装置、動作監視装置入口温度 静か極度水素再結合装置、動作監視装置出口温度 静か極度水素再結合装置、動作監視装置入口温度 静か極度水素再結合装置、動作監視装置出口温度 静か極度水素再結合装置、動作監视装置入口温度 静か極度水素再結合装置、動作監视装置出口温度 静か極度水素再結合装置、動作監视装置入口温度 静か極度水素再結合装置、動作監视装置出口温度</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>○</td><td>-</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	(9 / 10)					目的	対象パラメータ	SP6 パラメータ	BRS5伝送 パラメータ	パック アローリスト パラメータ	使用済燃料ブーム水位／温度（セードヤード式） [使用済燃料ブーム位置（燃料ワゴン上端-1,000mm）] 使用済燃料ブーム位置（セードヤード式） [使用済燃料ブームの位置（燃料ワゴン附近）] 使用済燃料ブーム水位／温度（ガイドバース式） [使用済燃料ブーム位置（燃料ワゴン上端-300mm～-700mm）] 使用済燃料ブーム水位／温度（ガイドバース式） [使用済燃料ブーム位置（燃料ワゴン下部位置）] 燃料ブーム上部荷物搬送装置モニタ（低荷重） 燃料ブーム上部荷物搬送装置モニタ（高荷重） 燃料ブーム搬出水素濃度（0～3.0%） 燃料ブーム搬出水素濃度（0～1.00%） フィルタ装置水位（A）（広帯域） フィルタ装置水位（B）（広帯域） フィルタ装置水位（C）（広帯域） フィルタ装置入力圧力（広帯域） フィルタ装置出力圧力（広帯域） フィルタ装置水温度（A） フィルタ装置水温度（B） フィルタ装置水温度（C） フィルタ装置出力冷却液モニタ（A） フィルタ装置出力冷却液モニタ（B）	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	(10 / 10)					目的	対象パラメータ	SP6 パラメータ	BRS5伝送 パラメータ	パック アローリスト パラメータ	原子炉建屋内水素濃度 （原子炉建屋オーバーミングプロア水素濃度A） 原子炉建屋内水素濃度 （原子炉建屋オーバーミングプロア水素濃度B） 原子炉建屋内水素濃度 （ハーフラッピング帯） 原子炉建屋内水素濃度 （所員用エアロック前室） 原子炉建屋内水素濃度 （CR-D機器室） 原子炉建屋内水素濃度 （計器ベネットレーション室） 原子炉建屋内水素濃度 （シーラー室） 静か極度水素再結合装置、動作監視装置入口温度 静か極度水素再結合装置、動作監視装置出口温度 静か極度水素再結合装置、動作監視装置入口温度 静か極度水素再結合装置、動作監視装置出口温度 静か極度水素再結合装置、動作監视装置入口温度 静か極度水素再結合装置、動作監视装置出口温度 静か極度水素再結合装置、動作監视装置入口温度 静か極度水素再結合装置、動作監视装置出口温度	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○		【女川】PWR 設計の反映 炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。
(9 / 10)																																																																																																																												
目的	対象パラメータ	SP6 パラメータ	BRS5伝送 パラメータ	パック アローリスト パラメータ																																																																																																																								
使用済燃料ブーム水位／温度（セードヤード式） [使用済燃料ブーム位置（燃料ワゴン上端-1,000mm）] 使用済燃料ブーム位置（セードヤード式） [使用済燃料ブームの位置（燃料ワゴン附近）] 使用済燃料ブーム水位／温度（ガイドバース式） [使用済燃料ブーム位置（燃料ワゴン上端-300mm～-700mm）] 使用済燃料ブーム水位／温度（ガイドバース式） [使用済燃料ブーム位置（燃料ワゴン下部位置）] 燃料ブーム上部荷物搬送装置モニタ（低荷重） 燃料ブーム上部荷物搬送装置モニタ（高荷重） 燃料ブーム搬出水素濃度（0～3.0%） 燃料ブーム搬出水素濃度（0～1.00%） フィルタ装置水位（A）（広帯域） フィルタ装置水位（B）（広帯域） フィルタ装置水位（C）（広帯域） フィルタ装置入力圧力（広帯域） フィルタ装置出力圧力（広帯域） フィルタ装置水温度（A） フィルタ装置水温度（B） フィルタ装置水温度（C） フィルタ装置出力冷却液モニタ（A） フィルタ装置出力冷却液モニタ（B）	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
(10 / 10)																																																																																																																												
目的	対象パラメータ	SP6 パラメータ	BRS5伝送 パラメータ	パック アローリスト パラメータ																																																																																																																								
原子炉建屋内水素濃度 （原子炉建屋オーバーミングプロア水素濃度A） 原子炉建屋内水素濃度 （原子炉建屋オーバーミングプロア水素濃度B） 原子炉建屋内水素濃度 （ハーフラッピング帯） 原子炉建屋内水素濃度 （所員用エアロック前室） 原子炉建屋内水素濃度 （CR-D機器室） 原子炉建屋内水素濃度 （計器ベネットレーション室） 原子炉建屋内水素濃度 （シーラー室） 静か極度水素再結合装置、動作監視装置入口温度 静か極度水素再結合装置、動作監視装置出口温度 静か極度水素再結合装置、動作監視装置入口温度 静か極度水素再結合装置、動作監視装置出口温度 静か極度水素再結合装置、動作監视装置入口温度 静か極度水素再結合装置、動作監视装置出口温度 静か極度水素再結合装置、動作監视装置入口温度 静か極度水素再結合装置、動作監视装置出口温度	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									
	○	-	○																																																																																																																									

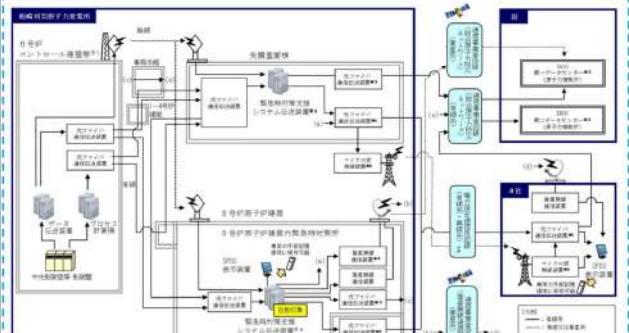
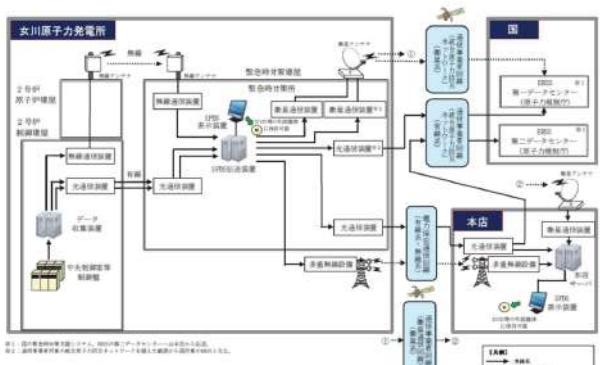
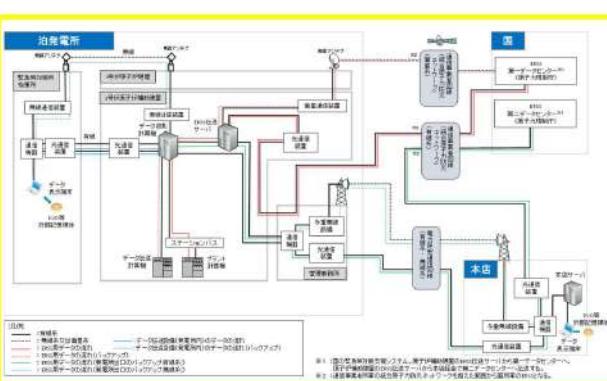
第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方は以下のとおり。</p> <p>＜弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方＞</p> <p>通常、弁の開閉やポンプの動作などの系統状態は、中央制御室の原子炉盤やプラント計算機などで監視している。SPDSはプラント計算機と通信回線により接続されているため、中央制御室外でも弁の開閉状態やポンプの起動状態などを把握することができる。</p> <p>また、プラント計算機の機能喪失に備えて、重要なパラメータについては、SPDSに直接入力できる伝送ラインの構築をしており、これらのパラメータを監視することで、系統の動作状態を把握することができ、更に、必要に応じて現場確認等を行なうことで、弁の開閉状態やポンプの起動状態を確認または推定できる。</p> <p>PCCS機能喪失時の監視画面の概要を図7に示す。</p>  <p>図7 PCCS機能喪失時の監視画面の概要図</p>		<p>なお、弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方は以下のとおり。</p> <p>＜弁の開閉状態やポンプの起動状態の監視の考え方＞</p> <p>通常、弁の開閉やポンプの動作等の系統状態は、中央制御室の主盤やプラント計算機等で監視している。データ収集計算機はプラント計算機と通信回線により接続されているため、中央制御室外でも弁の開閉状態やポンプの起動状態等を把握することができる。</p> <p>また、プラント計算機の機能喪失に備えて、重要なパラメータについては、データ収集計算機に直接入力できる伝送ラインの構築をしており、これらのパラメータを監視することで、系統の動作状態を把握することができ、さらに、必要に応じて現場確認等を行うことで、弁の開閉状態やポンプの起動状態を確認又は推定できる。</p> <p>プラント計算機機能喪失時の監視画面の概要を参考第6-2図に示す。</p>  <p>参考第6-2図 プラント計算機機能喪失時の監視画面の概要図</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実（大飯参照）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違（大飯：SPDS, 泊：データ収集計算機） ・名称の相違（大飯：原子炉盤, 泊：主盤） 【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違（大飯：SPDS, 泊：データ収集計算機） 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違（大飯：PCCS, 泊：プラント計算機）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違（大飯：PCCS, 泊：プラント計算機）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・名称の相違 大飯：PCCS 泊：プラント計算機</p>

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>緊急時対策支援システム伝送装置に保存されたデータについては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のSPDS表示装置又は緊急時対策支援システム伝送装置及び本社に設置しているSPDS表示装置から専用のセキュリティを有した外部記憶媒体へ保存できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合には、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、プラントパラメータ（SPDSパラメータ）を専用のセキュリティを有した外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>参考図 6.1-1 過去のプラントパラメータ閲覧の概要</p>	<p>参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について</p> <p>SPDS伝送装置に収集されるプラントパラメータ（SPDSパラメータ）はSPDS伝送装置で2週間分（1分周期）のデータを保存（自動収集）できる設計とする。</p> <p>SPDS伝送装置に保存されたデータについては、緊急時対策所のSPDS表示装置又はSPDS伝送装置及び本店に設置しているSPDS表示装置からDVD等の外部記憶媒体へ保存できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合には、緊急時対策所において、プラントパラメータ（SPDSパラメータ）をDVD等の外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。これにより、SPDS表示装置にて外部記憶媒体に保存されたプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の過去のデータを閲覧することができる設計とする。</p> <p>また、SPDS表示装置にてプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の監視も可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第7.1-1図に示す。</p>  <p>参考第7.1-1図 過去のプラントパラメータ閲覧の概要</p>	<p>参考7 過去のプラントパラメータ閲覧について</p> <p>データ収集計算機に収集されるプラントパラメータ（SPDSパラメータ）はデータ収集計算機で2週間分（1分周期）のデータを保存（自動収集）できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機に保存されたデータについては、緊急時対策所指揮所のデータ表示端末及び本店に設置しているデータ表示端末からDVD等の外部記憶媒体へ保存できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合には、緊急時対策所指揮所において、プラントパラメータ（SPDSパラメータ）をDVD等の外部記憶媒体へ保存し保管する手順を整備する。これにより、データ表示端末にて外部記憶媒体に保存されたプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の過去のデータを閲覧することができる設計とする。</p> <p>また、データ表示端末にてプラントパラメータ（SPDSパラメータ）の監視も可能な設計とする。</p> <p>概要を参考第7-1図に示す。</p>  <p>参考第7-1図 過去のプラントパラメータ閲覧の概要</p>	<p>【女川】 設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり。</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・2-2⑩記載のとおり。 【柏崎】 記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】 記載方針の相違2-3②のとおり</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考9 緊急時対策所の通信連絡設備の耐震性</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する通信連絡設備（通信設備（発電所内）及び通信設備（発電所外））については、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を維持できるように表18、19に記載する措置を講じる。</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するための安全パラメータ表示システム（SPDS）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内におけるデータ伝送設備については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、参考表7.1-1に示す。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の耐震措置について、参考表7.1-2に示す。</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p>緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動Ssによる地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するための安全パラメータ表示システム（SPDS）及び緊急時対策所内におけるデータ伝送設備については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により、基準地震動Ssによる地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、参考第8.1-1表に示す。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の耐震措置について、参考第8.1-2表に示す。</p>	<p>参考8 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震措置について</p> <p>緊急時対策所内に設置又は保管する通信連絡設備は、転倒防止措置等を施す設計とする。さらに、緊急時対策所内に設置又は保管する重大事故等対処設備は、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）については、転倒防止措置等を施すとともに加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備のうち重大事故等対処設備の耐震措置について、参考第8-1表に示す。</p> <p>また、データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）の耐震措置について、参考第8-2表に示す。</p>	<p>SAに係る内容（当ページ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊の参考8に大飯の参考8及び参考9の内容を記載</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・2-2①記載のとおり、 女川はデータ伝送設備を緊急時対策所内に設置しているが、泊はERSS伝送サーバを原子炉補助建屋に設置している。 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
【比較のため順番を変更して記載】																								
表18 緊急時対策所の通信設備（発電所内）耐震措置一覧																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力保安通信電話装置^①</td> <td>保安電話（固定、携帯）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する保安電話は、設置する机等の転倒防止及び通信室の落下防止の措置を施す。 </td> </tr> <tr> <td>携行型送話装置</td> <td>携行型送話装置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する送話装置は、住居な収納ケースに収容する等の措置を施す。 </td> </tr> <tr> <td>トランシーバー</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所に設置するトランシーバーは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。 </td> </tr> <tr> <td>衛星電話^②</td> <td>固定携帯</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所に設置する衛星電話（固定）は、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を確立する。 衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。 </td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置するインターフォンは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。 </td> </tr> <tr> <td>無線送話装置</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所に設置する送話装置は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 </td> </tr> </tbody> </table>	場所	主要設備	耐震措置	電力保安通信電話装置 ^①	保安電話（固定、携帯）	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する保安電話は、設置する机等の転倒防止及び通信室の落下防止の措置を施す。 	携行型送話装置	携行型送話装置	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する送話装置は、住居な収納ケースに収容する等の措置を施す。 	トランシーバー		<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所に設置するトランシーバーは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。 	衛星電話 ^②	固定携帯	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所に設置する衛星電話（固定）は、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を確立する。 衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。 	インターフォン		<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置するインターフォンは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。 	無線送話装置		<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所に設置する送話装置は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 			SAに係る内容（当ページ）
場所	主要設備	耐震措置																						
電力保安通信電話装置 ^①	保安電話（固定、携帯）	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する保安電話は、設置する机等の転倒防止及び通信室の落下防止の措置を施す。 																						
携行型送話装置	携行型送話装置	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置する送話装置は、住居な収納ケースに収容する等の措置を施す。 																						
トランシーバー		<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所に設置するトランシーバーは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。 																						
衛星電話 ^②	固定携帯	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所に設置する衛星電話（固定）は、設置する机等の転倒防止及び通信端末の落下防止の措置を施す。また、故障等に備え予備品を保有し、取替えの手順を確立する。 衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。 																						
インターフォン		<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に設置するインターフォンは、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。 																						
無線送話装置		<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所に設置する送話装置は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。 																						
<p>参考第8.1-1表 緊急時対策所の通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）に係る耐震措置</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電所内外</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備（固定型）の衛星電話用アンテナは、衛星装置上、耐震性を有する緊急時対策所指揮所に設置し、転倒防止装置等により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 衛星電話設備（固定型）の衛星装置から衛星正品は横用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する衛星装置に施設する。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>衛星電話設備 (携帯型)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する堅約の対策便に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する堅約の対策便に設置する。 衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所指揮所に設置する強固な収納ラックに保管する措置を施す。 </td> </tr> <tr> <td>発電所内</td> <td>無線連絡設備 (固定型)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備用アンテナ、衛星装置は、耐震性を有する堅約の対策便に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線連絡設備（固定型）の衛星装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する衛星装置に施設する。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>無線連絡設備 (携帯型)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する堅約の対策便に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する堅約の対策便に設置する。 </td> </tr> <tr> <td>発電所外</td> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP電話 IP-FAX IP-FAX</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及びIP-FAX装置）は、耐震性を有する堅約の対策所内に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 </td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	耐震措置	発電所内外	衛星電話設備 (固定型)	<ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備（固定型）の衛星電話用アンテナは、衛星装置上、耐震性を有する緊急時対策所指揮所に設置し、転倒防止装置等により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 衛星電話設備（固定型）の衛星装置から衛星正品は横用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する衛星装置に施設する。 		衛星電話設備 (携帯型)	<ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する堅約の対策便に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する堅約の対策便に設置する。 衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所指揮所に設置する強固な収納ラックに保管する措置を施す。 	発電所内	無線連絡設備 (固定型)	<ul style="list-style-type: none"> 無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備用アンテナ、衛星装置は、耐震性を有する堅約の対策便に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線連絡設備（固定型）の衛星装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する衛星装置に施設する。 		無線連絡設備 (携帯型)	<ul style="list-style-type: none"> 無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する堅約の対策便に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する堅約の対策便に設置する。 	発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP電話 IP-FAX IP-FAX	<ul style="list-style-type: none"> 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及びIP-FAX装置）は、耐震性を有する堅約の対策所内に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 			【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）			
通信種別	主要設備	耐震措置																						
発電所内外	衛星電話設備 (固定型)	<ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備（固定型）の衛星電話用アンテナは、衛星装置上、耐震性を有する緊急時対策所指揮所に設置し、転倒防止装置等により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 衛星電話設備（固定型）の衛星装置から衛星正品は横用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する衛星装置に施設する。 																						
	衛星電話設備 (携帯型)	<ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する堅約の対策便に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する堅約の対策便に設置する。 衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所指揮所に設置する強固な収納ラックに保管する措置を施す。 																						
発電所内	無線連絡設備 (固定型)	<ul style="list-style-type: none"> 無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備用アンテナ、衛星装置は、耐震性を有する堅約の対策便に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線連絡設備（固定型）の衛星装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する衛星装置に施設する。 																						
	無線連絡設備 (携帯型)	<ul style="list-style-type: none"> 無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する堅約の対策便に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する堅約の対策便に設置する。 																						
発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP電話 IP-FAX IP-FAX	<ul style="list-style-type: none"> 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及びIP-FAX装置）は、耐震性を有する堅約の対策所内に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 																						
<p>参考第8-1表 緊急時対策所の通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）に係る耐震措置</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電所内外</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）の衛星電話用アンテナは、衛星装置上、耐震性を有する堅約の対策便に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 衛星電話設備（FAX）の衛星装置から衛星正品は横用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する堅約の対策便に設置する。 衛星電話設備（携帯型）の衛星装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する堅約の対策便に設置する。 </td> </tr> <tr> <td>発電所内</td> <td>無線連絡設備 (固定型)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備用アンテナ及び衛星装置は、耐震性を有する堅約の対策便、3号子原子力防災装置又は緊急時対策所指揮所に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線連絡設備（固定型）の衛星装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する堅約の対策便に設置する。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>無線連絡設備 (携帯型)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する堅約の対策便に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する堅約の対策便に設置する。 </td> </tr> <tr> <td>発電所外</td> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP電話 IP-FAX IP-FAX</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及びIP-FAX装置）は、耐震性を有する堅約の対策所内に設置し、転倒防止装置等を施すと共に、加振試験等により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 </td> </tr> </tbody> </table>	場所	主要設備	耐震措置	発電所内外	衛星電話設備 (固定型)	<ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）の衛星電話用アンテナは、衛星装置上、耐震性を有する堅約の対策便に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 衛星電話設備（FAX）の衛星装置から衛星正品は横用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する堅約の対策便に設置する。 衛星電話設備（携帯型）の衛星装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する堅約の対策便に設置する。 	発電所内	無線連絡設備 (固定型)	<ul style="list-style-type: none"> 無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備用アンテナ及び衛星装置は、耐震性を有する堅約の対策便、3号子原子力防災装置又は緊急時対策所指揮所に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線連絡設備（固定型）の衛星装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する堅約の対策便に設置する。 		無線連絡設備 (携帯型)	<ul style="list-style-type: none"> 無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する堅約の対策便に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する堅約の対策便に設置する。 	発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP電話 IP-FAX IP-FAX	<ul style="list-style-type: none"> 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及びIP-FAX装置）は、耐震性を有する堅約の対策所内に設置し、転倒防止装置等を施すと共に、加振試験等により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 			【大飯】記載方針に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ通信に係る設備の耐震性に関する記載を参考8に分割して記載している。 ・大飯では通信連絡設備（発電所内）通信連絡設備（発電所外）を別表として構成している。						
場所	主要設備	耐震措置																						
発電所内外	衛星電話設備 (固定型)	<ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（FAX）の衛星電話用アンテナは、衛星装置上、耐震性を有する堅約の対策便に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 衛星電話設備（FAX）の衛星装置から衛星正品は横用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する堅約の対策便に設置する。 衛星電話設備（携帯型）の衛星装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する堅約の対策便に設置する。 																						
発電所内	無線連絡設備 (固定型)	<ul style="list-style-type: none"> 無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備用アンテナ及び衛星装置は、耐震性を有する堅約の対策便、3号子原子力防災装置又は緊急時対策所指揮所に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、加振試験等により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線連絡設備（固定型）の衛星装置から無線連絡設備用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する堅約の対策便に設置する。 																						
	無線連絡設備 (携帯型)	<ul style="list-style-type: none"> 無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する堅約の対策便に設置し、転倒防止装置等を施すとともに、転倒防止装置により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する堅約の対策便に設置する。 																						
発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP電話 IP-FAX IP-FAX	<ul style="list-style-type: none"> 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及びIP-FAX装置）は、耐震性を有する堅約の対策所内に設置し、転倒防止装置等を施すと共に、加振試験等により基準地盤に対する地盤力に対して機能が喪失しないことを確認する。 																						

※1: 発電所外用と共用。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
【比較のため順番を変更して記載】																																																			
表19 緊急時対策所の通信設備（発電所外）耐震措置一覧																																																			
場所	主要設備	耐震措置	SAに係る内容（当ページ）																																																
<table border="1"> <tr> <td>加入電話</td><td></td><td>・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td><td>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</td></tr> <tr> <td>固定電話</td><td></td><td>・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末（固定）は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。また、放電等に備え設備を係り、取扱いの手順を定める。</td><td>・大飯では通信連絡設備（発電所内）</td></tr> <tr> <td>加入電話（携帯）</td><td>固定携帯</td><td>・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td><td>通信連絡設備（発電所外）を別表として構成している。</td></tr> <tr> <td>電力保安用電話装置</td><td>保安電話（固定、携帯）</td><td>・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td><td></td></tr> <tr> <td>加入ファクシミリ</td><td></td><td>同上</td><td></td></tr> <tr> <td>固定電話（可搬）</td><td></td><td>・油圧な取扱いケースに収容し保管する。</td><td></td></tr> <tr> <td>社内TV会議システム</td><td></td><td>・TV会議システムについては、転倒防止の措置を施す。</td><td></td></tr> <tr> <td>IP電話</td><td>TV会議システム</td><td>・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉建屋延縫内の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器は回転等を施す。また、放電等に備え設備を係り、取扱いの手順を定める。</td><td></td></tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信端末装置</td><td>IP電話</td><td>・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉建屋延縫内の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施す。</td><td></td></tr> <tr> <td>IP-FAX</td><td></td><td>・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。</td><td></td></tr> <tr> <td>緊急時街頭警報システム</td><td></td><td>・TV会議システム、IP-FAX及びIP-FAX電話は、設置に際して予備品を保有し、取扱いの手順を定める。</td><td></td></tr> <tr> <td>無線通信装置</td><td></td><td>・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td><td></td></tr> </table>				加入電話		・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）	固定電話		・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末（固定）は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。また、放電等に備え設備を係り、取扱いの手順を定める。	・大飯では通信連絡設備（発電所内）	加入電話（携帯）	固定携帯	・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	通信連絡設備（発電所外）を別表として構成している。	電力保安用電話装置	保安電話（固定、携帯）	・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。		加入ファクシミリ		同上		固定電話（可搬）		・油圧な取扱いケースに収容し保管する。		社内TV会議システム		・TV会議システムについては、転倒防止の措置を施す。		IP電話	TV会議システム	・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉建屋延縫内の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器は回転等を施す。また、放電等に備え設備を係り、取扱いの手順を定める。		統合原子力防災ネットワークに接続する通信端末装置	IP電話	・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉建屋延縫内の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施す。		IP-FAX		・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。		緊急時街頭警報システム		・TV会議システム、IP-FAX及びIP-FAX電話は、設置に際して予備品を保有し、取扱いの手順を定める。		無線通信装置		・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	
加入電話		・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）																																																
固定電話		・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末（固定）は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。また、放電等に備え設備を係り、取扱いの手順を定める。	・大飯では通信連絡設備（発電所内）																																																
加入電話（携帯）	固定携帯	・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	通信連絡設備（発電所外）を別表として構成している。																																																
電力保安用電話装置	保安電話（固定、携帯）	・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																																	
加入ファクシミリ		同上																																																	
固定電話（可搬）		・油圧な取扱いケースに収容し保管する。																																																	
社内TV会議システム		・TV会議システムについては、転倒防止の措置を施す。																																																	
IP電話	TV会議システム	・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉建屋延縫内の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器は回転等を施す。また、放電等に備え設備を係り、取扱いの手順を定める。																																																	
統合原子力防災ネットワークに接続する通信端末装置	IP電話	・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉建屋延縫内の緊急時対策所指揮所に設置し転倒防止の措置を施す。																																																	
IP-FAX		・TV会議システム及びIP-FAXについては、転倒防止の措置を施す。																																																	
緊急時街頭警報システム		・TV会議システム、IP-FAX及びIP-FAX電話は、設置に際して予備品を保有し、取扱いの手順を定める。																																																	
無線通信装置		・緊急時対策所指揮所に設置する通信端末は、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																																	
※1：発電所内用と共用。																																																			
参考8. 緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る耐震性																																																			
緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る機能に関しては、基準地盤動Ssによる地震力に対し、機能を維持できるように表17に記載する措置を講じる。																																																			
場所	主要設備	耐震措置	表17 SPDSデータ表示に係る耐震措置一覧																																																
<table border="1"> <tr> <td>原子炉建屋</td><td></td><td>・安全パラメータ表示システム(SPDS)へのデータ入力については、耐震性のあるラインからデータ入力できる設計とする。</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">安全パラメータ表示システム(SPDS)</td><td>・安全パラメータ表示システム(SPDS)についてには新置仕様としている。</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">安全パラメータ表示システム(SPDS)</td><td>・安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置するラックについては、耐震性を有する取り扱い範囲内に設置して転倒防止の措置を施す。</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">避難間隔送信機 遠信機器</td><td>・通信機器を設置するラックは転倒防止を施す原子炉建屋延縫内に設置して、転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器については回転等を施す。^①・各ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に布設をしている。</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送</td><td>・建屋間伝送ルートについては、有被電線の回路構成で多重性を持たせ、さらに耐震性を持った複数ルートで冗長化するように施工する。</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送ルート</td><td>・無線アンテナについては、耐震性を有する原子炉建屋延縫内に設置して転倒防止の措置を施す。</td><td></td></tr> <tr> <td>緊急時対策所指揮所</td><td>建屋間伝送設備 遠信機器</td><td>・通信機器を設置するラックは転倒防止を施す緊急時対策所指揮所内に設置して転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器については回転等を施す。^①・各ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に布設している。</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>・SPDS表示装置は、転倒防止措置を施す。</td><td></td></tr> </table>				原子炉建屋		・安全パラメータ表示システム(SPDS)へのデータ入力については、耐震性のあるラインからデータ入力できる設計とする。		安全パラメータ表示システム(SPDS)		・安全パラメータ表示システム(SPDS)についてには新置仕様としている。		安全パラメータ表示システム(SPDS)		・安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置するラックについては、耐震性を有する取り扱い範囲内に設置して転倒防止の措置を施す。		避難間隔送信機 遠信機器		・通信機器を設置するラックは転倒防止を施す原子炉建屋延縫内に設置して、転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器については回転等を施す。 ^① ・各ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に布設をしている。		建屋間伝送		・建屋間伝送ルートについては、有被電線の回路構成で多重性を持たせ、さらに耐震性を持った複数ルートで冗長化するように施工する。		建屋間伝送ルート		・無線アンテナについては、耐震性を有する原子炉建屋延縫内に設置して転倒防止の措置を施す。		緊急時対策所指揮所	建屋間伝送設備 遠信機器	・通信機器を設置するラックは転倒防止を施す緊急時対策所指揮所内に設置して転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器については回転等を施す。 ^① ・各ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に布設している。		SPDS表示装置		・SPDS表示装置は、転倒防止措置を施す。																	
原子炉建屋		・安全パラメータ表示システム(SPDS)へのデータ入力については、耐震性のあるラインからデータ入力できる設計とする。																																																	
安全パラメータ表示システム(SPDS)		・安全パラメータ表示システム(SPDS)についてには新置仕様としている。																																																	
安全パラメータ表示システム(SPDS)		・安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置するラックについては、耐震性を有する取り扱い範囲内に設置して転倒防止の措置を施す。																																																	
避難間隔送信機 遠信機器		・通信機器を設置するラックは転倒防止を施す原子炉建屋延縫内に設置して、転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器については回転等を施す。 ^① ・各ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に布設をしている。																																																	
建屋間伝送		・建屋間伝送ルートについては、有被電線の回路構成で多重性を持たせ、さらに耐震性を持った複数ルートで冗長化するように施工する。																																																	
建屋間伝送ルート		・無線アンテナについては、耐震性を有する原子炉建屋延縫内に設置して転倒防止の措置を施す。																																																	
緊急時対策所指揮所	建屋間伝送設備 遠信機器	・通信機器を設置するラックは転倒防止を施す緊急時対策所指揮所内に設置して転倒防止の措置を施すと共に、内蔵する通信機器については回転等を施す。 ^① ・各ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に布設している。																																																	
SPDS表示装置		・SPDS表示装置は、転倒防止措置を施す。																																																	
※1：浜川島である通信機器については、その機能を喪失しないよう強度的な取扱いケースに収容する等の措置を施した予備品を保有する。																																																			
場所	主要設備	耐震措置	参考第8.1-2表 緊急時対策所の安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備に係る耐震措置																																																
<table border="1"> <tr> <td>原子炉建屋</td><td></td><td>・データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">原子炉建屋</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">光通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">無線通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送ルート</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所</td><td>建屋間伝送設備 遠信機器</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> </table>				原子炉建屋		・データ収集装置	データ収集装置	原子炉建屋		データ収集装置	データ収集装置	光通信装置		データ収集装置	データ収集装置	無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置	緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																
原子炉建屋		・データ収集装置	データ収集装置																																																
原子炉建屋		データ収集装置	データ収集装置																																																
光通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置																																																
緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
参考第8.2表 データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震措置																																																			
場所	主要設備	耐震措置	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）																																																
<table border="1"> <tr> <td>3号炉</td><td>データ収集装置 ERS-SGS-サーバー</td><td>・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。</td><td>・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。</td></tr> <tr> <td colspan="2">3号炉</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">光通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">無線通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送ルート</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所</td><td>建屋間伝送設備 遠信機器</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> </table>				3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。	3号炉		データ収集装置	データ収集装置	光通信装置		データ収集装置	データ収集装置	無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置	緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置												
3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。																																																
3号炉		データ収集装置	データ収集装置																																																
光通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置																																																
緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
参考第8.2表 データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震措置																																																			
場所	主要設備	耐震措置	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）																																																
<table border="1"> <tr> <td>3号炉</td><td>データ収集装置 ERS-SGS-サーバー</td><td>・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。</td><td>・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。</td></tr> <tr> <td colspan="2">3号炉</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">光通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">無線通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送ルート</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所</td><td>建屋間伝送設備 遠信機器</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> </table>				3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。	3号炉		データ収集装置	データ収集装置	光通信装置		データ収集装置	データ収集装置	無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置	緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置												
3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。																																																
3号炉		データ収集装置	データ収集装置																																																
光通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置																																																
緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
参考第8.2表 データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震措置																																																			
場所	主要設備	耐震措置	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）																																																
<table border="1"> <tr> <td>3号炉</td><td>データ収集装置 ERS-SGS-サーバー</td><td>・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。</td><td>・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。</td></tr> <tr> <td colspan="2">3号炉</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">光通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">無線通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送ルート</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所</td><td>建屋間伝送設備 遠信機器</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> </table>				3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。	3号炉		データ収集装置	データ収集装置	光通信装置		データ収集装置	データ収集装置	無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置	緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置												
3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。																																																
3号炉		データ収集装置	データ収集装置																																																
光通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置																																																
緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
参考第8.2表 データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震措置																																																			
場所	主要設備	耐震措置	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）																																																
<table border="1"> <tr> <td>3号炉</td><td>データ収集装置 ERS-SGS-サーバー</td><td>・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。</td><td>・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。</td></tr> <tr> <td colspan="2">3号炉</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">光通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">無線通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送ルート</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所</td><td>建屋間伝送設備 遠信機器</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> </table>				3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。	3号炉		データ収集装置	データ収集装置	光通信装置		データ収集装置	データ収集装置	無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置	緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置												
3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。																																																
3号炉		データ収集装置	データ収集装置																																																
光通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置																																																
緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
参考第8.2表 データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震措置																																																			
場所	主要設備	耐震措置	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）																																																
<table border="1"> <tr> <td>3号炉</td><td>データ収集装置 ERS-SGS-サーバー</td><td>・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。</td><td>・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。</td></tr> <tr> <td colspan="2">3号炉</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">光通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">無線通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送ルート</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所</td><td>建屋間伝送設備 遠信機器</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> </table>				3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。	3号炉		データ収集装置	データ収集装置	光通信装置		データ収集装置	データ収集装置	無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置	緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置												
3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。																																																
3号炉		データ収集装置	データ収集装置																																																
光通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置																																																
緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
参考第8.2表 データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震措置																																																			
場所	主要設備	耐震措置	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）																																																
<table border="1"> <tr> <td>3号炉</td><td>データ収集装置 ERS-SGS-サーバー</td><td>・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。</td><td>・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。</td></tr> <tr> <td colspan="2">3号炉</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">光通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">無線通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送ルート</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所</td><td>建屋間伝送設備 遠信機器</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> </table>				3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。	3号炉		データ収集装置	データ収集装置	光通信装置		データ収集装置	データ収集装置	無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置	緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置												
3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。																																																
3号炉		データ収集装置	データ収集装置																																																
光通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置																																																
緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
参考第8.2表 データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震措置																																																			
場所	主要設備	耐震措置	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）																																																
<table border="1"> <tr> <td>3号炉</td><td>データ収集装置 ERS-SGS-サーバー</td><td>・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。</td><td>・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。</td></tr> <tr> <td colspan="2">3号炉</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">光通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">無線通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送ルート</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所</td><td>建屋間伝送設備 遠信機器</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> </table>				3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。	3号炉		データ収集装置	データ収集装置	光通信装置		データ収集装置	データ収集装置	無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置	緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置												
3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。																																																
3号炉		データ収集装置	データ収集装置																																																
光通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置																																																
緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
参考第8.2表 データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震措置																																																			
場所	主要設備	耐震措置	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）																																																
<table border="1"> <tr> <td>3号炉</td><td>データ収集装置 ERS-SGS-サーバー</td><td>・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。</td><td>・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。</td></tr> <tr> <td colspan="2">3号炉</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">光通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">無線通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送ルート</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所</td><td>建屋間伝送設備 遠信機器</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> </table>				3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。	3号炉		データ収集装置	データ収集装置	光通信装置		データ収集装置	データ収集装置	無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置	緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置												
3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。																																																
3号炉		データ収集装置	データ収集装置																																																
光通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置																																																
緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
参考第8.2表 データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震措置																																																			
場所	主要設備	耐震措置	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）																																																
<table border="1"> <tr> <td>3号炉</td><td>データ収集装置 ERS-SGS-サーバー</td><td>・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。</td><td>・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。</td></tr> <tr> <td colspan="2">3号炉</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">光通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">無線通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送ルート</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所</td><td>建屋間伝送設備 遠信機器</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> </table>				3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。	3号炉		データ収集装置	データ収集装置	光通信装置		データ収集装置	データ収集装置	無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置	緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置												
3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。																																																
3号炉		データ収集装置	データ収集装置																																																
光通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置																																																
緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
参考第8.2表 データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震措置																																																			
場所	主要設備	耐震措置	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）																																																
<table border="1"> <tr> <td>3号炉</td><td>データ収集装置 ERS-SGS-サーバー</td><td>・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。</td><td>・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。</td></tr> <tr> <td colspan="2">3号炉</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">光通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">無線通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送ルート</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所</td><td>建屋間伝送設備 遠信機器</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> </table>				3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。	3号炉		データ収集装置	データ収集装置	光通信装置		データ収集装置	データ収集装置	無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置	緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置												
3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。																																																
3号炉		データ収集装置	データ収集装置																																																
光通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置																																																
緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
参考第8.2表 データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震措置																																																			
場所	主要設備	耐震措置	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）																																																
<table border="1"> <tr> <td>3号炉</td><td>データ収集装置 ERS-SGS-サーバー</td><td>・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。</td><td>・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。</td></tr> <tr> <td colspan="2">3号炉</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">光通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">無線通信装置</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送</td><td>データ収集装置</td><td>データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">建屋間伝送ルート</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所</td><td>建屋間伝送設備 遠信機器</td><td>光通信装置</td><td>光通信装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> <tr> <td colspan="2">SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td><td>SPDS表示装置</td></tr> </table>				3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。	3号炉		データ収集装置	データ収集装置	光通信装置		データ収集装置	データ収集装置	無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置	建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置	緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置	SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置												
3号炉	データ収集装置 ERS-SGS-サーバー	・データ収集装置へのデータ入出については、東日本大震災時の耐震性を有するデータ収集装置等により転倒防止の措置を施す。	・大飯では通信連絡に係る設備の耐震性に関する記載を参考9、データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震性に関する記載を参考8に記載している。																																																
3号炉		データ収集装置	データ収集装置																																																
光通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
無線通信装置		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送		データ収集装置	データ収集装置																																																
建屋間伝送ルート		光通信装置	光通信装置																																																
緊急時対策所	建屋間伝送設備 遠信機器	光通信装置	光通信装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
SPDS表示装置		SPDS表示装置	SPDS表示装置																																																
参考第8.2表 データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震措置																																																			
場所	主要設備	耐震措置																																																	

第35条 通信連絡設備（参考資料）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>参考 6 緊急時対策所の通信連絡設備電源</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考 8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、通常時、5号炉の共用高圧母線及び6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より受電可能とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、外部電源喪失時、6号炉若しくは7号炉の非常用ディーゼル発電機から受電可能な設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より受電できない場合、5号炉東側保管場所に設置している可搬型代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から受電可能とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、1台故障による機能喪失の防止と燃料補給のために停止する際にも給電を継続するため、2台を1セットとして配備する設計とする。</p>	<p>参考 9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷は、緊急時対策建屋内の緊急時対策所用高圧母線J系から受電している。</p> <p>緊急時対策所用高圧母線J系は、通常時に2号炉の非常用高圧母線を介して外部電源系から受電可能な設計とし、外部電源喪失時には、2号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所用高圧母線J系が2号炉非常用高圧母線から受電できない場合、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機からの受電に自動で切り替わる設計とする。</p> <p>さらに、ガスタービン発電機の機能喪失も考慮し、緊急時対策所用高圧母線J系は緊急時対策建屋北側に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）は1台で緊急時対策建屋に電源供給するために必要な容量を有し、緊急時対策所軽油タンクより自動で燃料補給可能な設計であることから、1セット1台を配備する設計とする。</p>	<p>参考 9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備の負荷は、緊急時対策所内の分電盤から受電している。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備の電源は、通常時に3号炉の非常用高圧母線及び非常用低圧母線を介して外部電源系から受電可能な設計とし、外部電源喪失時には、3号炉のディーゼル発電機を介し受電可能な設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所における通信連絡設備の電源が3号炉非常用低圧母線から受電できない場合、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から受電する設計とする。</p> <p>さらに、代替非常用発電機の機能喪失も考慮し、緊急時対策所近傍に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機は緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所それぞれに電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所に各1台、故障による機能喪失の防止と燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため各1台、2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の緊急時対策所における通信連絡設備の電源は、建屋電源とは別に受電している（電源構成の相違）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>SAに係る内容（赤枠）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の緊急時対策所は、指揮所と待機所にそれぞれ発電機を接続することから、必要台数に相違がある。また、燃料補給は可搬型タンクローリーにより行うことから、燃料給油時の停止も考慮して配備台数を決定している。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

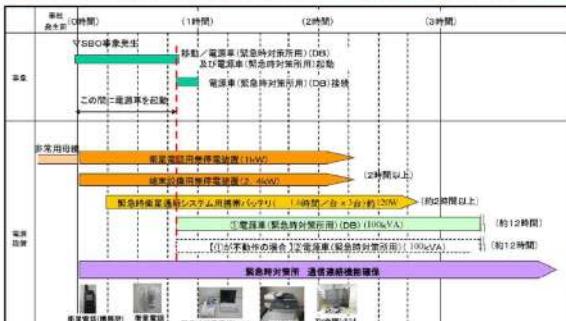
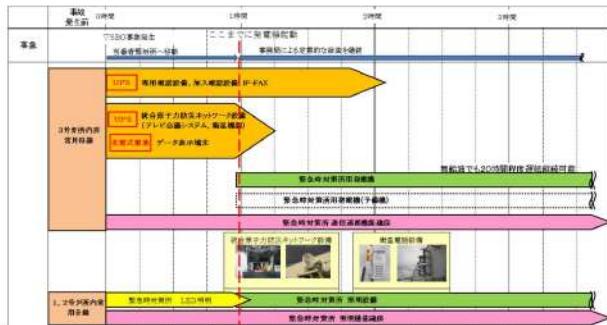
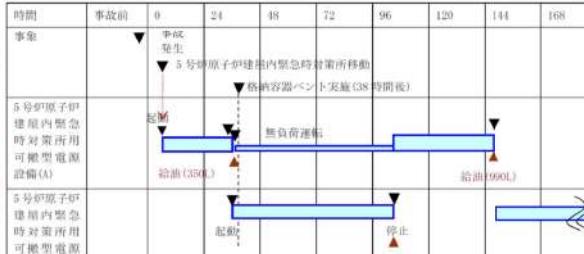
第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、プラント設備（6号炉及び7号炉中央制御室用）の電源から独立した専用の電源設備とし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備については、SBO発生時においても衛星電話用無停電電源装置、端末設備用無停電電源装置より給電されているため、必要となる通信連絡機能を維持できる。</p> <p>また、通信連絡設備は無停電電源装置の蓄電池が枯渋するまでに、電源車（緊急時対策所用）（DB）を起動、接続することで、継続して通信連絡機能を継続できる。</p> <p>仮に、電源車（緊急時対策所用）（DB）が不具合等で起動できない場合でも、バックアップ用の電源車（緊急時対策所用）により、継続して通信連絡機能を継続できる。</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷を参考表8.1-1に示す。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の仕様を参考表8.1-2に示す。</p> <p>【比較のため順番を変更して記載】</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備の電源を説明したタイムチャートを図8に、電源車の給油が必要となるタイミングを説明したタイムチャートを図9に示す。また、衛星電話用無停電電源装置等に接続する通信連絡設備の蓄電池耐量時間を表16に記載する。</p>	<p>非常用ディーゼル発電機から受電可能な非常用高圧母線、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）により緊急時対策建屋の電源は多様性を有し、緊急時対策建屋内緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷を参考第9.1-1表に示す。</p> <p>また、常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の仕様を参考第9.1-2表に示す。</p>	<p>ディーゼル発電機から受電可能な非常用高圧母線及び非常用低圧母線、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機及び緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機により緊急時対策所における通信連絡設備の電源は多様性を有するとともに、緊急時対策所用発電機を複数台配備することにより緊急時対策所における通信連絡設備の電源は多重性を有し、緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備は、全交流動力電源喪失時においても無停電電源等より受電しているため、必要となる通信連絡機能を維持できる。</p> <p>緊急時対策所における通信連絡設備は、無停電電源の蓄電池が枯渋するまでに、緊急時対策所用発電機を起動・接続することで、継続して通信連絡機能を維持できる。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備に必要な負荷を参考第9-1表に示す。</p> <p>また、非常用電源設備及び代替交流電源設備の仕様を参考第9-2表に示す。</p> <p>ディーゼル発電機、代替非常用発電機及び緊急時対策所用発電機の仕様を参考第9-2表、緊急時対策所の通信連絡設備における無停電電源の継続時間を説明したタイムチャートを参考第9-1図、緊急時対策所用発電機の給油が必要となるタイミングを説明したタイムチャートを参考第9-2図に示す。</p>	<p>SAに係る内容（赤枠）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・電源構成の相違</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・DBの電源として電源車（緊急時対策所用）（DB）を準備している。泊ではSA事象となった場合は、緊急時対策所用発電機を起動する。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・DBの電源として電源車（緊急時対策所用）（DB）を準備している。泊ではSA事象となった場合は、緊急時対策所用発電機を起動する。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実（大飯審査実績の反映）</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較のため順番を変更して記載】			
 <p>緊急時対策所は、SBO発生から電源車起動までの間の必要な通信連絡機能を維持できる。</p> <p>図8 通信連絡設備における電源タイムチャート</p>		 <p>参考第9-1図 緊急時対策所の無停電電源の継続時間</p>	【女川】記載方針の相違 ・記載の充実（大飯審査実績の反映）
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】			
 <p>参考図8.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の給油時間</p>			【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉								女川原子力発電所2号炉								泊発電所3号炉								相違理由		
【比較のため順番を変更して記載】								泊発電所3号炉								泊発電所3号炉								相違理由		
事象	事故発生日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目	13日目	14日目	15日目	16日目	17日目	18日目	19日目	20日目	21日目	22日目	23日目	24日目	
	▼事故発生	▼CV破損	放射性物質放出期間																							
電源設備	起動準備																									
	△起動用日報																									
電源車(緊急時対策用)(DB)								電源車(緊急時対策用)(代替交換車)（無負荷待機）								電源車(緊急時対策用)(代替交換車)								電源車(緊急時対策用)(予備機)		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報								△起動用日報		
△起動用日報																										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>参考表8.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 必要な負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th><th>負荷容量(kVA)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td><td>約21kVA</td></tr> <tr> <td>照明設備（コンセント負荷含む）</td><td>約12kVA</td></tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム(SPDS)、通信連絡設備*</td><td>約13kVA</td></tr> <tr> <td>放射線管理設備</td><td>約14kVA</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>約60kVA</td></tr> </tbody> </table> <p>* 電力保安通信用電話設備及び送受話器は除く</p>	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約21kVA	照明設備（コンセント負荷含む）	約12kVA	安全パラメータ表示システム(SPDS)、通信連絡設備*	約13kVA	放射線管理設備	約14kVA	合計	約60kVA	<p>参考第9.1-1表 緊急時対策所 必要な負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th><th>負荷容量(kVA)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td><td>約200kVA</td></tr> <tr> <td>照明設備（コンセント負荷含む。） (加入FAX、社内テレビ会議システム等)</td><td>約47kVA</td></tr> <tr> <td>通信連絡設備（通信用電源装置（蓄電池）負荷含む。） (送受話器（ペーディング）、移動無線設備等)</td><td>約5kVA</td></tr> <tr> <td>その他負荷（充電器負荷含む。） (衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、SPDS等)</td><td>約106kVA</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>約358kVA</td></tr> </tbody> </table>	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約200kVA	照明設備（コンセント負荷含む。） (加入FAX、社内テレビ会議システム等)	約47kVA	通信連絡設備（通信用電源装置（蓄電池）負荷含む。） (送受話器（ペーディング）、移動無線設備等)	約5kVA	その他負荷（充電器負荷含む。） (衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、SPDS等)	約106kVA	合計	約358kVA	<p>参考第9.1-1表 緊急時対策所の通信連絡設備に必要な負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th><th colspan="2">負荷容量(kVA)*1</th><th rowspan="2">備考</th></tr> <tr> <th>指揮所</th><th>待機所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備</td><td>15.1</td><td>0.7</td><td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ表示端末、その他通信連絡設備</td></tr> <tr> <td>照明設備</td><td>2.2</td><td>2.2</td><td>LED照明（バッテリ内蔵）</td></tr> <tr> <td>室内空調設備</td><td>34.8</td><td>34.8</td><td>バッケージエアコン</td></tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置</td><td>23.1</td><td>23.1</td><td>可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>21.9</td><td>21.9</td><td>OA機器等（予備容量含む）</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>97.1</td><td>70.1</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>*1 力率0.8の場合</p>	負荷名称	負荷容量(kVA)*1		備考	指揮所	待機所	通信連絡設備	15.1	0.7	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ表示端末、その他通信連絡設備	照明設備	2.2	2.2	LED照明（バッテリ内蔵）	室内空調設備	34.8	34.8	バッケージエアコン	可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン	その他	21.9	21.9	OA機器等（予備容量含む）	合計	97.1	70.1		<p>DB/SAに係る内容 【女川】記載方針の相違 換気空調設備の負荷が非常用所内電源に接続されていないことから、通信連絡設備に特化した表とした。 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																								
換気空調設備	約21kVA																																																								
照明設備（コンセント負荷含む）	約12kVA																																																								
安全パラメータ表示システム(SPDS)、通信連絡設備*	約13kVA																																																								
放射線管理設備	約14kVA																																																								
合計	約60kVA																																																								
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																								
換気空調設備	約200kVA																																																								
照明設備（コンセント負荷含む。） (加入FAX、社内テレビ会議システム等)	約47kVA																																																								
通信連絡設備（通信用電源装置（蓄電池）負荷含む。） (送受話器（ペーディング）、移動無線設備等)	約5kVA																																																								
その他負荷（充電器負荷含む。） (衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、SPDS等)	約106kVA																																																								
合計	約358kVA																																																								
負荷名称	負荷容量(kVA)*1		備考																																																						
	指揮所	待機所																																																							
通信連絡設備	15.1	0.7	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ表示端末、その他通信連絡設備																																																						
照明設備	2.2	2.2	LED照明（バッテリ内蔵）																																																						
室内空調設備	34.8	34.8	バッケージエアコン																																																						
可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン																																																						
その他	21.9	21.9	OA機器等（予備容量含む）																																																						
合計	97.1	70.1																																																							

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】																																									
参考表8.1-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の仕様	参考第9.1-2表 常設代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備の仕様	参考第9-2表 非常用電源設備及び代替交流電源設備の仕様	SAに係る内容（赤枠）																																						
<table border="1"> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所用可搬型 電源設備</td><td>(参考) 6号炉及び7号炉の非 常用ディーゼル発電機</td></tr> <tr> <td>容量 約200kVA</td><td>約6,250kVA</td></tr> <tr> <td>電圧 440V</td><td>6.9kV</td></tr> <tr> <td>力率 0.8</td><td>0.8</td></tr> </table>	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所用可搬型 電源設備	(参考) 6号炉及び7号炉の非 常用ディーゼル発電機	容量 約200kVA	約6,250kVA	電圧 440V	6.9kV	力率 0.8	0.8	<table border="1"> <tr> <td>非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機</td><td>常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機</td><td>緊急時対策所用代替交流電源設備 電源車 (緊急時対策所用)</td></tr> <tr> <td>容量 7,625kVA</td><td>4,500kVA(1台あたり)</td><td>400kVA</td></tr> <tr> <td>電圧 6.9kV</td><td>6.9kV</td><td>6.9kV</td></tr> <tr> <td>力率 0.8</td><td>0.8</td><td>0.85</td></tr> <tr> <td>台数 1台 備考：非常用ディーゼル 発電機 2B</td><td>2台</td><td>1台</td></tr> </table>	非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機	緊急時対策所用代替交流電源設備 電源車 (緊急時対策所用)	容量 7,625kVA	4,500kVA(1台あたり)	400kVA	電圧 6.9kV	6.9kV	6.9kV	力率 0.8	0.8	0.85	台数 1台 備考：非常用ディーゼル 発電機 2B	2台	1台	<table border="1"> <tr> <td>非常用電源設備 ディーゼル発電機</td><td>常設代替交流電源設備 代替非常用発電機</td><td>代替交流電源設備 緊急時対策所用発電機</td></tr> <tr> <td>容量 7,000kVA</td><td>約1,725kVA(1台あたり)</td><td>約270kVA(1台あたり)</td></tr> <tr> <td>電圧 6.9kV</td><td>6.9kV</td><td>200V</td></tr> <tr> <td>力率 0.8</td><td>0.8</td><td>0.8</td></tr> <tr> <td>台数 1台 備考：3B-ディーゼル発電機</td><td>2台</td><td>8台 (予備を含む)</td></tr> </table>	非常用電源設備 ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備 代替非常用発電機	代替交流電源設備 緊急時対策所用発電機	容量 7,000kVA	約1,725kVA(1台あたり)	約270kVA(1台あたり)	電圧 6.9kV	6.9kV	200V	力率 0.8	0.8	0.8	台数 1台 備考：3B-ディーゼル発電機	2台	8台 (予備を含む)	
5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所用可搬型 電源設備	(参考) 6号炉及び7号炉の非 常用ディーゼル発電機																																								
容量 約200kVA	約6,250kVA																																								
電圧 440V	6.9kV																																								
力率 0.8	0.8																																								
非常用交流電源設備 非常用ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機	緊急時対策所用代替交流電源設備 電源車 (緊急時対策所用)																																							
容量 7,625kVA	4,500kVA(1台あたり)	400kVA																																							
電圧 6.9kV	6.9kV	6.9kV																																							
力率 0.8	0.8	0.85																																							
台数 1台 備考：非常用ディーゼル 発電機 2B	2台	1台																																							
非常用電源設備 ディーゼル発電機	常設代替交流電源設備 代替非常用発電機	代替交流電源設備 緊急時対策所用発電機																																							
容量 7,000kVA	約1,725kVA(1台あたり)	約270kVA(1台あたり)																																							
電圧 6.9kV	6.9kV	200V																																							
力率 0.8	0.8	0.8																																							
台数 1台 備考：3B-ディーゼル発電機	2台	8台 (予備を含む)																																							
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】																																									
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の負荷リストは、参考表8.1-1に示すとおり、最大約60kVAであり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備200kVA1台により給電可能な設計とする。一方、燃料補給時、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を停止する必要があることから、1台追加配備し、速やかに切り替えることが可能な設計とする。	<p>緊急時対策建屋の負荷リストは、参考第9.1-1表に示すとおり、最大約358kVAであり、非常用ディーゼル発電機2B(7,625kVA)、ガスタービン発電機2台(4,500kVA(1台当たり))、電源車(緊急時対策所用)(400kVA)により給電可能な設計としている。</p>	<p>緊急時対策所の通信連絡設備の負荷リストは、参考第9-1表に示すとおり、最大約15.8kVAであり、3B-ディーゼル発電機(約7,000kVA)、代替非常用発電機(約1,725kVA)、緊急時対策所用発電機(約270kVA)により給電可能な設計としている。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・女川は緊急時対策所の建屋電源から通信連絡設備の電源を受電しているが、泊は通信連絡設備用の電源として建屋電源とは別に受電している</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・女川は建屋電源から通信連絡設備の電源を受電しているため、建屋の負荷容量を記載している。泊は、通信連絡設備用として電源を受電しているため、通信連絡設備の負荷容量を記載している</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>																																						

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>また、軽油タンクからタンクローリー(4kL)を用いて、軽油を補給することにより、7日以上 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を運転可能な設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は燃料タンク(990L)を内蔵しており、参考表8.1-1に示す負荷に対して66時間以上連続給電が可能であり、格納容器ベント実施前にあらかじめ給油を行うことにより、格納容器ベント実施後早期に給油が必要となることはない設計とする。</p> <p>なお、給油については、可搬型モニタリング設備及び原子炉格納容器の圧力等を監視し、適切なタイミングで行うこととする。</p> <p>万が一、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備が停止した場合、無負荷運転中の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備へ切り替えることにより10時間以上給電可能な設計とする。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の給油タイミングを参考図8.1-1に示す。参考図8.1-2に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備燃料補給作業タイムチャートを示す。</p>	<p>電源車（緊急時対策所用）の燃料系統は、緊急時対策所軽油タンク2基(20kL)、配管等で構成される。緊急時対策所軽油タンクは、緊急時対策建屋内に設置され、重大事故等時に電源車（緊急時対策所用）を用いて緊急時対策建屋に電源供給（保守的に定格運転を想定）した場合、緊急時対策所軽油タンク2基にて約7日間の連続運転が可能な容量を有する。</p> <p>万一の故障への対応として、緊急時対策建屋の電源構成は2重化しており、片系の電源系統の故障においても緊急時対策所の機能を喪失することがない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽4基（合計540kL以上で管理）に備蓄する燃料を、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて、又は燃料タンク(SA)1基(50kL以上で管理)に備蓄する燃料を、可搬型タンクローリーを用いて補給する。ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)は、屋外に設置され、重大事故等時に緊急時対策所用発電機を用いて緊急時対策所に電源供給（保守的に定格運転を想定）した場合、ディーゼル発電機燃料油貯油槽4基及び燃料タンク(SA)1基にて約7日間の連続運転が可能な容量を有する。</p> <p>万一の故障への対応として、緊急時対策所の電源構成は2重化しており、片系の電源系統の故障においても緊急時対策所の機能を喪失することがない設計とする。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 泊は、緊急時対策所軽油タンクに相当する設備はないが、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)に7日間以上の重大事故等対処が可能な備蓄量を確保しており、定期的又はブルーム通過前にタンクローリーを用いて緊急時対策所用発電機に燃料を補給する手順を整備することでブルーム通過時においても燃料を補給せずに運転できる設計としている。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
【柏崎刈羽6／7号炉より参考掲載】																																																																																	
参考9 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の充電器の仕様について 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における通信連絡設備のうち電力保安通信用電話設備（固定電話機）は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、充電器（直流48V）から給電可能な設計とする。	参考10 緊急時対策所の充電器及び通信用電源装置（蓄電池）の仕様について 緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、充電器（直流125V）及び通信用電源装置（蓄電池）（直流48V）から給電可能な設計とする。 a. 充電器（直流125V）の仕様	参考10 緊急時対策所の通信連絡設備用無停電電源の仕様について 緊急時対策所における通信連絡設備は、外部電源喪失時、以下に示すとおり、無停電電源から給電可能な設計とする。 緊急時対策所における通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間を参考第10-1表、参考第10-2表及び参考第10-3表に記載する。	【女川】設計方針の相違 泊では、無停電電源（UPSの類）、無停電電源装置、充電式電池、乾電池と設備によって様々な電源に接続されている状況から、他PWRプラントと同様に「無停電電源」と表記。 【女川】記載方針の違い （大飯審査実績の反映） 【柏崎】記載方針の相違2-3①のとおり																																																																														
表16 衛星電話用、端末設備用無停電電源装置等の蓄電池耐量時間	充電器（直流125V）から給電可能な設備の負荷	参考第10-1表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間（1/3）																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>南星電話用 無停電電源装置</th> <th>負荷</th> <th>合計負荷容量</th> <th>電源定格出力</th> <th>蓄電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話(固定) (27W×5台)</td> <td>135W</td> <td rowspan="3">約610W</td> <td rowspan="3">1.0kW (1.5kVA)</td> <td rowspan="3">2時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通報システム(衛星設備) (63W×1台)</td> <td>63W</td> </tr> <tr> <td>衛星電話(可搬)(衛星設備) (412W×1台)</td> <td>412W</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>端末設備用 無停電電源装置</th> <th>負荷</th> <th>合計負荷容量</th> <th>電源定格出力</th> <th>蓄電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合原子力防災ネットワーク(IP電話) (600W×1台)</td> <td>600W</td> <td rowspan="5">約2,200W</td> <td rowspan="5">2.4kW (3.0kVA)</td> <td rowspan="5">2時間以上</td> </tr> <tr> <td>総合原子力防災ネットワーク(IP-FAX) (860W×1台)</td> <td>860W</td> </tr> <tr> <td>総合原子力防災ネットワーク(TV会議システム) (300W×1台)</td> <td>300W</td> </tr> <tr> <td>SPDS表示装置 (90W×2台)</td> <td>180W</td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通報システム(端末設備) (126W×1台)</td> <td>126W</td> </tr> <tr> <td>衛星電話(可搬)(端末設備) (132W×1台)</td> <td>132W</td> </tr> </tbody> </table>	南星電話用 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	蓄電池耐量時間	衛星電話(固定) (27W×5台)	135W	約610W	1.0kW (1.5kVA)	2時間以上	緊急時衛星通報システム(衛星設備) (63W×1台)	63W	衛星電話(可搬)(衛星設備) (412W×1台)	412W	端末設備用 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	蓄電池耐量時間	総合原子力防災ネットワーク(IP電話) (600W×1台)	600W	約2,200W	2.4kW (3.0kVA)	2時間以上	総合原子力防災ネットワーク(IP-FAX) (860W×1台)	860W	総合原子力防災ネットワーク(TV会議システム) (300W×1台)	300W	SPDS表示装置 (90W×2台)	180W	緊急時衛星通報システム(端末設備) (126W×1台)	126W	衛星電話(可搬)(端末設備) (132W×1台)	132W	<table border="1"> <thead> <tr> <th>充電器から給電可能な設備</th> <th>負荷[A] (1系統あたり)</th> <th>充電器容量[A] (1系統あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備（固定型）</td> <td rowspan="6">約88.6</td> <td rowspan="6">450</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td>衛星保安電話（固定型）</td> </tr> <tr> <td>複合原子力防災ネットワークを用いた通信機器</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム(SPDS)</td> <td>約75.0</td> </tr> <tr> <td>その他設備</td> <td>約153.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約316.6</td> </tr> </tbody> </table>	充電器から給電可能な設備	負荷[A] (1系統あたり)	充電器容量[A] (1系統あたり)	衛星電話設備（固定型）	約88.6	450	無線連絡設備（固定型）	衛星保安電話（固定型）	複合原子力防災ネットワークを用いた通信機器	テレビ会議システム	IP-FAX	安全パラメータ表示システム(SPDS)	約75.0	その他設備	約153.0	合計	約316.6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源1（端末設備用） (無停電電源出力：980W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入電話設備 加入FAX^{※1}</td> <td>27.5W</td> <td rowspan="4">118.4W</td> <td rowspan="4">408Ah</td> <td rowspan="4">2時間以上</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備 保安電話(FAX)</td> <td>27.5W</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 無線連絡設備（固定型）</td> <td>35.9W</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 衛星電話設備(FAX)^{※1}</td> <td>27.5W</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源2（端末設備用） (無停電電源出力：980W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台</td> <td>16W×3</td> <td rowspan="2">133.5W</td> <td rowspan="2">408Ah</td> <td rowspan="2">2時間以上</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備(FAX)×3台^{※1}</td> <td>28.5W×3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</p>	無停電電源1（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	加入電話設備 加入FAX ^{※1}	27.5W	118.4W	408Ah	2時間以上	電力保安通信用電話設備 保安電話(FAX)	27.5W	無線連絡設備 無線連絡設備（固定型）	35.9W	衛星電話設備 衛星電話設備(FAX) ^{※1}	27.5W	無停電電源2（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台	16W×3	133.5W	408Ah	2時間以上	専用電話設備(FAX)×3台 ^{※1}	28.5W×3
南星電話用 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	蓄電池耐量時間																																																																													
衛星電話(固定) (27W×5台)	135W	約610W	1.0kW (1.5kVA)	2時間以上																																																																													
緊急時衛星通報システム(衛星設備) (63W×1台)	63W																																																																																
衛星電話(可搬)(衛星設備) (412W×1台)	412W																																																																																
端末設備用 無停電電源装置	負荷	合計負荷容量	電源定格出力	蓄電池耐量時間																																																																													
総合原子力防災ネットワーク(IP電話) (600W×1台)	600W	約2,200W	2.4kW (3.0kVA)	2時間以上																																																																													
総合原子力防災ネットワーク(IP-FAX) (860W×1台)	860W																																																																																
総合原子力防災ネットワーク(TV会議システム) (300W×1台)	300W																																																																																
SPDS表示装置 (90W×2台)	180W																																																																																
緊急時衛星通報システム(端末設備) (126W×1台)	126W																																																																																
衛星電話(可搬)(端末設備) (132W×1台)	132W																																																																																
充電器から給電可能な設備	負荷[A] (1系統あたり)	充電器容量[A] (1系統あたり)																																																																															
衛星電話設備（固定型）	約88.6	450																																																																															
無線連絡設備（固定型）																																																																																	
衛星保安電話（固定型）																																																																																	
複合原子力防災ネットワークを用いた通信機器																																																																																	
テレビ会議システム																																																																																	
IP-FAX																																																																																	
安全パラメータ表示システム(SPDS)	約75.0																																																																																
その他設備	約153.0																																																																																
合計	約316.6																																																																																
無停電電源1（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																													
加入電話設備 加入FAX ^{※1}	27.5W	118.4W	408Ah	2時間以上																																																																													
電力保安通信用電話設備 保安電話(FAX)	27.5W																																																																																
無線連絡設備 無線連絡設備（固定型）	35.9W																																																																																
衛星電話設備 衛星電話設備(FAX) ^{※1}	27.5W																																																																																
無停電電源2（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																													
専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台	16W×3	133.5W	408Ah	2時間以上																																																																													
専用電話設備(FAX)×3台 ^{※1}	28.5W×3																																																																																
b. A系通信用電源装置（蓄電池）（直流48V）の仕様	充電器（直流48V）から給電可能な設備の負荷	参考第10-2表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間（2/3）																																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>充電器から給電可能な設備</th> <th>負荷[A]</th> <th>通信用電源装置容量[A]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送受話器（ページング）</td> <td>約20.0</td> <td rowspan="4">250</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備（固定型）</td> <td>約5.0</td> </tr> <tr> <td>その他機器</td> <td>約66.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約91.0</td> </tr> </tbody> </table>	充電器から給電可能な設備	負荷[A]	通信用電源装置容量[A]	送受話器（ページング）	約20.0	250	移動無線設備（固定型）	約5.0	その他機器	約66.0	合計	約91.0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源3（端末設備用） (無停電電源出力：980W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台</td> <td>16W×3</td> <td rowspan="3">144.5W</td> <td rowspan="3">408Ah</td> <td rowspan="3">2時間以上</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備(FAX)×3台^{※1}</td> <td>28.5W×3</td> </tr> <tr> <td>通信機器</td> <td>11W</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源4（端末設備用） (無停電電源出力：980W)</th> <th>消費電力</th> <th>合計消費電力</th> <th>蓄電池容量</th> <th>充電池耐量時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX(衛星系)^{※1}</td> <td>72W</td> <td rowspan="2">72W</td> <td rowspan="2">408Ah</td> <td rowspan="2">2時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</p>	無停電電源3（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台	16W×3	144.5W	408Ah	2時間以上	専用電話設備(FAX)×3台 ^{※1}	28.5W×3	通信機器	11W	無停電電源4（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX(衛星系) ^{※1}	72W	72W	408Ah	2時間以上																																											
充電器から給電可能な設備	負荷[A]	通信用電源装置容量[A]																																																																															
送受話器（ページング）	約20.0	250																																																																															
移動無線設備（固定型）	約5.0																																																																																
その他機器	約66.0																																																																																
合計	約91.0																																																																																
無停電電源3（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																													
専用電話設備 専用電話設備（固定型）×3台	16W×3	144.5W	408Ah	2時間以上																																																																													
専用電話設備(FAX)×3台 ^{※1}	28.5W×3																																																																																
通信機器	11W																																																																																
無停電電源4（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																													
総合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX(衛星系) ^{※1}	72W	72W	408Ah	2時間以上																																																																													

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																															
		<p>参考第10-2表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間（2/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源5（端末設備用） (無停電電源出力：980W)</th><th>消費電力</th><th>合計消費電力</th><th>蓄電池容量</th><th>充電池耐量時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（地上系）*1</td><td>72W</td><td>116.5W</td><td>408Wh</td><td>2時間以上</td></tr> <tr> <td>専用電話設備 専用電話設備（固定型）</td><td>16W</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>専用電話設備（FAX）*1</td><td>28.5W</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>*1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源6（端末設備用） (無停電電源出力：980W)</th><th>消費電力</th><th>合計消費電力</th><th>蓄電池容量</th><th>充電池耐量時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（地上系）*1</td><td>72W</td><td>72W</td><td>408Wh</td><td>2時間以上</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：FAXは送信時に必要な消費電力にて算出している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源7（端末設備用） (無停電電源出力：1,200W)</th><th>消費電力</th><th>合計消費電力</th><th>蓄電池容量</th><th>充電池耐量時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社内テレビ会議システム 社内テレビ会議システム</td><td>231W</td><td>454W</td><td>432Wh</td><td>約1時間</td></tr> <tr> <td>社内テレビ会議用音響設備</td><td>223W</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源8（端末設備用） (無停電電源出力：1,200W)</th><th>消費電力</th><th>合計消費電力</th><th>蓄電池容量</th><th>充電池耐量時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム</td><td>290W</td><td>536.1W</td><td>900Wh</td><td>1時間以上</td></tr> <tr> <td>データ伝送設備（発電所内） 通信機器</td><td>198W</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>社内テレビ会議システム 通信機器</td><td>20W</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>専用電話設備 通信機器</td><td>11W</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>参考第10-3表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間（3/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源9（端末設備用） (無停電電源出力：1,200W)</th><th>消費電力</th><th>合計消費電力</th><th>蓄電池容量</th><th>充電池耐量時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器</td><td>108.8W</td><td>350.8W</td><td>540Wh</td><td>1時間以上</td></tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話</td><td>30W</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備 衛星保安電話</td><td>20W</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>データ伝送設備（発電所内） 通信機器</td><td>192W</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源（充電式電池）</th><th>消費電力</th><th>蓄電池容量</th><th>充電池耐量時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備 衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（FAX）</td><td>65W (送信時)</td><td>各 63Wh</td><td>約1時間 (カタログ値：約1時間半)</td></tr> </tbody> </table> <p>※衛星電話設備（FAX）は端末設備を除く</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無停電電源（充電式電池）</th><th>消費電力</th><th>蓄電池容量</th><th>充電池耐量時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ表示端末</td><td>65W</td><td>60Wh</td><td>約1時間</td></tr> </tbody> </table>	無停電電源5（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（地上系）*1	72W	116.5W	408Wh	2時間以上	専用電話設備 専用電話設備（固定型）	16W				専用電話設備（FAX）*1	28.5W				無停電電源6（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（地上系）*1	72W	72W	408Wh	2時間以上	無停電電源7（端末設備用） (無停電電源出力：1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	社内テレビ会議システム 社内テレビ会議システム	231W	454W	432Wh	約1時間	社内テレビ会議用音響設備	223W				無停電電源8（端末設備用） (無停電電源出力：1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム	290W	536.1W	900Wh	1時間以上	データ伝送設備（発電所内） 通信機器	198W				社内テレビ会議システム 通信機器	20W				専用電話設備 通信機器	11W				無停電電源9（端末設備用） (無停電電源出力：1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器	108.8W	350.8W	540Wh	1時間以上	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話	30W				電力保安通信用電話設備 衛星保安電話	20W				データ伝送設備（発電所内） 通信機器	192W				無停電電源（充電式電池）	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	衛星電話設備 衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（FAX）	65W (送信時)	各 63Wh	約1時間 (カタログ値：約1時間半)	無停電電源（充電式電池）	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間	データ表示端末	65W	60Wh	約1時間	
無停電電源5（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																																														
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（地上系）*1	72W	116.5W	408Wh	2時間以上																																																																																																														
専用電話設備 専用電話設備（固定型）	16W																																																																																																																	
専用電話設備（FAX）*1	28.5W																																																																																																																	
無停電電源6（端末設備用） (無停電電源出力：980W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																																														
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-FAX（地上系）*1	72W	72W	408Wh	2時間以上																																																																																																														
無停電電源7（端末設備用） (無停電電源出力：1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																																														
社内テレビ会議システム 社内テレビ会議システム	231W	454W	432Wh	約1時間																																																																																																														
社内テレビ会議用音響設備	223W																																																																																																																	
無停電電源8（端末設備用） (無停電電源出力：1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																																														
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 テレビ会議システム	290W	536.1W	900Wh	1時間以上																																																																																																														
データ伝送設備（発電所内） 通信機器	198W																																																																																																																	
社内テレビ会議システム 通信機器	20W																																																																																																																	
専用電話設備 通信機器	11W																																																																																																																	
無停電電源9（端末設備用） (無停電電源出力：1,200W)	消費電力	合計消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																																														
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 通信機器	108.8W	350.8W	540Wh	1時間以上																																																																																																														
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 衛星電話	30W																																																																																																																	
電力保安通信用電話設備 衛星保安電話	20W																																																																																																																	
データ伝送設備（発電所内） 通信機器	192W																																																																																																																	
無停電電源（充電式電池）	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																																															
衛星電話設備 衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（FAX）	65W (送信時)	各 63Wh	約1時間 (カタログ値：約1時間半)																																																																																																															
無停電電源（充電式電池）	消費電力	蓄電池容量	充電池耐量時間																																																																																																															
データ表示端末	65W	60Wh	約1時間																																																																																																															

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所 3 / 4 号炉

【比較のため順番を変更して記載】

参考 12. 多様性を確保した通信連絡設備

通信設備（発電所内）は、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業の指示を行うことができるよう、多様性を確保した通信設備を設置又は保管している。

これらの通信設備は、使用場所の状況に応じて使い分けることができる。また、表 21 に示すとおり、同一の事象によって、通信手段が無くなることがないよう、電源の多様性、通信回線の多様性及び耐震性等についても考慮した設計とする。

表 21 多様性を確保した通信連絡設備

使用場所と通信連絡設備		事 実 (○: 使用可 ×: 使用不可)				
使用場所 (A)	通信端末設備 (A)	使用場所 (B)	通信連絡設備 (B)	全交換能力 電源喪失 Ss	基準地図 ルート (発電所内)	通信ケーブル 雨・雪・ 火山灰
中央制御室	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	現場（屋内）	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	×	×	×
	遠転指令装置		遠転指令装置	×	×	○
	搬行型通話装置		搬行型通話装置	○	○	○ ^{※1}
	保安電話（固定） 保安電話（携帯）		保安電話（携帯）	×	×	○ ^{※2}
中央制御室	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	現場（屋外）	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	×	×	○
	遠転指令装置		遠転指令装置	×	×	○
	搬行型通話装置		搬行型通話装置	○	○	○ ^{※3}
	衛星電話（携帯）		衛星電話（携帯）	○	○	○ ^{※2}
中央制御室	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	緊急時対策室	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	×	×	○
	遠転指令装置		遠転指令装置	×	×	○
	衛星電話（固定） 衛星電話（携帯）		衛星電話（固定） 衛星電話（携帯）	○	○	○
	保安電話（固定） 保安電話（携帯）		保安電話（固定） 保安電話（携帯）	×	×	○
現場（屋内）	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	現場（屋内）	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	×	×	○
	遠転指令装置		遠転指令装置	×	×	○
	搬行型通話装置		搬行型通話装置	○	○	○ ^{※1}
	衛星電話（携帯）		衛星電話（携帯）	○	○	○ ^{※2}
現場（屋外）	保安電話（携帯）	現場（屋外）	保安電話（携帯）	×	×	○ ^{※2}
	遠転指令装置		遠転指令装置	○	○	○
	トランシーバー		トランシーバー	○	○	○
	衛星電話（携帯）		衛星電話（携帯）	○	○	○ ^{※2}
緊急時対策室	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	現場（屋内）	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	×	×	○
	遠転指令装置		遠転指令装置	×	×	○
	搬行型通話装置		搬行型通話装置	○	○	○ ^{※1}
	衛星電話（携帯）		衛星電話（携帯）	○	○	○ ^{※2}
緊急時対策室	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	現場（屋外）	保安電話（固定） 保安電話（携帯）	×	×	○
	遠転指令装置		遠転指令装置	○	○	○ ^{※3}
	搬行型通話装置		搬行型通話装置	○	○	○ ^{※1}
	衛星電話（携帯）		衛星電話（携帯）	○	○	○ ^{※2}

※1:既設ケーブル新設時は代替ケーブル布設する。

※2:保安電話（携帯）、衛星電話（携帯）は生活防水程度。

※3:搬行型通話装置を屋外で使用する場合は、防水カバー等により雨水対策を施す。

女川原子力発電所 2 号炉

参考 11 多様性を確保した通信回線の容量について

発電所外との通信連絡設備及びデータ伝送設備が接続する多様性を確保した通信回線は、参考第 11.1-1 表に示す通り、必要回線容量を確保した回線容量を有している。

泊発電所 3 号炉

参考 11 多様性を確保した通信回線の容量について

発電所外との通信連絡設備及びデータ伝送設備が接続する多様性を確保した通信回線は、参考第 11-1 表に示すとおり、必要回線容量を確保した回線容量を有している。

相違理由

【大飯】記載方針の相違
(女川審査実績の反映)
・大飯は想定事象別に通信連絡設備の使用可否を整理しているが、泊は通信連絡設備に応じた通信回線の能力を用いて通信可否を判断している。

参考第 11.1-1 表 多様性を確保した通信回線の回線容量

通信回線種別	主要設備	必要回線容量 ^{※1}		回線容量
		主要容量	その他 ^{※2}	
電力保安通信回線	電力保安適用電話設備 ^{※3} (固定電話機、PHS 端末、FAX)	2,3Mbps		
	内線電話会議システム データ伝送設備 (SPOTS 伝送装置)	10Mbps	313Mbps	320Mbps
	電力保安適用電話設備 ^{※3} (固定電話機、PHS 端末、FAX)	94Mbps		
	データ伝送設備 ^{※3} (SPOTS 伝送装置)	1.6Mbps	10Mbps	12Mbps
有線系回線	周波数増加電話機 加入電話機 加入 FAX	5 回線	—	5 回線
	電力保安適用電話設備 ^{※3} 接続機	5 回線	—	5 回線
	周波数増加電話機 加入電話機 加入 FAX	15 回線	—	15 回線
	電力保安適用電話設備 ^{※3} 接続機	15 回線	8 回線	15 回線
通信事業者回線	衛星電話設備 ^{※4} (衛星電話端末)	4Mbps	—	4Mbps
	衛星電話設備 ^{※4} (衛星電話端末)	4Mbps	—	4Mbps
	衛星電話設備 ^{※4} (衛星電話端末)	4Mbps	—	4Mbps
	専用電話設備 (地方公社共用回線ホットライン)	9 回線	—	9 回線
通信事業者回線 (組合ネットワーク)	組合原子力防災ネットワーク ^{※5} IP電話 (252Mbps)	2.2Mbps		
	IP-FAX (50Mbps)	—	2.3Mbps	5Mbps
	データ伝送設備 (SPOTS 伝送装置)	94Mbps	—	
	専用電話設備 (地方公社共用回線ホットライン)	9 回線	—	9 回線
有線系回線	組合原子力防災ネットワーク ^{※5} IP電話 (252Mbps)	210Mbps	—	
	IP-FAX (50Mbps)	—	294Mbps	384Mbps
	データ伝送設備 (SPOTS 伝送装置)	94Mbps	—	
	データ伝送設備 (SPOTS 伝送装置)	94Mbps	—	

各容量については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。

※1: 周波数増加電話設備に接続されており、通信事業者回線を経由して発電所外への連絡も可能。

※2: () は内訳を示す。

※3: その他容量は、実測データも含まれていることから、小さな変動の可能性がある。

参考第 11-1 表 多様性を確保した通信回線の回線容量

通信回線種別	主要設備	必要回線容量		回線容量
		主要容量	その他 ^{※1}	
電力保安通信回線	電力保安通信用電話設備 ^{※2} (保安電話(販売)、保安電話(携帯)、FAX)	(64kbps)	64kbps × 12 回線	
	データ伝送設備 ^{※2} (データ会議システム)	(64kbps)	768kbps	600Mbps
	データ伝送設備 ^{※2} (衛星会議)	4.4Mbps	4.4Mbps	
	データ伝送設備 ^{※2} (内線会議)	4.4Mbps	4.4Mbps	
無線系回線	電力保安通信用電話設備 ^{※2} (保安電話(販売)、保安電話(携帯)、FAX)	(64kbps)	64kbps × 12 回線	
	データ伝送設備 ^{※2} (内線会議)	(64kbps)	768kbps	26Mbps
	データ伝送設備 ^{※2} (災害時優先契約なし)	4.4Mbps	4.4Mbps	
	加入電話機	2 回線	2 回線	3 回線
通信事業者回線	加入電話機	1 回線	1 回線	1 回線
	加入 FAX	1 回線	1 回線	1 回線
	電力保安通信用電話設備 ^{※2} 電話接続機	10 回線	10 回線	10 回線
	専用電話設備 ^{※2} (FAX)	7 回線	2 回線 × 7 電話	7 電話
衛星系回線	専用電話設備 ^{※2} (内線会議)	6Mbps	6Mbps	100Mbps
	携帯電話	—	—	70Mbps
	衛星電話設備 ^{※2} (災害時優先契約なし)	—	—	69Mbps
	衛星電話設備 ^{※2} (内線会議)	3 回線	3 回線	3 回線
通信事業者回線 (組合原子力防災ネットワーク)	衛星電話設備 ^{※2} (内線会議)	1 回線	1 回線	1 回線
	衛星電話設備 ^{※2} (内線会議)	10 回線	10 回線	15 回線
	電力保安通信用電話設備 ^{※2} 衛星保安電話	32Mbps	32Mbps × 1 回線	32Mbps
	データ伝送設備 ^{※2} (内線会議)	4.4Mbps	4.4Mbps	
衛星系回線	組合原子力防災ネットワーク ^{※5} IP電話 (400kbps/台)	400kbps/台	—	5Mbps
	IP-FAX ※3	—	2.4Mbps + a ^{※3}	
	データ伝送設備 ^{※2} (内線会議)	2,000Mbps	—	
	データ伝送設備 ^{※2} (内線会議)	4.4Mbps	4.4Mbps	
通信事業者回線 (組合原子力防災ネットワーク)	組合原子力防災ネットワーク ^{※5} IP電話 (32Mbps/台)	32Mbps	32Mbps × 1 回線	32Mbps
	IP-FAX ※5	—	50Mbps	
	データ伝送設備 ^{※2} (内線会議)	60Mbps	60Mbps/台	230Mbps
	データ伝送設備 ^{※2} (内線会議)	128Mbps	128Mbps	384Mbps

各容量については、今後の詳細設計により、変更となる可能性がある。

※1 : 加入電話設備に接続されており、通信事業者回線を経由して発電所外への連絡も可能。

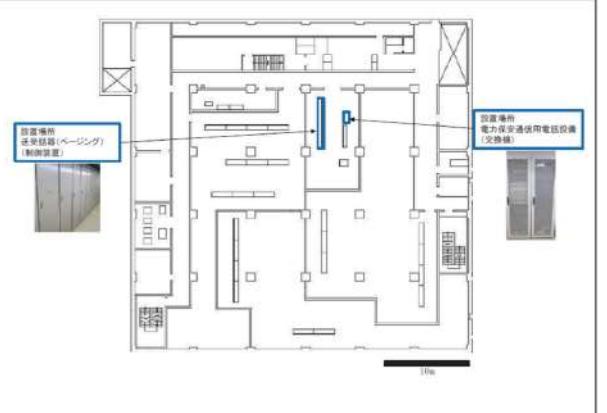
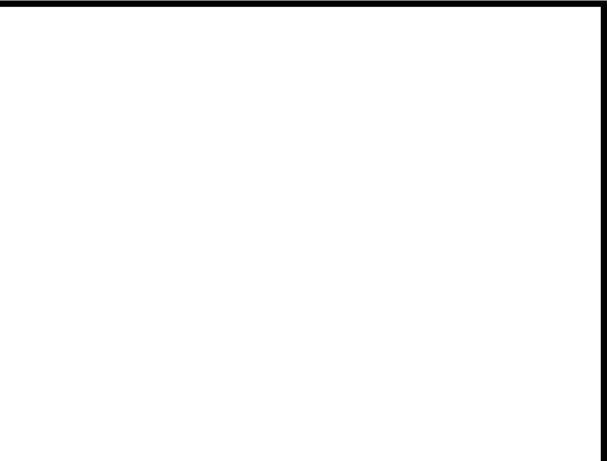
※2 : () は内訳を示す。

※3 : 帯域優先度が低いため、5Mbpsまでの空き帯域で通信する。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>参考 12 主要な通信連絡設備の配置について</p>  <p>参考第 12.1-1 図 主要な通信連絡設備の配置図 (制御建屋地上3階 中央制御室及びプロセス計算機室)</p>  <p>参考第 12.1-2 図 主要な通信連絡設備の配置図 (制御建屋地上2階 通信機械室)</p>	<p>参考 12 主要な通信連絡設備の配置について</p>  <p>参考第 12-1 図 主要な通信連絡設備の配置図 (原子炉補助建屋 T.P. 17.8m)</p> <p>■ 框囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】建屋設計の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

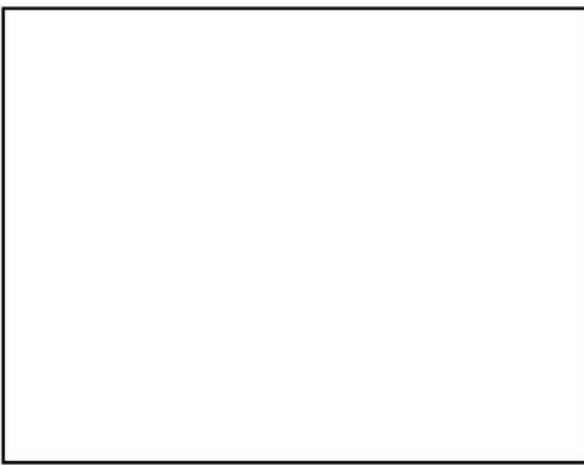
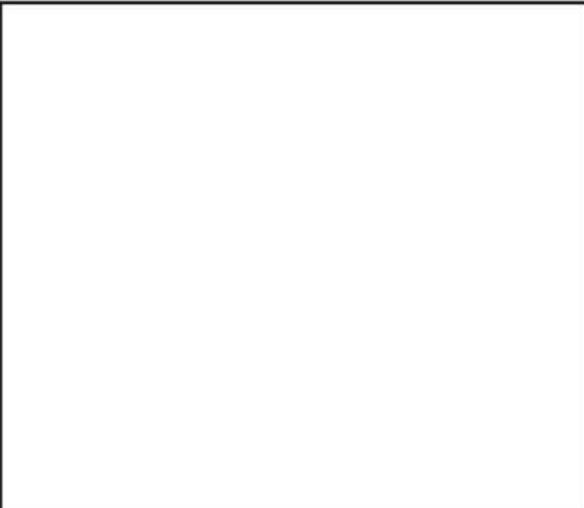
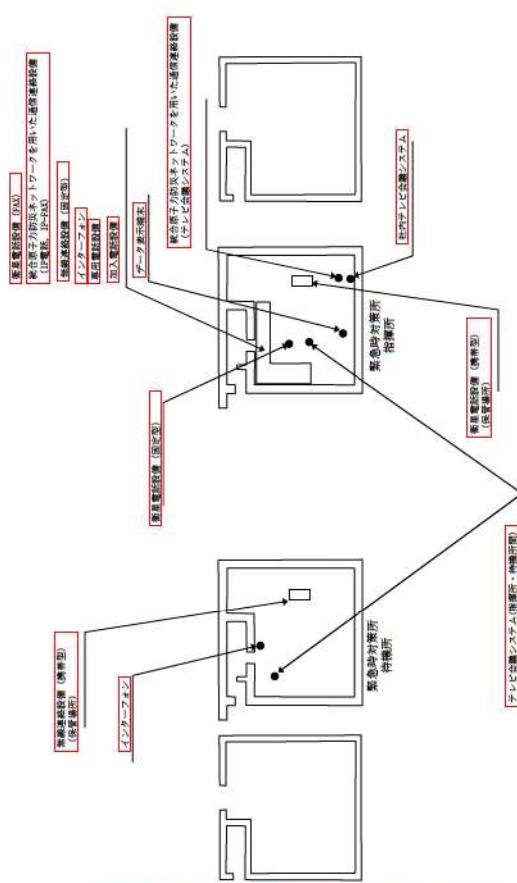
第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>参考第 12-2 図 主要な通信連絡設備の配置図 (総合管理事務所 6階)</p> <p>参考第 12-3 図 主要な通信連絡設備の配置図 (管理事務所 3階)</p>	

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

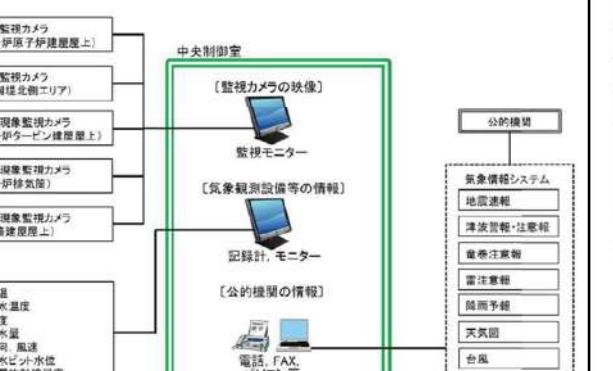
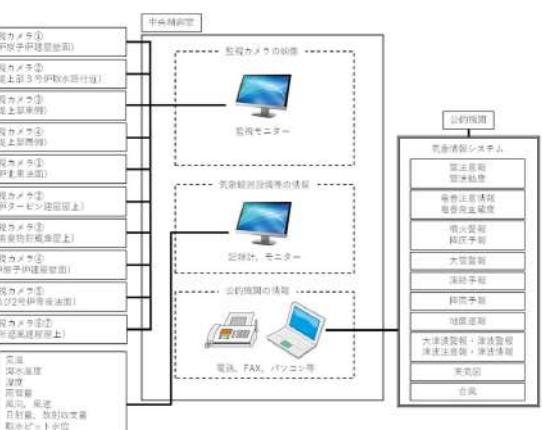
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽 6／7 号炉より参考掲載】</p>  <p>参考図 11.1-5 主要な通信連絡設備の配置図（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所）</p> <p>枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>  <p>参考第 12.1-3 図 主要な通信連絡設備の配置図 (緊急時対策建屋地下 2 階)</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	 <p>参考第 12.1-4 図 主要な通信連絡設備の配置図 (緊急時対策建屋地上 1 階)</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	 <p>参考第 12.4 図 主要な通信連絡設備の配置図 (緊急時対策所)</p>	<p>【女川】建屋設計の相違 【柏崎】記載方針の相違 2-3①のとおり</p> <p>緊急時対策所 T.P. 39 モエリア</p>

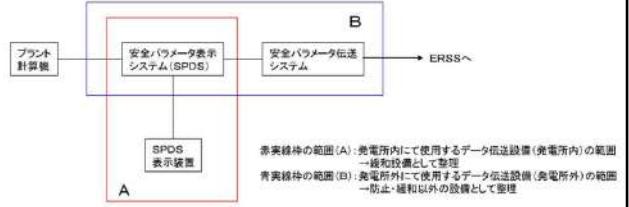
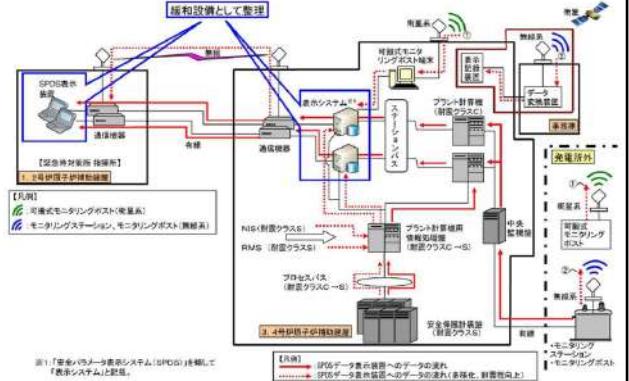
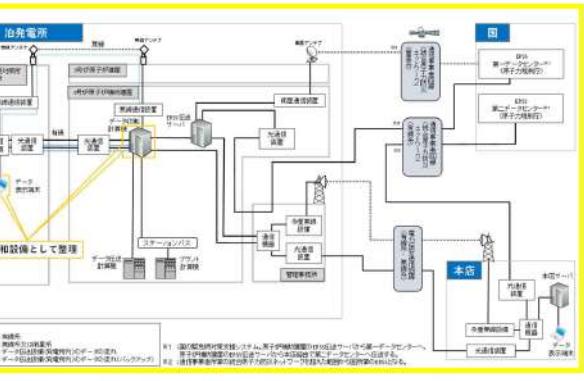
第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p> <p>なお、協力会社を含めた通信連絡の整理については、以下のとおり。</p> <p>＜協力会社を含めた通信連絡の整理＞</p> <p>発電所の運営にあたっては、普段より当社と協力会社が一体となって運営してきており、協力会社においてもマイプラント意識に根ざした同様の価値観を持って取り組んでいただいているところである。</p> <p>従って、事故等が発生した際ににおいても、協力会社と事前に覚書を結んでおり、その中で当社からの要請を受けるための連絡体制を構築していただき、設備所管箇所から設備の修理・復旧活動への協力要請を行い、一体となって対応しているところである。</p> <p>重大事故発生時も同様の観点で協力会社も含めた体制で対応することとしており、事故発生当初の緊急時対応においては発電所内の緊急時対策本部要員、中央制御室要員、緊急安全対策要員（協力会社含む）、および召集要員（社員）にて対応可能なように体制を整えている。</p> <p>設備の修理・復旧活動等といった緊急時対応以降の事故対応においても、事故の状況に応じて協力会社と一緒に必要な体制を整備し、事故対応を計画・実施することとしている。</p> <p>【柏崎刈羽6／7号炉まつめ資料より参考掲載】</p> <p>重大事故等時におけるプラントメーカー及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>内に設置する衛星電話設備（常設）等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメーカーによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるよう、プラントメーカーとの間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の緊急時対策本部要員から衛星電話設備（常設）等により直接又は本社を経由してプラントメーカーによる支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所の発電所対策本部要員から衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由して協力会社に支援を要請する。</p>	<p>参考 13 協力会社との通信連絡</p>	<p>参考 13 協力会社との通信連絡</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯は参考2に記載</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・大飯では、基本スタンスを記載しその体制を記載している</p>
<p>重大事故等時におけるプラントメーカー及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、<u>緊急時対策所指揮所内</u>に設置する衛星電話設備（固定型）等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメーカーによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるようプラントメーカーとの間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、緊急時対策所の発電所対策本部要員から衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由してプラントメーカーに支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、<u>緊急時対策所指揮所</u>の発電所対策本部要員から衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由して協力会社に支援を要請する。</p>	<p>重大事故等時におけるプラントメーカー及び協力会社からの支援については、協定を締結する等して、事故発生後に必要な支援を受けられる体制を確立しており、<u>緊急時対策所指揮所内</u>に設置する衛星電話設備（固定型）等を使用し、支援を要請する。</p> <p>○プラントメーカーによる支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、プラント状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるようプラントメーカーとの間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、<u>緊急時対策所指揮所</u>の発電所対策本部要員から衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由してプラントメーカーに支援を要請する。</p> <p>○協力会社による支援</p> <p>重大事故等時における当社が実施する事故収拾活動を円滑に実施するため、事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう協力会社との間で支援体制を整備する。</p> <p>なお、支援が必要な場合は、<u>緊急時対策所指揮所</u>の発電所対策本部要員から衛星電話設備（固定型）等により直接又は本店を経由して協力会社に支援を要請する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊では、支援を要請するプラントメーカー及び協力会社による支援体制から、使用する通信連絡設備を記載している</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p> <p>【柏崎】記載方針の相違2-3②のとおり</p>	

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>参考 14 公的機関等の情報を入手するための設備</p> <p>気象情報・注意報等について、中央制御室に設置する電話、FAX 等に加えて、中央制御室内の運転員が使用するパソコンにより、社内ネットワークシステムやインターネットの公的機関等のホームページを介して情報を入手することが可能である。</p> <p>注意報等が発表された場合は、社内ネットワークシステムより自動通知が行われ、リアルタイムで発表された気象情報の内容を確認することができる。</p> <p>自動通知による主な情報として、地震情報については、東北地区で震度1以上の地震が発生した場合、地震の発生日時・震源地・震源の深さ・地震の規模を、津波情報については、東北地区沿岸に津波注意報等が発令された場合、発表時刻・予報区名・第1波の到達予想時刻・予想される波の高さを入手することが可能である。</p> <p>なお、本設備については、プラントの運転制御に必要な回線と独立した構成としている。</p>  <pre> graph LR subgraph CCR [Central Control Room] direction TB CCR_Monitor[監視モニター] --- CCR_Information[【監視カメラの映像】] CCR_Monitor --- CCR_Recording[記録計、モニター] CCR_Information --- CCR_InformationText["【気象観測設備等の情報】"] CCR_Recording --- CCR_RecordingText["【公的機関の情報】"] CCR_Recording --- CCR_Tel["電話、FAX、パソコン等"] end subgraph Sensors [] 津波監視カメラ1[津波監視カメラ (2号炉原子炉建屋屋上)] 津波監視カメラ2[津波監視カメラ (防潮堤北側エリア)] 自然現象監視カメラ1[自然現象監視カメラ (2号炉タービン建屋屋上)] 自然現象監視カメラ2[自然現象監視カメラ (1号炉炉体屋上)] 自然現象監視カメラ3[自然現象監視カメラ (事務建屋屋上)] 温湿度計[気温 海面温度 湿度 降水量 風向、風速 地下水位 空間放射線量率] end Sensors --> CCR_Monitor Sensors --> CCR_Recording 気象情報システム[気象情報システム] 地震速報[地震速報] 津波警報・注意報[津波警報・注意報] 雷注意報[雷注意報] 風面予報[風面予報] 天気図[天気図] 台風[台風] 気象情報システム --> CCR_Information 地震速報 --> CCR_Information 津波警報・注意報 --> CCR_Information 雷注意報 --> CCR_Information 風面予報 --> CCR_Information 天気図 --> CCR_Information 台風 --> CCR_Information 気象情報システム --> CCR_Recording 地震速報 --> CCR_Recording 津波警報・注意報 --> CCR_Recording 雷注意報 --> CCR_Recording 風面予報 --> CCR_Recording 天気図 --> CCR_Recording 台風 --> CCR_Recording </pre> <p>参考第 14-1 図 中央制御室における外部状況把握のイメージ</p>	<p>参考 14 公的機関等の情報を入手するための設備</p> <p>気象情報・注意報等について、中央制御室に設置する電話、FAX 等に加えて、中央制御室内の運転員が使用するパソコンにより、社内ネットワークシステムやインターネットの公的機関等のホームページを介して情報を入手することが可能である。</p> <p>注意報等が発表された場合は、社内ネットワークシステムより自動通知が行われ、リアルタイムで発表された気象情報の内容を確認することができる。</p> <p>自動通知による主な情報として、地震情報については、北海道全城で震度1以上の地震が発生した場合、地震の発生日時・震源地・震源の深さ・地震の規模を、津波情報については、北海道日本海南部に津波注意報等が発令された場合、発表時刻・予報区名・第1波の到達予想時刻・予想される波の高さを入手することが可能である。</p> <p>なお、本設備については、プラントの運転制御に必要な回線と独立した構成としている。</p>  <pre> graph TD subgraph CCR [中央制御室] direction TB CCR_Monitor[監視モニター] --- CCR_Information[監視カメラの映像] CCR_Monitor --- CCR_Recording[記録計、モニター] CCR_Information --- CCR_InformationText["気象観測設備等の情報"] CCR_Recording --- CCR_RecordingText["公的機関の情報"] CCR_Recording --- CCR_Tel["電話、FAX、パソコン等"] subgraph Sensors [] 津波監視カメラ1[津波監視カメラ (2号炉原子炉建屋屋上)] 津波監視カメラ2[津波監視カメラ (防潮堤北側エリア)] 自然現象監視カメラ1[自然現象監視カメラ (2号炉タービン建屋屋上)] 自然現象監視カメラ2[自然現象監視カメラ (1号炉炉体屋上)] 自然現象監視カメラ3[自然現象監視カメラ (事務建屋屋上)] 温湿度計[気温 海面温度 湿度 降水量 風向、風速 地下水位 空間放射線量率] end 気象情報システム[気象情報システム] 地震速報[地震速報] 津波警報・注意報[津波警報・注意報] 雷注意報[雷注意報] 風面予報[風面予報] 天気図[天気図] 台風[台風] 気象情報システム --> CCR_Information 地震速報 --> CCR_Information 津波警報・注意報 --> CCR_Information 雷注意報 --> CCR_Information 風面予報 --> CCR_Information 天気図 --> CCR_Information 台風 --> CCR_Information 気象情報システム --> CCR_Recording 地震速報 --> CCR_Recording 津波警報・注意報 --> CCR_Recording 雷注意報 --> CCR_Recording 風面予報 --> CCR_Recording 天気図 --> CCR_Recording 台風 --> CCR_Recording end subgraph Monitors [監視モニター] 監視モニター[監視モニター] 記録計モニター[記録計、モニター] 電話FAXモニター[電話、FAX、パソコン等] end subgraph Recordings [記録装置] 記録装置[記録装置] end subgraph PublicOrganizations [公的機関] 気象情報システム[気象情報システム] 地震速報[地震速報] 津波警報・注意報[津波警報・注意報] 雷注意報[雷注意報] 風面予報[風面予報] 天気図[天気図] 台風[台風] end </pre> <p>参考第 14-1 図 中央制御室における外部状況把握のイメージ</p>	<p>【女川】観測地区の相違</p> <p>【女川】観測地区の相違</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																				
<p>参考 10. 設計基準事故対処設備における点検頻度</p> <p>設計基準事故対処設備である通信連絡設備の点検頻度について、表20に記載する。</p> <p>通信連絡設備については、常時使用による異常検知性や、メンテナンス（磨耗による部品の交換や注油等）が不要な電子部品で構成される設備の実態等を鑑み、点検頻度を定めている。</p> <p>表 20 通信連絡設備の点検頻度一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th><th>常時使用による異常検知性^② 〔○：検査可、×：検査不可〕</th><th>点検内容</th><th>点検頻度</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡指令設備</td><td>○</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／0ヶ月</td><td></td></tr> <tr> <td>事故一時放送装置</td><td>×</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／0ヶ月</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安連絡用電話設備</td><td>○ 保安電話(固定)</td><td>内線点検 通信連絡確認</td><td>1回／年</td><td>緊急時対策用の機能に係る期末のみ^③</td></tr> <tr> <td>○ 保安電話(携帯)</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／年</td><td>緊急時対策用の機能に係る期末のみ^③</td></tr> <tr> <td>複数保安電話</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／年</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">固定電話</td><td>×</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／月</td><td></td></tr> <tr> <td>携帯</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／3ヶ月</td><td></td></tr> <tr> <td>可搬</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／3ヶ月</td><td></td></tr> <tr> <td>トランシーバー</td><td>×</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／3ヶ月</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">携行型電話装置</td><td>携行型電話装置</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／ヶ月</td><td></td></tr> <tr> <td>通話装置用ケーブル</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／3ヶ月</td><td></td></tr> <tr> <td>インターフォン</td><td>×</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／3ヶ月</td><td></td></tr> <tr> <td>加入電話</td><td>○</td><td>内線点検 通信連絡確認</td><td>1回／年</td><td>緊急時対策用の機能に係る期末のみ^③</td></tr> <tr> <td>携帯電話</td><td>○</td><td>内線点検 通信連絡確認</td><td>1回／年</td><td>緊急時対策用の機能に係る期末のみ^③</td></tr> <tr> <td>社内TV会議システム</td><td>○</td><td>内線点検 通信連絡確認</td><td>1回／年</td><td>緊急時対策用の機能に係る期末のみ^③</td></tr> <tr> <td>無線通話装置</td><td>×</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／ヶ月 (1回／6ヶ月)</td><td>緊急時対策用の機能に係る期末のみ^③</td></tr> <tr> <td>加入ファクシミリ</td><td>○</td><td>内線点検 通信連絡</td><td>1回／0ヶ月</td><td>緊急時対策用の機能に係る期末のみ^③</td></tr> <tr> <td rowspan="3">総合周波子防災ネットワーク接続する通信連絡設備</td><td>TV会議システム</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／月</td><td></td></tr> <tr> <td>IP電話</td><td>外線点検 通信連絡確認</td><td>1回／月</td><td>緊急時対策用の機能に係る期末のみ^③</td></tr> <tr> <td>IP-FAX</td><td>内線点検 通信連絡</td><td>1回／月</td><td></td></tr> <tr> <td>緊急時衛星通信システム</td><td>×</td><td>外線点検 通信連絡</td><td>1回／月</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">緊急時警報受信システム (EROD) へ必要なデータを伝えるための機器</td><td>SPDIS表示装置</td><td>内線点検 (被験試験)</td><td>1回／月 (1回／年)</td><td></td></tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム(SPDPS)</td><td>○ 内線点検 (被験試験)</td><td>1回／月 (1回／年)</td><td></td></tr> <tr> <td>安全パラメータ伝送システム</td><td>○ 外線点検 (被験試験)</td><td>1回／月 (1回／年)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※1: 緊急時対策用に設置している施設、又は防災業務にかかる社内標準に定める資機材を対象とする。</p> <p>※2: 内線と外線の区別のないものについては、内線と外線のどちらか一方の検査を実施している。</p> <p>※3: 予備と取り替えることによる点検頻度が可能である。</p> <p>※4: 改修した場合は、適切に検査を行う。また、衛星電話等による代替が可能である。</p>	主要設備	常時使用による異常検知性 ^② 〔○：検査可、×：検査不可〕	点検内容	点検頻度	備考	連絡指令設備	○	外線点検 通信連絡確認	1回／0ヶ月		事故一時放送装置	×	外線点検 通信連絡確認	1回／0ヶ月		電力保安連絡用電話設備	○ 保安電話(固定)	内線点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策用の機能に係る期末のみ ^③	○ 保安電話(携帯)	外線点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策用の機能に係る期末のみ ^③	複数保安電話	外線点検 通信連絡確認	1回／年		固定電話	×	外線点検 通信連絡確認	1回／月		携帯	外線点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月		可搬	外線点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月		トランシーバー	×	外線点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月		携行型電話装置	携行型電話装置	外線点検 通信連絡確認	1回／ヶ月		通話装置用ケーブル	外線点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月		インターフォン	×	外線点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月		加入電話	○	内線点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策用の機能に係る期末のみ ^③	携帯電話	○	内線点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策用の機能に係る期末のみ ^③	社内TV会議システム	○	内線点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策用の機能に係る期末のみ ^③	無線通話装置	×	外線点検 通信連絡確認	1回／ヶ月 (1回／6ヶ月)	緊急時対策用の機能に係る期末のみ ^③	加入ファクシミリ	○	内線点検 通信連絡	1回／0ヶ月	緊急時対策用の機能に係る期末のみ ^③	総合周波子防災ネットワーク接続する通信連絡設備	TV会議システム	外線点検 通信連絡確認	1回／月		IP電話	外線点検 通信連絡確認	1回／月	緊急時対策用の機能に係る期末のみ ^③	IP-FAX	内線点検 通信連絡	1回／月		緊急時衛星通信システム	×	外線点検 通信連絡	1回／月		緊急時警報受信システム (EROD) へ必要なデータを伝えるための機器	SPDIS表示装置	内線点検 (被験試験)	1回／月 (1回／年)		安全パラメータ表示システム(SPDPS)	○ 内線点検 (被験試験)	1回／月 (1回／年)		安全パラメータ伝送システム	○ 外線点検 (被験試験)	1回／月 (1回／年)		別添資料にて比較	別添資料にて比較	【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊は点検項目及び点検頻度について別添資料「泊発電所3号炉運用、手順説明資料 通信連絡設備別添第1表」にて記載
主要設備	常時使用による異常検知性 ^② 〔○：検査可、×：検査不可〕	点検内容	点検頻度	備考																																																																																																																			
連絡指令設備	○	外線点検 通信連絡確認	1回／0ヶ月																																																																																																																				
事故一時放送装置	×	外線点検 通信連絡確認	1回／0ヶ月																																																																																																																				
電力保安連絡用電話設備	○ 保安電話(固定)	内線点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策用の機能に係る期末のみ ^③																																																																																																																			
	○ 保安電話(携帯)	外線点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策用の機能に係る期末のみ ^③																																																																																																																			
	複数保安電話	外線点検 通信連絡確認	1回／年																																																																																																																				
固定電話	×	外線点検 通信連絡確認	1回／月																																																																																																																				
	携帯	外線点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月																																																																																																																				
	可搬	外線点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月																																																																																																																				
トランシーバー	×	外線点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月																																																																																																																				
携行型電話装置	携行型電話装置	外線点検 通信連絡確認	1回／ヶ月																																																																																																																				
	通話装置用ケーブル	外線点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月																																																																																																																				
インターフォン	×	外線点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月																																																																																																																				
加入電話	○	内線点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策用の機能に係る期末のみ ^③																																																																																																																			
携帯電話	○	内線点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策用の機能に係る期末のみ ^③																																																																																																																			
社内TV会議システム	○	内線点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策用の機能に係る期末のみ ^③																																																																																																																			
無線通話装置	×	外線点検 通信連絡確認	1回／ヶ月 (1回／6ヶ月)	緊急時対策用の機能に係る期末のみ ^③																																																																																																																			
加入ファクシミリ	○	内線点検 通信連絡	1回／0ヶ月	緊急時対策用の機能に係る期末のみ ^③																																																																																																																			
総合周波子防災ネットワーク接続する通信連絡設備	TV会議システム	外線点検 通信連絡確認	1回／月																																																																																																																				
	IP電話	外線点検 通信連絡確認	1回／月	緊急時対策用の機能に係る期末のみ ^③																																																																																																																			
	IP-FAX	内線点検 通信連絡	1回／月																																																																																																																				
緊急時衛星通信システム	×	外線点検 通信連絡	1回／月																																																																																																																				
緊急時警報受信システム (EROD) へ必要なデータを伝えるための機器	SPDIS表示装置	内線点検 (被験試験)	1回／月 (1回／年)																																																																																																																				
	安全パラメータ表示システム(SPDPS)	○ 内線点検 (被験試験)	1回／月 (1回／年)																																																																																																																				
	安全パラメータ伝送システム	○ 外線点検 (被験試験)	1回／月 (1回／年)																																																																																																																				

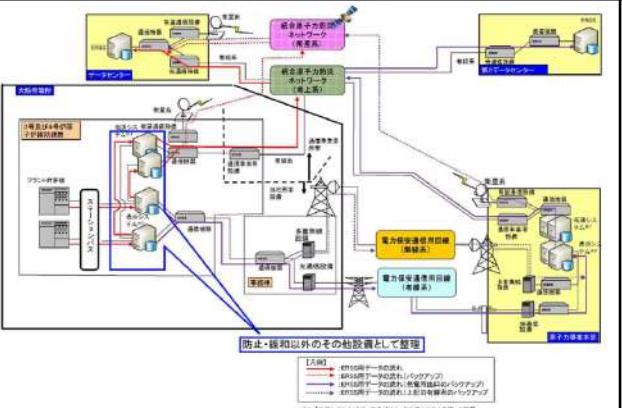
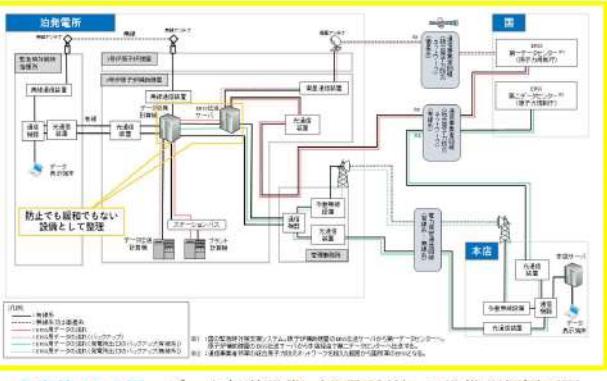
赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考 11. データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類</p> <p>緊急時対策所で事故状態等の把握に必要なデータを伝送する設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置している。これらの設備は緊急時対策所での機能に必要であるため、緩和設備として整理する。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送する設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを設置している。</p> <p>これらの設備は緊急時対策所での指揮等の機能に直接関わらないため、防止・緩和以外の設備として整理する。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）は発電所内外のデータ伝送設備を兼ねる。</p> <p>設備分類整理について、概要を図11～13に示す。</p>  <p>図11 データ伝送設備の設備分類概要図</p> <p>参考 11. データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類</p> <p>緊急時対策所で事故状態等の把握に必要なデータを伝送する設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を設置している。これらの設備は緊急時対策所での機能に必要であるため、緩和設備として整理する。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送する設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを設置している。</p> <p>これらの設備は緊急時対策所での指揮等の機能に直接関わらないため、防止・緩和以外の設備として整理する。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）は発電所内外のデータ伝送設備を兼ねる。</p> <p>設備分類整理について、概要を図11～13に示す。</p>  <p>図12 データ伝送設備（発電所内）の設備分類概要図</p> <p>参考 15 データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類</p> <p>緊急時対策所で事故状態等の把握に必要な事故時パラメータを伝送する設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末を設置している。これらの設備は緊急時対策所での機能に必要であるため、緩和設備として整理する。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する設備として、データ収集計算機及びERSS伝送サーバを設置している。</p> <p>これらの設備は緊急時対策所での指揮等の機能に直接関わらないため、防止・緩和でも緩和でもない設備として整理する。</p> <p>なお、データ収集計算機は発電所内外のデータ伝送設備を兼ねる。</p> <p>設備分類整理について、概要を参考第15-1図、参考第15-2図及び参考第15-3図に示す。</p>  <p>参考第15-1図 データ伝送設備の概要</p> <p>参考 15 データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類</p> <p>緊急時対策所で事故状態等の把握に必要な事故時パラメータを伝送する設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末を設置している。これらの設備は緊急時対策所での機能に必要であるため、緩和設備として整理する。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する設備として、データ収集計算機及びERSS伝送サーバを設置している。</p> <p>これらの設備は緊急時対策所での指揮等の機能に直接関わらないため、防止・緩和でも緩和でもない設備として整理する。</p> <p>なお、データ収集計算機は発電所内外のデータ伝送設備を兼ねる。</p> <p>設備分類整理について、概要を参考第15-1図、参考第15-2図及び参考第15-3図に示す。</p>  <p>参考第15-2図 データ伝送設備（発電所内）の設備分類概要図</p>			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図13 データ伝送設備（発電所外）の設備分類概要図</p>		 <p>参考第15-3図 データ伝送設備（発電所外）の設備分類概要図</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考 13. トランシーバーの仕様</p> <p>発電所内の通信連絡設備として、緊急安全対策要員が屋外で相互に通信連絡するためにトランシーバーを使用する。 トランシーバーは、デジタル簡易無線局として登録申請したもの用い、出力5W（1Wへの切替可能）、周波数350MHz帯の無線機を使用する。</p> <p>通話可能範囲は、使用する環境によって異なるが、見通しのよい場所であれば約1km～4km（メーカーカタログ値）であり、発電所内の屋外における通信連絡が可能である。また、通話チャンネルは30チャンネルあり、用途に応じて使い分けることができる。</p> <p>トランシーバーの電源は、付属の充電池のほかに乾電池で使用できるよう、乾電池ケースを準備しており、乾電池を交換することで7日間以上の通話が可能である。</p>		<p>参考 16 無線連絡設備（携帯型）の仕様</p> <p>発電所内の通信連絡設備として、発電所災害対策要員が屋外で相互に通信連絡するために無線連絡設備（携帯型）を使用する。 無線連絡設備（携帯型）は、デジタル簡易無線局として登録申請した出力5W（1Wへの切替可能）／周波数350MHz帯の無線機、業務用無線機として免許申請した出力1W／周波数400MHz帯の無線機及び特定小電力トランシーバとして免許・登録が不要な出力10mW以下・周波数400MHz帯の無線機を使用する。</p> <p>通話可能範囲は、使用する環境によって異なるが、見通しのよい場所であれば、デジタル簡易無線局は約1～4km、業務用無線機は約3km、特定小電力トランシーバは約2km（メーカーカタログ値）であり、発電所内の屋外における通信連絡が可能である。また、通話チャンネルは、デジタル簡易無線局は30チャンネル、業務用無線機は1チャンネル、特定小電力トランシーバは20チャンネルあり、用途に応じて使い分けることができる。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）の電源は、付属の充電式電池又は乾電池を使用することができ、乾電池を使用するものについては乾電池を交換することで7日間以上の通話が可能である。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実</p> <p>【大飯】記載方針の相違 泊は通信規格及び機種が3種類あるため、仕様を個別に記載した。 【大飯】設計方針の相違 ・大飯で採用しているデジタル簡易無線局の他、業務用無線機および特定小電力トランシーバも使用する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 泊は通信規格及び機種が3種類あるため、性能を個別に記載した。 【大飯】設計方針の相違 ・大飯で採用しているデジタル簡易無線局の他、業務用無線機および特定小電力トランシーバも使用する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 大飯：充電池 泊：充電式電池 【大飯】記載方針の相違 【大飯】設計方針の相違 ・無線機の相違により、大飯は乾電池ケースが必要となるが、泊は乾電池ケースを必要としない。 【大飯】記載方針の相違 泊は無線機が3種類あるため、「乾電池を使用するものについては」と記載した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（参考資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
		<p>参考 17 可搬型重大事故等対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方</p> <p>可搬型の通信連絡設備に対し、それが故障した場合においても使用可能なよう、参考第17-1表のとおり、必要台数と同数又は同数以上の数量の予備機を保有する方針とする。</p> <p>参考第17-1表 可搬型重大事故等対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th><th>用途</th><th>必要台数</th><th>予備機保有台数</th><th>配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">衛星電話設備 (携帯型)</td><td>可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げや常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td><td>1</td><td>1</td><td>必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。</td></tr> <tr><td>給水作業などにおける現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポート設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>放射能測定車によるモニタリングを行なう発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>ガレージ搬去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="5">無線連絡設備 (携帯型)</td><td>可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げや行なう発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td><td>2</td><td>2</td><td>必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう必要台数と同数を予備機保有台数としている。</td></tr> <tr><td>給水作業などにおける現場の発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td><td>7</td><td>9</td><td>必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)</td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポート設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td><td>1</td><td>1</td><td>必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。</td></tr> <tr><td>放射能測定車によるモニタリングを行なう発電所対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>ガレージ搬去によるアクセスルート確保を行う発電所対策要員間及び発電所対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr> <tr> <td>携行型通信装置</td><td>現地操作を行なう運転員と中央制御室の運転員間の連絡</td><td>11</td><td>13</td><td>必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数の予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 必要台数、予備機保有台数については、訓練の評価結果などを踏まえ見直すことがある。</p> <p>なお、可搬型重大事故等対処設備ではないが、緊急時対策所において事故状態等の把握や重大事故等の対処に必要な情報を収集できるよう、データ伝送設備（発電所内）としてデータ表示端末を緊急時対策所指揮所に常設している。データ表示端末1台により緊急時対策所において必要となる情報収集機能は確保されるものの、設備の保守や故障等によりその機能が失われることを防ぐため、予備3台を含めた全4台を常設している。</p>	主要設備	用途	必要台数	予備機保有台数	配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方	衛星電話設備 (携帯型)	可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げや常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。	給水作業などにおける現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	1	1		可搬型モニタリングポート設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1		放射能測定車によるモニタリングを行なう発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1		ガレージ搬去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2		無線連絡設備 (携帯型)	可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げや行なう発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	2	2	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう必要台数と同数を予備機保有台数としている。	給水作業などにおける現場の発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	7	9	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)	可搬型モニタリングポート設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。	放射能測定車によるモニタリングを行なう発電所対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1		ガレージ搬去によるアクセスルート確保を行う発電所対策要員間及び発電所対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2		携行型通信装置	現地操作を行なう運転員と中央制御室の運転員間の連絡	11	13	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数の予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)	<p>【大飯】【女川】記載方針の相違 ・2016年度ヒアリングコメントの反映（記載の充実）</p> <p>SAに係る内容（当ページ）</p>
主要設備	用途	必要台数	予備機保有台数	配備位置や用途に応じた予備機保有台数の考え方																																																			
衛星電話設備 (携帯型)	可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げや常設及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行う現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。																																																			
	給水作業などにおける現場の発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	1	1																																																				
	可搬型モニタリングポート設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1																																																				
	放射能測定車によるモニタリングを行なう発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1																																																				
	ガレージ搬去によるアクセスルート確保を行う発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2																																																				
無線連絡設備 (携帯型)	可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げや行なう発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	2	2	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう必要台数と同数を予備機保有台数としている。																																																			
	給水作業などにおける現場の発電所災害対策要員間及び発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	7	9	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)																																																			
	可搬型モニタリングポート設置を行う発電所災害対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数を予備機保有台数とする。																																																			
	放射能測定車によるモニタリングを行なう発電所対策要員と緊急時対策所指揮所間の連絡	1	1																																																				
	ガレージ搬去によるアクセスルート確保を行う発電所対策要員間及び発電所対策要員と緊急時対策所指揮所又は中央制御室間の連絡	2	2																																																				
携行型通信装置	現地操作を行なう運転員と中央制御室の運転員間の連絡	11	13	必要台数の全数故障時でも通信連絡可能とするよう、必要台数と同数の予備機保有台数とする。 (2台は保管場所に空きスペースがあるため追加)																																																			

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（別添資料）

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	差異理由
別添 大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉 技術的能力説明資料 通信連絡設備	別添 女川発電所 2 号炉 運用、手順説明資料 通信連絡設備	別添 泊発電所 3 号炉 運用、手順説明資料 通信連絡設備	別添 <u>DB に係る内容（当ページ）</u>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

第35条 通信連絡設備 (別添資料)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>第35条 通信連絡設備</p> <p>【要件事項】発電所外の人に対し必要な指示ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。 「機器等の運用に係る設備」及び多様性を確保した専用通信連絡設備を設けなければならない。 ①発電所外の通信連絡について、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。 ②発電所外の必要箇所へ連絡を行うことができる通信連絡設備及び緊急時対策支援システム。(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できる ③発電所外の通信連絡設備について、多様性を確保した専用通信連絡設備を設ける。 ④通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電装置で供給する</p>	<p>第35条 通信連絡設備</p> <p>【要件事項】発電所外の人に対し必要な指示ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。 「機器等の運用に係る設備」及び多様性を確保した専用通信連絡設備を設けなければならない。 ①発電所内の通信連絡について、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。 ②発電所外の必要箇所へ連絡を行うことができる通信連絡設備及び緊急時対策支援システム。(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できる ③発電所外の通信連絡設備について、多様性を確保した専用通信連絡設備を設ける。 ④通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電装置で供給する</p>	<p>第35条 通信連絡設備</p> <p>【要件事項】発電所外の人に対し必要な指示ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設けなければならない。 「機器等の運用に係る設備」及び多様性を確保した専用通信連絡設備を設けなければならない。 ①発電所内の通信連絡については、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設ける。 ②発電所外の必要箇所へ連絡を行うことは、多様性を確保した専用通信連絡設備及び緊急時対策支援システム。(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備を常時使用できる ③発電所外の通信連絡設備について、多様性を確保した専用通信連絡設備を設ける。 ④通信連絡設備の電源については、非常用所内電源又は無停電装置で供給する</p>	<p>【大飯】【女川】 記載表現の相違 5/26/2023</p> <p>DBに係る内容 (当ページ)</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（別添資料）

大飯発電所3／4号炉

認証登録許可申請書(参考文)	対象項目	区分	運用・手順	監視装置及び監視設備(実施所外)の操作手順
第3章 3.5条 情信連絡設備	「実施所内」	運用・手順	・監視装置及び監視設備(実施所外)の操作手順	
・通信装置設備（1、2号）				
・通信指揮設備（3、4号）				
・電波・音声送受装置				
・電波保安通信用相互通信設備（保安電話（固定）、保安電話（機密））	体制	・監視装置及び監視設備(実施所外)（特定使用有るなし） 放射料管理手帳		
・機器型通話装置				
・トランシーバー（オーバーホール）				
・衛星電話（操作）	保守・点検	・監視装置、通信設備（実施所外）及びデータ伝送設備（実施所外） の点検		
・衛星電話（操作）				
・無線通話装置				
・インダクターオン-オフ表示システム				
・安全パラメータ表示システム				
・SPDS表示装置				
「実施所外」	運用・手順	・通信設備（実施所外）の操作手順 クラウドシステムの操作手順	・安全パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ表示システム（実施所外）の操作手順	
・加入電話				
・機器電話				
・電波保安通信用相互通信設備（保安電話（固定）、保安電話（機密））	体制	・監視装置（実施所外）の操作手順 放射料管理手帳	・監視装置（実施所外）の操作手順	
・衛星電話（固定）				
・衛星電話（機密）				
・社内T V会議システム	保守・点検	・通信設備（実施所外）及びデータ伝送設備（実施所外）の定期 点検	・通信設備（実施所外）及びデータ伝送設備（実施所外）の定期 点検	
・衛星電話（操作）				
・無線通話装置				
・無線通話装置システム				
・移管障害予防及早ソットロード				
・移管障害予防及早ソットロード				
・接続障害予防				
・接続障害予防				
・安全パラメータ表示システム				
・安全パラメータ表示システム				

別添 35-2

女川原子力発電所2号炉

設置許可条文	対象項目	区分	運用対策等
第 35 条	(発電所内) <ul style="list-style-type: none"> 送受話器 (ページング) (警報装置を含む。) 電力保安通用電話設備 移動無線設備 携行型通話装置 無線連絡設備 衛星電話設備 安全パラメータ表示システム (SPS) 	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	運用者を特定せず、通信連絡設備が使用できるよう通信連絡設備の操作手順を定める。 通信連絡設備の操作 各主管グループによる点検並びに補修 定期試験（点検）については、別添第1表のとおり。 故障時の補修 通報連絡に関する訓練
	(発電所外) <ul style="list-style-type: none"> 電力保安通用電話設備 社内テレビ会議システム 局線加入電話設備 専用電話設備（地方公共団体向ホットライン） 衛星電話設備 統合原電力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 データ伝送設備 	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	運用者を特定せず、通信連絡設備が使用できるよう通信連絡設備（発電所外）の操作手順を定める。 通信連絡設備（発電所外）の操作 各主管グループによる点検並びに補修 定期試験（点検）については、別添第1表のとおり。 故障時の補修 通報連絡に関する訓練

對象項目

泊発電所 3号炉

設置不可基準対象条文	対象項目	区分		運用対策等
		通用・手順	運用・手順及び警報装置等の操作手順（特定使用者なし）	
第35条 通信連絡設備	通信連絡設備（免電所内） ・遮断指令設備 （警報装置含む。）	通用・手順 （体則）	・警報装置及び通信連絡設備（免電所内）の操作手順（特定使用者なし。） ・データ伝送設備（免電所内）の操作手順（特定使用者なし。）	
	・電力保安通信用電話設備 ・無線通話装置 ・携行式電話装置 ・無線連絡設備 ・衛星電話設備	保守・点検	・各主管課による点検及び巡回検査 ・定期試験（点検）については、表2のとおり。 ・警報装置及び通信連絡設備（免電所内）の点検 ・データ伝送設備（免電所内）の点検 ・故障時の修理	
	データ伝送設備（免電所内） ・データ収送装置 ・データ表示装置	教育・訓練	・通信連絡に附する訓練 ・操作手順に関する訓練 ・異常時の対応手順に関する訓練	
	通信連絡設備（免電所外） ・公用電話設備 ・携帯電話 ・電力保安通信用電話洗浄備 ・社内テレビ会議システム ・統合電子郵件システム ・用いた通信連絡設備	通用・手順 （体則）	・通信連絡設備（免電所外）の操作手順（特定使用者なし。） ・データ伝送設備（免電所外）の操作手順（特定使用者なし。） ・各主管課による点検及び巡回検査 ・定期試験（点検） ・操作（特定使用者なし。）	
	データ伝送設備（免電所外） ・データ収送装置	保守・点検 教育・訓練	・警報装置及び通信連絡設備（免電所外）の点検 ・データ伝送設備（免電所外）の点検 ・故障時の修理 ・通信連絡に附する訓練 ・操作手順に関する訓練 ・異常時の対応手順に関する訓練	

【大飯】

女川及び泊の他条文との整合（記載統一）

DBに係る内容（当ページ）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（別添資料）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用・点検等
第35条 通信連絡設備	・電力保安通信用回線 (有線系回線、無線系回線) ・通信事業者回線 (有線系回線、衛星系回線)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・監視箇所による監視 ・補修箇所による補修（電気保修課） ・常時監視 ・故障時の補修 — ・常時監視
	・非常用所内電源及び無停電電源	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・補修箇所による補修（電気保修課） ・点検 — ・点検
	・定期点検 ・常時監視	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）の点検 ・統合原子力防災ネットワーク装置システム（S P D S）及び安全バーマータ伝送システムの異常時の対応手順 ・安全バーマータ表示システム（S P D S）の異常時の対応手順 — ・監視（発電室、電気保修課、計装保修課） ・補修箇所による点検（電気保修課、計装保修課、放射能管理課） ・異常時の対応手段に関する訓練 —
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	・電力保安通信用回線 (有線系及び無線系) ・通信事業者回線 (有線系及び衛星系)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練 運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練 運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練 運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・各主管グループによる点検 ・通信連絡設備の定期試験（点検）については、別添第1表のとおり。 — ・各主管グループによる点検並びに補修 ・点検計画に基づく点検 ・充電式電池及び乾電池についても、通信連絡設備の定期試験（点検）時に併せて確認する。定期試験（点検）については、別添第1表のとおり。 ・故障時の補修 — ・各主管グループによる点検並びに補修 ・充電式電池及び乾電池についても、通信連絡設備の異常時における対応手順においては、定期試験（点検）に併せて確認する。定期試験（点検）については、別添第1表のとおり。
	・非常用ディーゼル発電機 ・通信用電源装置（蓄電池） ・125V充電器（12V蓄電池） ・充電式電池 ・乾電池	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練 運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練 運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・定期試験 ・常時監視 <small>注：P115項の「定期点検について」、定期点検については、定期点検について、常時監視を行う。</small>
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第35条 通信連絡設備	・電力保安通信用回線 (有線系及び無線系) ・通信事業者回線 (有線系及び衛星系)	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練 運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練 運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練 運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・監視箇所による監視 ・各主管課による点検 ・常時監視 — ・各主管課による点検 ・点検計画に基づく点検 ・充電式電池及び乾電池についても、通信連絡設備の定期試験（点検）時に併せて確認する。定期試験（点検）については、表2のとおり。 — ・各主管課による点検 ・各主管課による点検 ・点検計画に基づく点検 ・充電式電池及び乾電池についても、通信連絡設備の定期試験（点検）時に併せて確認する。定期試験（点検）については、表2のとおり。
	・ディーゼル発電機 ・通信用電池（蓄電池） ・通信用蓄電池（蓄電池） ・充電式電池（蓄電池） ・充電式電池	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練 運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練 運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	— ・各主管課による点検 ・定期試験（点検）については、定期点検について、常時監視を行う。
	・定期点検 ・常時監視	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	・専用通信回路、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）の点検 ・各主管課による点検、保修及び監視 ・定期試験（点検）については、表2のとおり。 ・異常時の対応手順に関する訓練

別添 35-3

【大飯】
記載表現の相違

DBに係る内容（当社）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第35条 通信連絡設備（別添資料）

大飯発電所3／4号炉

【比較のため転載】

参考10. 設計基準事故対処設備における点検頻度

設計基準事故対処設備である通信連絡設備の点検頻度について、表20に記載する。

通信連絡設備については、常時使用による異常検知性や、メンテナンス（摩耗による部品の交換や注油等）が不要な電子部品で構成される設備の実態等を鑑み、点検頻度を定めている。

表20 通信連絡設備の点検頻度一覧

主要設備	常時使用による異常検知性 ^{※1} ○：機能的 ×：機能的 △：機能的	点検内容	点検頻度	備考
運転指令設備	○	外観点検 通信連絡確認	1回／6ヶ月	
事故一時送信装置	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回／6ヶ月	
電力保安連絡用電話設備	○ 保安電話（固定） 保安電話（携帯） 衛星保安電話	外観点検 通信連絡確認 外観点検 通信連絡確認 外観点検 通信連絡確認	1回／年 緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3} 1回／年 緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}	
固定電話	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回／月	
携帯	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月	
可搬	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月	
トランシーバー	×	外観点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月	
携行型通話装置	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回／ヶ月	
通話装置用ケーブル	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回／3ヶ月	
インターフォン	× ^{※2}	外観点検 通信連絡確認	1回／月	
加入電話	○	外観点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}
携帯電話	○	外観点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}
社内TV会議システム	○	外観点検 通信連絡確認	1回／年	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}
無線通話装置	× ^{※4}	外観点検 通信連絡確認 (定期点検)	1回／2ヶ月 (定期点検) (1回／6ヶ月)	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}
加入ファクシミリ	○	外観点検 通信連絡	1回／ヶ月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}
総合型火災防災ネットワーク接続通信連絡設備	TV会議システム IP電話 IP-FAX	外観点検 通信連絡確認 外観点検 通信連絡確認 外観点検 通信連絡確認	1回／月 1回／月 1回／月	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※3}
緊急時衛星通話システム	×	外観点検 通信連絡	1回／月	
緊急時資材支給システム（ERODI）等へ必要なデータを伝達できる機器	SPDS表示装置 安全カメラ伝送システム	外観点検 (機能試験) 外観点検 (機能試験)	1回／月 (1回／年)	
安全カメラ伝送システム	○	外観点検 (機能試験)	1回／月 (1回／年)	

※1：緊急時対策所に設置している端末、又は防災業務にかかる社内標準に定める資機材を対象とする。
※2：専用電話装置の点検は、通常時から行っているため、点検頻度を記載していない。
※3：緊急時対策所に設置している端末、又は防災業務にかかる社内標準に定める資機材を対象とする。
※4：故障した場合は、適切に補修を行う。また、衛星電話等による代替が可能である。

女川原子力発電所2号炉

別添第1表 通信連絡設備（設計基準）における点検項目並びに点検頻度

泊発電所3号炉

表2 通信連絡設備（設計基準）における点検項目並びに点検頻度

【大飯】記載方針の相違
(女川審査実績の反映)
大飯では点検項目及び点検頻度について参考資料（参考10）にて記載
DBに係る内容（当ページ）

【大飯】記載方針の相違
(女川審査実績の反映)
大飯は保安規定のサービスバランスとしての点検頻度を記載。泊は女川同様点検計画の頻度について記載。

設計基準事故対象設備		点検項目	点検頻度
送受話器（ペーパーライフ） (警報装置を含む)	ハンドセット、スピーカ	外観点検 機能確認	1回／年
電力保安連絡用電話設備	固定電話機 FBS 端末 FAX 衛星保安電話（固定型）	外観点検 機能確認	1回／6ヶ月 ^{※1}
社内テレビ会議システム		外観点検 機能確認	1回／6ヶ月
携行型通話装置		外観点検 通信確認	1回／6ヶ月
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型）	外観点検 通信確認	1回／6ヶ月
移動無線設備	移動無線設備（固定型） 移動無線設備（車載型）	外観点検 通信確認	1回／6ヶ月
無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）	外観点検 通信確認	1回／6ヶ月
データ収集装置	データ収集装置	外観点検 機能確認	1回／年
表示システム (SPDS)	SPDS 伝送装置 SPDS 表示装置		
局線加入電話設備	加入電話機 加入FAX	外観点検 機能確認	1回／6ヶ月
専用電話設備	専用電話設備（地方公共団体専用ホットライン）	外観点検 機能確認	1回／6ヶ月
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム IP電話 IP-FAX	外観点検 通信確認	1回／6ヶ月
データ伝送設備	SPDS 伝送装置	外観点検 機能確認	1回／年

※1：緊急時対策所に設置している端末を対象とする。中央制御室等に設置している端末は、通常時から使用しているため、通話することで健全性を確認している。
※2：緊急時対策所に設置している端末を対象とする。

主要設備	点検頻度	点検内容	備考
運転指令設備	1回／年	外観点検、通信確認	
電力保安連絡用電話設備	1回／年	外観点検、通信確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
無線連絡設備	1回／年	外観点検、通信確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
携行型通話装置	1回／年	外観点検、通信確認	
衛星電話設備	1回／年	外観点検、通信確認	
移動無線設備	1回／3ヶ月	外観点検、通信確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
加入電話設備	1回／年	外観点検、通信確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
専用電話設備	1回／年	外観点検、通信確認	
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	1回／年	外観点検、通信確認	緊急時対策所の機能に係る端末のみ ^{※1}
データ伝送設備（発電所内）	データ表示端末	外観点検（1回／月） 機能試験（1回／年）	
データ伝送設備（発電所外）	データ収集計算機	外観点検（1回／月） 機能試験（1回／年）	
データ伝送設備（発電所外）	ERSS 伝送サーバ	外観点検（1回／月） 機能試験（1回／年）	

※1：緊急時対策所に設置している端末又は防災業務に係る社内標準に定める資機材を対象とする。中央制御室等の端末は、通常時から使用しているため、通話することで健全性を確認している。